

弁論要旨（朗読用）

2011年（平成23年）2月9日

弁護人（主任） 西 島 正
弁護人 上 出 勝

第1 緒論

1 はじめに

(1) 供述調書の構造的問題

弁護人の意見を述べるにあたって、特に裁判所に留意していただきたいことがあるので、まず、その点について述べる。

本件公訴事実について事実認定をするにあたっては、関係者の供述の信用性に関する判断が大きく影響を与えるものと思われる。ことに二階堂甚一、加藤寿、鈴木一、石崎政美、澤藤孝志の当公判廷での証言と捜査段階の供述との信用性の比較判断、とりわけ、被告人の対向犯である二階堂の供述の信用性の判断が事実認定にあたって極めて大きな意味を有するものと思われる。検察官も、「事実関係は、二階堂の捜査段階の供述調書に依るところが大きい」と述べているところである（論告要旨4頁）。

弁護人は、捜査段階の供述調書は原則として信用性がないものと推認すべきこと、捜査段階の供述調書に依拠して事実認定をすることが誤判の原因の最たるものであること、捜査段階の供述調書の信用性にはまず疑念を抱いて臨むべきことを強く訴える。

足利事件、富山強姦事件、鹿児島志布志事件、厚労省事件等、昨今、冤罪事件として多くの無罪判決が出されたが、すべての事件に共通するのは、被疑者・被告人が捜査段階で虚偽の自白調書を取られていたこと

である。捜査段階での供述調書の多くが作文であることは、刑事弁護人の間では、いわば「常識」であったが、一連の事件、殊に厚労省事件での検事の証拠捏造が発覚したことによって、一般人も捜査段階での供述調書は捜査機関の作文ではないかとの疑念を抱くようになり、それが国民の共通の認識になりつつある。

捜査段階での供述調書は、特に対象者が被疑者の場合、長期間・長時間の身柄拘束下に置き、一方当事者たる捜査官の自由裁量で際限なく取調べが可能である。捜査官と被疑者は決して「対等」ではなく、捜査官が「生殺与奪」の権限を持っているのであり、これが捜査官と被疑者との関係の根本的な構造である。供述調書はこのような構造下で作成されるのである。

新聞報道によると、先月27日に行われた法務大臣の私的諮問機関である「検察の在り方検討会議」で、厚労省事件で無罪が確定した村木厚子氏は、取調べをボクシングに例え、「リングにアマチュア（被疑者）とプロ（検事）のボクサーしかいない。レフェリーもセコンドもいない」と意見を述べたとのことであるが、本件の取調べも同様であり、特に、二階堂の取調べはまさしく「アマチュアとプロのボクサーしかいない、レフェリーもセコンドもいないボクシング」であった。

これが捜査官と被疑者との関係の根本的な構造である。供述調書はこのような構造下で作成されるのである。

本件での二階堂の捜査過程での取調べも同様であった。長期間・長時間の取調べを強い、捜査官の見立てた構図（ストーリー）符合させるべく、恣意的に調書を作成したものであった。その結果、客観的証拠に反する供述部分も存在するのである。また、二階堂だけではなく、加藤、鈴木、石崎、細田らについても、仕事等で多忙であるにもかかわらず、被疑者として長時間の取調べを行い、意に沿わない調書に署名させたの

である。

本件は裁判員裁判ではないが、公判前整理手続の目的は、迅速で充実した審理を実現するため、証拠を整理し、そのために公判廷での直接主義・口頭主義の実質化を促すものである。改正法の理念は「調書裁判」への決別である。本件でも、公判での供述を重視し、捜査段階での供述調書以外の他の証拠との比較等によって事実認定をすべきである。検察官調書は反対尋問を一切経ないものであり、一方当事者である検察官が対象者から聴取し、検察官が作成した書面である。しかも、多くの場合は、対象者は長期間・長時間の身柄拘束下におかれた状態で供述を迫られ録取されるのである。

捜査構造の本質はこのようなものであり、決して取調官と対象者は対等ではなく、供述調書はこのような状況下で作成されるものであることを再度肝に銘ずべきである。

現に、本件では、森山検事を除いて、検察官請求証人のすべて、すなわち、二階堂、加藤、鈴木、石崎及び澤藤の5人全員が捜査段階の供述と相反する証言をしたが、果たして偶然であろうか。この5人全員が当公判廷では虚偽証言をしたと言えるであろうか。殊に澤藤は津谷陣営の合川後援会事務局次長を務めた人物で、いわば敵対証人であり、弁護人もまったく接触できなかった人物である。そのような人物が捜査段階の供述調書を否定し、それどころか、長期間・長時間の取調べを受けていた二階堂に同情し、捜査機関に対する怒りをぶつけているのである。

安易に捜査段階の供述調書に依って当公判廷での供述を否定することがあっては断じてならない。

(2) 公判前整理手続と身柄拘束の弊害

本件は公判前整理手続が行われたが、公判前整理手続については、特に被告人の身柄拘束期間が長期化する弊害が指摘されている。本件でも

この弊害が如実に表れ、被告人は、逮捕されてから保釈されるまでほぼ1年身柄を拘束されたのである。

捜査段階の供述調書が原理的・基本的に信用できないものであり、無罪主張をする弁護人としては、供述調書の多くを不同意とし、反対尋問を実施することを望んでいたが、あまりにも長期間の身柄拘束によって被告人の身心に悪影響を及ぼすこと等を考慮し、例えば、訪問先の供述調書等、信用性に疑問があっても多くの供述調書に同意せざる得なかった。

したがって、同意した供述調書の信用性を判断するにあたって、このような事情に鑑み、反対尋問を経ていないこと、全体として本件は不適正な捜査が行われたことを念頭に置いて厳正に判断すべきと考える。

(3) 偏頗な捜査方法

本件は、公選法違反事件という特性から、おそらく秋田県警が先行・主導して捜査を行ったと思われるが、秋田県警の捜査は偏頗で不適切な側面があったと言わざるを得ない。

ア 第1に、検察官は、いわゆる「あいさつ回り」については選挙運動に該当する旨の主張をしているが、あいさつ回りは北秋田市周辺では慣例として以前から広く行われているもので、訪問する方も訪問を受ける方も合法的なものであると認識しているものであり、本件選挙でもあいさつ回りは行われたが、このあいさつ回りや集会の開催は被告人陣営だけではなく、津谷陣営も同様に行っていたことは、澤藤孝志の証言からも明らかである。

しかし、本件では、被告人陣営のあいさつ回りだけが「戸別訪問」として捜査の対象となったのである。被告人だけでなく、津谷候補もあいさつ回りを行ったが、訪問を受けたとする供述調書は被告人が訪問したものしか存在しないのである。津谷候補が県議時代秋田県の教

育公安委員長を務めていたことは公知の事実であるが、このことからしても、秋田県警が偏頗なく適正に捜査を行ったのか甚だ疑問がある。

そのことは措くとしても、第2に、例えば、被告人の後援会会長の小塚政悦郎が証言するとおり、警察は配布されたチラシのうち、被告人のチラシは押収しても、津谷候補のチラシは見過ごしたままであったこと、私費をもって捜査対象者に酒やお菓子などを配って協力を得ようとするなど、市民感覚からすれば公正さに疑問を持つような捜査をしたこと、証人尋問を終えた証人に呼出をするなどして不安を与えるなど、果たして適正な捜査方法であったか大いに疑問がある。

本件はこのような偏頗な捜査手法によって、証拠が収集され訴追された事件であることを忘れてはならない。

イ さらに、詳細は後述するが、本件捜査の過程で、秋田県警も検察官も、二階堂から捜査の最初に任意提出されたメモ帳の記載とこれに基づいて記憶が曖昧なまま授受の日時を特定しようとした二階堂供述に依拠しようとした。その結果、捜査官は、1回目の現金の授受が2月16日に行われ、その1ヶ月後に2回目の現金授受が行われたと速断して、事件の構図を見立て、その見立てに適う証拠の収集が行われた。二階堂を始めとする関係者の供述調書は警察段階でも検察段階でも、この構図に合うように誘導され取捨選択された。また、客観的な証拠になり得る電話の通話記録も、2月以降のものに絞って差し押さえられ、主要な物証となるべき被告人・二階堂の携帯電話の平成21年1月分通話記録と、2本ある被告人宅の固定電話のうちの1本について1～2月分の通話記録が証拠として収集されないまま消滅したのである。この通話記録の差し押さえも、捜査側の客観性を欠いた見立てによって捜査方針が歪められた結果、偏頗な捜査が行われた証左なのである。

二階堂を始めとする関係者の捜査段階における供述調書の証拠価値の評価にあたっては、このような偏頗な捜査によって収集された偏った証拠によって誘導された可能性があることを、十分に考慮する必要がある。

(4) 市民感覚の反映

検察官は、各15万円、合計現金30万円の授受は、投票買収であり投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬だったと主張するが、現に二階堂は約2か月間、運転手兼道案内として稼働したのであり、このことは検察官も認めているところである。

市民的感覚からすれば、仕事を依頼され、そのとおりに働いてそれに対応する賃金をもらったとして、何故それが犯罪となるのか大いに疑問である。

また、買収と言うが、買収をするのに「分割」で買収するというようなことがあるだろうか。被告人は、鷹巣町の臨時職員の給料が月額15万円だったことから、二階堂のアルバイト代も月額15万円として、前渡しで1か月分15万円を2回にわけて支払ったのである。買収であれば、通常は、買収を依頼する際に1回で支払うであろう。ローンで買収金を支払うことはあり得ないことである。

本件について安易に公選法を適用することは、憲法上保障された選挙の自由をも侵害するものである。それゆえ、常識的判断、市民感覚をもった判断を強く要望する。

2 本件争点の整理

(1) 争点

本件は、平成21年4月12日に施行された北秋田市長選挙に際し、同選挙に立候補する決意を有していた被告人が、自己の当選を得る目的

をもって、平成21年2月16日及び同年3月17日頃の2回にわたり、北秋田市米内沢諏訪岱41番地1所在のローソン駐車場他1か所に駐車中の自動車内において、同選挙の選挙人であり、かつ、自己の選挙運動者である二階堂に対し、自己のための投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、各15万円、合計30万円の現金を供与し、二階堂も被告人の当該依頼を認識し、被告人のための投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として上記金員を受領したとして起訴されたものである。

本件においては、被告人が二階堂に対し2回にわたって各金15万円、合計30万円の金銭を手渡した事実については争いはない。

検察官は、この2回の現金授受の趣旨は、被告人が二階堂に対し、被告人のための選挙を運動及び被告人への投票依頼をし、二階堂も被告人の意図を承知のうえで、被告人のための選挙運動をすること及び被告人への投票をすることの報酬として受領したものであるとして訴追したのである。

(2) 間接事実の整理

ア 検察官は、被告人及び二階堂においてかかる報酬との認識があったことを立証するため、被告人の二階堂宅訪問目的等の事実を間接事実として主張するが、弁護人は、この間接事実について争い、被告人及び二階堂においては30万円が報酬との認識がなく、無罪である旨の主張をするものである。

このように、これらの間接事実の認定が本件金員授受の評価の基礎となるが、この間接事実（事実上の争点）については、以下の項目に分けて検討することが適切である。

- A 被告人及び加藤寿の二階堂宅訪問について
- B 被告人と二階堂との間でのアルバイトの合意の有無
- C 2月16日の現金授受の有無

D 3月17日頃の2回目の現金授受の有無

E 二階堂の「選挙運動」の有無

F 各現金授受の際の被告人と二階堂の報酬性についての認識

これらA～Fにつきどのような事実を認定するかによって、被告人及び二階堂の報酬性の認識の有無が左右されると考えられる。

イ さらに、この間接事実についての事実認定のためには、これを基礎づける要素としての事実（再間接事実）の検討が必要となる。これを加味すると本件間接事実は以下のとおりに整理できる。

A 被告人及び加藤寿の二階堂宅訪問について

a 訪問の時期は平成21年2月上旬であったか。

b 訪問の目的は選挙の協力依頼であったか。

c 訪問時に被告人ないしは加藤が二階堂に対し選挙協力を依頼したか。

d 二階堂がこの頃、澤藤との電話で、被告人及び加藤が訪問して選挙協力の依頼をしたことを伝えたか。

B 被告人と二階堂との間での運転のアルバイトの合意の有無

e 運転と道案内の必要性があったか。

f 加藤から二階堂に対するアルバイト依頼の時期はいつだったか。

g いつどこでアルバイトの合意が成立したか。

h いつどこからあいさつ回りを始めたか。

i 二階堂が2月17日朝の澤藤との電話で選挙の手伝いをしていると伝えたか。

j 2月12日頃の会合で被告人は二階堂に対し選挙運動を依頼したか。

- k 1回目の現金授受の日時はいつだったか。
- C 2月16日の現金授受の有無
- l ローソン駐車場で1回目の現金授受があったか。
 - m 被告人は二階堂に対し選挙運動をすることを依頼したか。
 - n 二階堂から加藤への電話はあいさつ回りについての愚痴であったか。
 - o 2月17日のあいさつ回りは1回目だったか。
- D 3月17日の2回目の現金授受の有無
- p 3月17日頃のあいさつ回りの状況
 - q 3月17日に被告人と二階堂が二人だけで会う機会があったか
 - r 3月17日に2回目の現金授受があったか。
- E 二階堂の「選挙運動」の有無
- s 「あいさつ回り」の意義はどのようなものであったか。実態はどのようなものであったか。二階堂はあいさつ回りを主導的に行ったか。
 - t 二階堂は小集会の段取りをしたか。被告人は二階堂に指示したか。
 - u 二階堂は運動員に電話かけの指示をしたか。被告人は二階堂に指示したか。
- F 各現金授受の際の報酬性に関連する事項
- v 二階堂は津谷を支持していたか。
 - w 二階堂は経済的に困窮していたか。
 - x 現金受領の時期とあいさつ回りの状況
 - y 領収証作成は偽装であったか。
 - z 「予算差引簿」の記載の意味は何か。

(3) 現金授受の時期を論じる意味

ア 本件で検察官が主張する事実のうち、最も重要な争点は、被告人が二階堂に対して現金を供与した日時であることは、上述の間接事実の整理からみても明らかである。

本件で、現金供与の日時場所は、「買収」の訴因を特定する要素であることはいうまでもない。検察官が主張する日時場所、すなわち、平成21年2月16日（午後3時頃から午後3時20分ころ）ローソン米内沢店駐車場、及び、同年3月17日（午後1時前後ころ）松ヶ丘グラウンド駐車場において（ただし、検察官の釈明によれば、前後1日程度のずれがあるおそれがあるとのことである）、被告人が二階堂に対して各15万円ずつの現金を供与した事実が証拠によって認定されない限り、被告人が無罪であることは言うまでもない。

しかし、本件で、現金供与の日は、訴因を特定する要素という側面だけでなく、もう一つの重要な側面がある。

本件においては、現金供与の日は、供与された現金の趣旨が、検察官主張のように被告人のための選挙運動と被告人への投票を依頼する報酬なのか、弁護人が主張するように被告人のあいさつ回りの際の自動車運転と道案内という単純労務の対価なのかを推認する最も重要な間接事実なのである。

イ 検察官は、被告人の二階堂に対する現金供与は、平成21年2月16日と3月17日であり、実際に二階堂は、2月17日以降、被告人のための選挙運動として、①合川地区で被告人が行った「あいさつ回り」に同行して訪問先で被告人への投票依頼の行為を行っただけでなく、②知人に対して投票依頼や被告人の後援会が開催する小集会への参加依頼をし、後援会事務所で事務員に電話による投票依頼について指示した

と主張している。そして、検察官の主張によると、①の行為は2月17日から3月下旬までの間に行われ、②の行為は①の終了から告示期間の終わる4月12日の前日までの間に行われたというのである。

これに対して、弁護人は、後に詳述するとおり、2回にわたり供与された現金は1月19日頃と2月18日頃に各1か月分のアルバイト料の前払いとして支払われ、二階堂は、1回目の供与の前に被告人から依頼されたアルバイト、すなわち、合川地区のあいさつ回りの際の自動車運転と各集落内の道案内という単純労務を、1月19日から3月22日まで行い、同日を持って対価の対象としてのアルバイトは終了した（検察官の主張するその後の二階堂の②の行動は、対価を伴わない二階堂の無償の行為である）と主張している。

本件では、2回にわたり供与された現金が、各供与後1か月分の二階堂の行動の対価（報酬）であることについては、二階堂供述・被告人供述とも一致しており、検察官も否定していないが、検察官の主張と弁護人の主張とでは授受の時期が約1ヶ月異なり、それに対応して、対価の対象となる二階堂の行為・行動の内容も異なってくるのである。

仮に、本件において、検察官の主張する2月16日と3月17日の現金供与が証拠上認定できなければ、供与した現金は検察官が主張する二階堂の①②の行為の報酬であったことも、合理的疑いを容れない程度に証明できなかったことになり、授受された現金を選挙運動と投票に対する報酬とする訴因が認定できないことになる。逆に、証拠上、検察官主張に対する反対事実となる弁護人主張の日時に現金供与が行われた可能性が否定できなければ、弁護人の主張するように供与された現金は、運転と道案内という労務の対価だった可能性も否定できない（したがって、被告人は無罪）という、裏腹の関係になるのである。

本件では、まず、現金供与が検察官の主張する日時場所であったこ

とが、合理的疑いを容れないまでに証明できているかどうかを、証拠に基づいて吟味する必要がある、それが、本件審理の帰趨を左右するものであることを強調しておきたい。

3 本書面の概要

省略

第2 証拠に基づく事実経過

1 本件に至る経緯

(1) 被告人の政治活動歴等

省略

(2) 立候補表明及びその後の活動

ア 平成20年の初め頃、被告人の支援者たちが、平成21年4月に実施される北秋田市長選挙に立候補してもらいたいと考え、被告人に立候補を要請したが、被告人は、まずは住民の意思を確認することが先決問題だと考え、明確な返事はしなかった。

イ しかし、被告人は、平成20年夏頃から市長選挙への立候補を意識するようになり、同年10月17日に立候補を表明した。

「市民の声」の活動などを通じて、住民の多くが地域医療を守ることを要望していることが具体的に確認でき、地域医療崩壊、市の財政破綻、地域崩壊などから住民を守らなければならないと考えたためであった。

ウ 立候補を表明した後、被告人は、それまでと同じように、住民の意見を聞き、住民との対話を重ねようと考えた。そして、住民一人一人に市政の現状と問題点を説明し、被告人が考える政策を理解してもらうため、被告人の後援会が主催して、阿仁、森吉、合川、鷹巣の各地区で集

会を開くことと各地区の住民宅を1軒1軒訪問して、市政について対話をすることを計画した。

エ 集会は、各地区や集落ごとに会場を借りて地元の住民に集まってもらい、被告人がパワーポイントや政策チラシなどを使って被告人の政策を訴え、同時に住民からも意見を出してもらって対話を重ねるというものであり、地区ごとに50～100人規模で行う中規模の集会（地区単位の集会）の他、さらに小さい集落ごとに地元の公民館や自治会館を借りて行う20～30人規模の小集会を開催した。

平成20年12月中旬頃から末頃までの間、阿仁、森吉、合川地区で各2回合計6回中規模の集会を開催した。また、小集会については、阿仁、森吉、合川、鷹巣の順序で開催することを当初予定していたが、実際には、平成21年1月15日に準備が整った鷹巣地区から開催し始めた。

その後、同年2月7日に阿仁地区で、2月26日は森吉地区で、3月8日には合川地区でそれぞれ最初の小集会を開催し、最後は鷹巣地区に戻って小集会を開催した。このようにして、平成21年1月15日から始めて合計110回の小集会を開催した。

オ これら集会でも、被告人は、岸部市長が推進していた高度医療病院（北秋田市民病院）の建設は他の公立病院等の閉鎖縮小を伴うもので、地域医療の崩壊に結びつくこと、地域医療を守るためには米内沢病院の機能の活用を図るべく市独自の医療ネットワークを作らねばならないこと、高度医療病院には多額のお金がかかるが、経営を受託している厚生連が負担できない旨決定したため、市が負担しなければならず、財政破綻につながることを、北秋田市民病院の負担のため、地域医療が崩壊し、地域全体も崩壊してしまうこと等を訴えた。

住民の反応はよく、殊に阿仁地区や森吉地区では病院の存続を望む

声が強かった。

カ 被告人は、これまでの町長選挙の時と同様に、予定どおり一軒一軒住民宅を訪問して対話する活動を行ったが、これは「あいさつ回り」と言われるもので、北秋田市の近辺では、選挙の都度、立候補予定者やその支援者が告示前に住民宅を訪問して挨拶をすることが慣例となっていた。

しかし、被告人は、鷹巣以外の地区については地理にも疎く、そのため、阿仁、森吉、合川地区では地元に関係する者と一緒にあいさつ回りを行った。阿仁地区では、被告人の妻の弟にあたり、阿仁の住人である鈴木一らに同行してもらい、森吉地区では、「市民の声」で一緒に活動してくれた元米内沢病院職員組合の執行委員長であった石崎政美に同行してもらった。

キ あいさつ回りの順序については、阿仁、森吉、合川、最後に地元の鷹巣と大体の順序を決めていたが、平成20年12月中には、阿仁地区のあいさつ回りは終え、森吉地区もほぼ終わり、森吉地区と並行して合川地区のあいさつ回りにも入っていた。合川地区は元町議の加藤寿や成田麟一郎が同行してくれた。

そして、平成21年の年明けから3月までの間は、小集会を開催すること、1月2月にかけては、合川地区で本格的にあいさつ回りをすることを予定していた。

(3) 運転手確保の依頼

ア 上記のとおり、被告人は、加藤と一緒に合川地区であいさつ回りを行った。

加藤とは昭和63年頃からの付き合いであり、被告人の政策についてもよき理解者であり、イベントに協力してくれたこともあった。

加藤は、あいさつ回りだけでなく、地区集会や小集会の司会も引き

受け、阿仁地区、森吉地区で行った集会・小集会の大半と、合川地区での集会・小集会は2か所を除いてすべて司会は加藤が担当した。

イ 被告人は、平成20年12月頃、加藤に対し、合川地区で運転してくれる者がいないか、探してくれるように依頼していた。合川地区の地理等についてはまったく知らなかったこと、被告人は以前雪道で物損事故を起こしたことがあって、雪道に不安を抱いていたこと、雪が多く降る1月から3月までの間は特に運転手が必要だと考えていたためであった。

加藤からは、仕事の関係で1月いっぱいまでしかあいさつ回りには同行できない旨言われており、そのこともあって、合川地区のあいさつ回りの際に、運転し道案内をしてくれる者の必要性をいっそう感じていた。

(4) 二階堂宅訪問及びアルバイトの依頼

ア 平成21年1月初旬頃、被告人は、自分の車に乗って、加藤と一緒に合川地区の下道城集落のあいさつ回りに行った。午後3時頃からあいさつ回りを始め、元町議の畠山富男を訪問して挨拶を交わしたりした。

イ その帰り、被告人が運転して加藤を送るため加藤宅に向かっていたところ、加藤が途中で「ちょっとここで止めてほしい」と理由も言わず急に車を止めるように言った。被告人が車を止めたところ、加藤は二階堂宅に入って行った。

加藤は、以前から、スポーツイベント等で大野台ハイランドの支配人をしてきた二階堂の協力を得るなどしており、顔見知りであったが、しばらく前から二階堂とは顔を合わせていなかったため、「ちょっと顔でもみていこうか」というつもりであり、特に目的はなかった。ましてや、選挙について二階堂に何らかの協力をお願いしようとの考えも一切なかった。

ウ 加藤は、二階堂宅の玄関で「どうしているか」などと二階堂と挨拶を交わし、被告人と一緒にあいさつ回りをした帰りであることを伝えた。

加藤が被告人も車にいると言ったところ、二階堂は、「そんな寒い中で」と被告人を呼んだらどうかと言ったところ、加藤は、車中にいる被告人を呼びに行った。

エ 被告人は車の運転席で待っていたところ、加藤から上がるよう誘われた。その家が二階堂の家だということだった。

被告人は、それまで二階堂とは2回会ったことがあり、顔見知りではあったが話をしたことはなく、この加藤との訪問時が二階堂と会った3回目の時であった。

被告人が二階堂に関して知っていたのは、加藤から、スポーツイベントに協力してくれていること、大野台ハイランドに勤めていたことを聞いていた程度であった。二階堂の経歴や活動についてはまったく知らず、また、二階堂が合川地区でどのような立場にあるかについてもまったく知らなかった。

被告人としては、加藤に誘われて家に上がっただけで、二階堂と話をするつもりはなく、ましてや選挙で協力を依頼するつもりなどまったくなかった。

オ 二階堂としては、被告人の立候補表明を報道で知っており、元町議の加藤が同行していることから、自分にも何らかの協力を要請されるのではないかと考えた。

そこで、二人が二階堂宅に上がった後、二階堂は一方的に自分の家庭の事情を話した。離婚のこと、子供の病気のこと、失業したことについての話をずっと続けた。悲惨な家庭事情ただけに被告人と加藤はただ黙って聞いているだけで自分から話をするようなこともなく、10分ほどで辞去したが、この間、被告人や加藤から二階堂に対

して、選挙の協力を依頼するようなことを言ったことはまったくなかった。

カ 帰りの車の中で、被告人は、加藤に対し、合川地区で被告人を乗せての運転と道案内のアルバイトを依頼することを思い立ち、加藤に対し仲介を依頼し、加藤は了承した。二階堂が仕事を探していることや加藤が長年付き合っている人物なら問題がないと考えたことが二階堂に依頼しようとした理由であった。

2～3日後、加藤は二階堂に電話をし、被告人のところでの運転と道案内のアルバイトを依頼したところ、二階堂はこれに応じた。加藤は「条件等は被告人に直接確認してほしい」と伝え、さらに、二階堂がアルバイトをすることを了解したことを被告人に電話して伝えた。

被告人は、できるだけ早く動こうと考えており、二階堂との間で正式にアルバイトの話をしたかったので、会う機会を作ってほしいことをその電話で加藤に依頼し、加藤はこれを了解した。

(5) アルバイトの合意

ア 平成21年1月10日（土）か1月13日（火）のいずれかの日であるが、加藤が二階堂と被告人にアルバイトの件でと電話をかけて、同日午後12時半過ぎ頃、大野台ハイランド体育館の事務室に3名が集まった。

イ 被告人は二階堂に対し、あらためて運転手と道案内のアルバイトを依頼し、二階堂は了解した。

条件については、仕事の内容は合川地区で二階堂の車に被告人を乗せて運転し、各集落と住居への道案内をすること、仕事の期間については合川地区を回る間であること、常時二階堂が自宅で待機すること、休みについては固定した休みではなく二階堂の都合で休みたい場合は休みにすること（なお、二階堂から病気の息子のことで休むかもしれない

との申し出があり、被告人は了承した) で合意した。

アルバイト料についてはその場では話はしなかったが、被告人は鷹巣町長時代の経験等から月額15万円にしようと考えていた。

仕事の開始時期については、被告人から「明日からでも回りたいのでそのつもりでいてほしい」旨伝え、二階堂は了解した。

ウ こうして、被告人と二階堂との間で、二階堂が被告人を乗せて運転し、道案内をすとのアルバイト契約が成立したが、二階堂は、選挙に際しては元々革新系の候補者を支持しており、本選挙でも最初から被告人を支持する意向であり、津谷候補を支援したり、津谷候補に投票する気は初めからなかった。このアルバイトを引き受けたことを契機として、岩川を支持しようと考えたような事情はまったくない。

エ なお、被告人がハイランド体育館に行ったのはこの時が初めてであり、被告人、二階堂、加藤の3人でハイランド体育館で会ったのはこの時1回限りであった。

また、この日の天候はよく、道路上やハイランド駐車場は乾燥状態で雪は全くなかった。

2 1回目のアルバイト料支払い等

(1) あいさつ回りの開始及びアルバイト料支払

ア 平成21年1月15日、当時秋田県議会議員であった津谷候補が立候補を表明し、同じ日に被告人は鷹巣中央公民館で小集会を開催した。

また、岸部前市長は、同年1月18日に後援会の総会を行い、自分が引退し、津谷候補を支持する旨の意思表示をした。

イ このような中で、被告人の支援者の間にも変化があり、土濃塚及び畠山は相手側の陣営に行った。また、成田は本業のストーブ販売業が冬場は忙しくて手が回らず、加藤も次第に忙しくなり、日中のあいさつ回りも厳しくなって行った。

それまで、被告人は、阿仁地区、森吉地区でのあいさつ回りは相当行っていたが、このような事態を受けて、また、二階堂との間でアルバイトの合意ができたこともあって、自分の主張がまだ浸透していない合川地区に重点をおいて一日でも早くあいさつ回りをして住民と対話をしたいと考えた。

しかし、被告人の友人が死去したこと等があってあいさつ回りの開始は遅れ、被告人が最初に二階堂に案内してもらったのは平成21年1月19日頃であった。

ウ 1月19日頃の当日朝、被告人は二階堂に電話をかけ、当日3時頃から回ろうということになった。

被告人は、自車（グリーンのライトバン）を運転して二階堂宅に午後3時頃迎えに行った。二階堂は自宅玄関の前に車を停めて待っていたが、被告人は自分の車に乗ってもらった。

二階堂は、失業をしていること等自分の立場を考え、被告人に対して、「自分が一緒に行動することで被告人に迷惑がかかるのではないか」との趣旨のことを言った。しかし、被告人は、「私が当事者としてこれから合川のみなさんと対話を重ねるんだから、二階堂さんに直接関係ある話ではない。別に気にすることはない」と答えた。二階堂に依頼した仕事は運転と道案内だけであり、加藤、成田、石崎らの役割とはまったく違うためこのように言ったのである。

また、「地元は顔を出しづらい」とのことなので、被告人が「近いところ、どこでもいい」と答えたところ、二階堂は、「それじゃ、まず近くの下杉でも行きますか？」と言い、下杉集落に行くことになった。

エ こうして、被告人と二階堂は、午後3時過ぎから下杉集落でのあいさつ回りを始めたが、始めるにあたって、被告人は、二階堂に対して、

「私は一軒一軒歩いて皆さんとじっくり話をしたい。家を正確に教えてほしい。玄関までは連れて行ってほしい」旨伝えた。

被告人が二階堂の案内のもとでこの日回ったのは、いわゆる「本通り」であり、向かい合う家を交互にジグザグに回った。桜井政雄宅、木村吉三宅らの家を訪問し、旧知の後藤京子と立ち話をしたり、成田一郎宅で老夫婦と会話をしたりした。

オ このあいさつ回りの際、二階堂は道案内をするだけで、どの家に入るかは被告人が決め、被告人が訪問先の玄関に入って話をしている間、二階堂は外で待機していた。

また、被告人は自分のことは「岩川徹です」とか「元鷹巣町長の岩川です」という紹介の仕方をしたが、「市長候補者」というような紹介はせず、「市長選挙」とか「投票をお願いします」という言葉を出すこともなかった。

また、あいさつ回りにあたって1軒について要する時間は、3分前後であったが、1、2分で終わることもあれば、話がはずんで5、6分になることも10分ぐらい話をしたこともあった。

この日のあいさつ回りが終わったのは午後5時半過ぎであった。被告人は二階堂を車に乗せ二階堂宅に向かった。

カ 二階堂宅に着いてから、二階堂が助手席から降りようとした時、被告人は、「これ今月分」と言って、15万円の現金が入った封筒を二階堂に渡した。1回目の道案内なので今後1か月分との趣旨で渡したのである。

被告人は、平成21年11月頃、被告人の支援者である旅館経営者から30万円の寄付を受け手元に置いておいたが、この15万円はその手持ちの30万円から出したものであった。

被告人が前渡しにしようと考えたのは、少なくとも今後1か月は仕

事をしてもらおうことが決まっていること、前渡しをしておけば良い仕事をしてもらえると期待したこと、被告人の妻が前渡しにした方がよいと助言したことが理由であった。

二階堂は「ああ、どうも」と言って頭を下げたが、二階堂自身も1か月分の前渡しであると認識していた。

そして、被告人は、「次のあいさつ回りについては、必要に応じてまた電話を入れる」と言って自宅に帰った。

(2) その後のあいさつ回りの状況

ア 被告人が二階堂と2回目のあいさつ回りに行ったのは、平成21年1月21日頃であり、この時は川井集落を回った。

この2回目のあいさつ回りを始めるにあたって、被告人は、あいさつ回りをする順序について、具体的な方針を二階堂に説明した。最初は団地や新興住宅地、分譲住宅地を優先して回り、最後は木戸石とその近隣、上杉を回りたいこと、その中間については、被告人の空いた時間等の都合を考慮して選んで行くということだった。

最初に新興住宅地や団地を回りたいというのは、病院問題やそれと裏腹の関係にある財政事情や給食費・水道料金の値上がりの問題等、特に若い子供を抱えた保護者やあまりしがらみのない地域で対話をしたいと考えたためだった。

木戸石を最後にしたのは、津谷候補の実家の土建業者と関係が深い土建会社が木戸石にあるため、この集落はできるだけ後半でいいと考えたからであった。また、上杉集落を後にするというのは、上杉は二階堂の地元で本人が顔を出しづらいとのことで後でいいと考えたためである。

イ 2回目の川井集落でのあいさつ回りについては、二階堂が同人の車を運転し、午後1時頃から2時間程度回った。

この2回目のあいさつ回りの際、被告人は、二階堂から「今月（1月）の27日に休みをくれ。子供のことで病院に行きたい」と言われた。二階堂は、1月21日に島田病院で二男と面会し、その頃には1月中に二男が退院することがほぼ決まっていた（同月30日に二階堂は元の妻とともに病院に赴いて二男の退院手続をし、二男は退院した）。

ウ　ところで、同年1月21日～24日頃の間のことであるが、被告人は二階堂から津谷候補のチラシをもらったことがあった。二階堂宅のポストに入っていたとのことだった。

チラシはA4版の両面印刷で、津谷候補の顔写真が載り、津谷候補の名前を使ったキャッチフレーズを施し、座右の銘として「分を知る」などと書かれているものであった。

上記のとおり、津谷候補は1月15日に立候補の表明をし、それ以降、チラシ配布等をしたりして活動していたのであるが、被告人が二階堂から受け取ったチラシはその折りに配布したチラシであると思われる。

エ　川井集落の後、被告人と二階堂は、林岱団地を回り、その後は1月31日（土）に松ヶ丘団地を回った。松ヶ丘団地については、合計で5回ほどあいさつ回りに行ったが、最初に回ったのは1月31日であった。

1月31日は土曜日だったが、敢えて土曜日にしたのは、団地は勤め人や若い層が多く、土曜日や日曜日であれば在宅者がいるだろうと考えたためであった。

しかし、午前10時頃から回ったが、期待に反して留守の家が多く、また、居留守を使う家もあり、予定を早く切り上げ、午前11時半頃に引き揚げた。

この時のあいさつ回りで、被告人は、小笠原雅明、吉田理子らと挨

撈を交わした。

オ 松ヶ丘団地でのあいさつ回りの後、被告人と二階堂は、2月初旬頃に八幡岱、2月上旬頃には、合川地区の工業団地の周辺の新興住宅地や美栄集落を回った。

この美栄は20軒足らずの住戸しかない集落であるが、すでに津谷候補があいさつ回りに来ているとのことだった。

(3) 被告人宅での会合

ア 平成21年2月12日、被告人宅で会合があった。会合の主な目的は、元合川町議の和田勇治から話を聞くことだった。被告人は以前から1度和田から話を聞きたいと思っており、加藤に依頼をして実現したのである。

二階堂はすでにあいさつ回りをしているので、いい機会だからこの際、他の者に二階堂を紹介しておこうと考え、二階堂も誘った。

イ 加藤、和田、成田が集まり、二階堂も出席した。この会合での主な話題は病院問題や財政問題であったが、二階堂がそれらの話に参加することはなかった。

また、加藤らからあいさつ回りの状況について話が出たが、この話題についても二階堂が加わることはなかった。

二階堂はこの時点では運転と道案内のアルバイトをしており、自分の役割は運転と道案内だと認識しており、会合の間はずっとテーブルの端で被告人の妻と雑談していた。

ウ この場で、被告人が二階堂に対し「選挙の手伝いができるか」と尋ねるようなことはなかった。

また、この会合を境にして、訪問先で二階堂が積極的に発言するか、二階堂の同行の形態が変化したと言うようなこともまったくなかった。

エ なお、この会合の時に合川に事務所を設けるといふ正式な話が出た。その後、被告人は、加藤、和田、成田の三人に結論を出してもらうように話した。

3 ローソン駐車場での話し合い

(1) 細田に対する運転依頼

ア 平成21年1月に入ってから、被告人の妻も鷹巣地区のあいさつ回りをするようになった。被告人の妻は運転はできたが、被告人は、雪道の運転での事故を心配し、妻を乗せて運転してくれる者がいないかと考えていた。

また、阿仁地区や森吉地区での小集会会場までは1時間半以上もかかるところもあり、雪道の心配もあって、合川地区以外の鷹巣、阿仁、森吉地区での小集会出席のために被告人を乗せてくれる者も必要としていた。

イ 平成21年2月7日の午後7時から、地元鷹巣で支援者の会合があった。被告人は、鷹巣地区の綴子（つづれこ）での小集会を終えた後、遅れて9時頃会合に参加し、その際、「運転してくれる人が誰かいないかな」ともらしたところ、近くにいた細田が「今ひまだからやっいいいよ」と申し出たため、細田に依頼することとなった。

ウ その後、実際に細田に被告人や被告人の妻を乗せて運転してもらった。

最初に被告人が細田に乗せてもらったのは2月14日であった。

同日朝、細田が被告人宅に来て、被告人の車（グリーンのライトバン）を運転し、被告人とその妻が乗り、笑内等での小集会に出席した。

(2) 集合の経緯

ア 平成21年2月16日午後3時過ぎ頃から米内沢のローソン駐車場に止めた二階堂の車の中で、鈴木一、石崎政美と被告人が打合せをし

たことがあった。

森吉地区は1月にはあいさつ回りはだいたい終えており、小集会を開催する必要があった。阿仁地区では鈴木一が段取りをして小集会を始めていたが、森吉地区では担当の石崎が小集会開催の段取りを知らないこともあって、小集会の開催ができないでいたのである。そこで、被告人は、早めに石崎に小集会を開催してほしいと考え、経験がある鈴木から石崎に開催方法等を説明させようと考えたのであった。

イ 2月15日に阿仁で小集会があり、被告人は、翌16日に集まってもらおうと考え、翌2月16日朝に鈴木と石崎に連絡した。また、2月16日は二階堂にはあいさつ回りに同行してもらおう予定はなかったが、鈴木、石崎が来るので紹介しておこうと考え、二階堂にも連絡をした。

ウ 米内沢のローソン駐車場に集まることにしたのは、鷹巣、合川、阿仁からの合流場所として地理的にもちょうどいいということやトイレを使ったり買い物もでき、便利だということであり、以前からも待ち合わせ場所としてよく利用していた場所であった。

午後3時に集まることにしたのは、その日は午後1時から深沢で小集会があり、午後6時には下舟木で小集会が予定されていたが、深沢での小集会に出席した後、下舟木の集会まで時間が空いていて、午後3時頃がちょうどよいだろうと考えたからである。

エ 当日朝、被告人は細田に電話をして迎えに来てもらい、細田が被告人の車を運転して会場の深沢自治会館まで行った。小集会は午後2時40分過ぎに終わり、すぐに被告人は米内沢ローソンに向かった。

オ 被告人を乗せた車は午後3時15分頃にローソン駐車場に着き、店の入り口に近いところに車を止めた。二階堂はすでに到着しており、店の建物に向かって左側に自分の車を止めて運転席で待っていた。鈴

木、石崎はまだ到着していなかった。

被告人は、車を降りてからローソン店内に入ってトイレを使用し、その後、缶コーヒー4本とコーンポタージュ1本、香典袋を買った。飲み物を5本買ったのは、被告人を入れて、細田、二階堂、鈴木、石崎の5名が集まることになっていたからであった。

カ 被告人は、店を出た後、自車の運転席にいた細田に缶コーヒーを1本渡し、二階堂が来ているだろうと思って店の左手の方に向かって歩きかけところ、ちょうど鈴木と石崎の二人が車から降りて来た。そこで、被告人らは3人一緒になり、二階堂の車に乗り込んだ。

被告人が助手席に乗り、鈴木が運転席の後部座席、石崎が助手席の後部座席に座った。

(3) 話し合いの内容

ア 二階堂と鈴木、石崎とは初対面だった。被告人は、「森吉の石崎さんです。阿仁の鈴木一です。家内のこずえの弟で住んでいる場所は戸島内、です。合川の二階堂さん」とそれぞれを紹介した。

イ 主に鈴木が石崎に向かって、小集会の段取り、やり方について説明をした。具体的には、地元の自治会長や責任者に挨拶に行くこと、会場が空いている日や料金を確認すること、チラシを数日前に配布すること等々であった。

鈴木は二階堂に対し説明をしたわけではなく、二階堂は運転席で前を向いたままだった。

ウ 被告人は、小集会の開催状況や今後の予定や希望等を話したが、これも石崎に対してだった。「間もなく阿仁が終わるので次は森吉なのでお願いします」という趣旨のことを石崎に対して話した。

被告人が、二階堂に対して話したことはなかった。被告人は助手席から体をねじって後ろを向いて石崎や鈴木に話をしていった。

二階堂はメモをとっていたが、被告人は二階堂の方を見ていなかった
ので、これに気付かなかった。

エ この車の中で被告人が二階堂に対して、小集会の段取りをするよう
指示したことはなかった。合川での小集会での段取りの役割をするの
は加藤であり、実際に2月16日以降も合川での小集会の段取りをし
たのは加藤だった。

また、この車の中で被告人が二階堂にあいさつ回りについて指示し
たこともなかった。あいさつ回りについてはまったく話題にもならな
かった。

オ 話が終わったところで、被告人はローソンで買った缶コーヒーをレ
ジ袋から出して3人に1本ずつ渡した。被告人はコーンポタージュを
飲んだ。

飲み物を飲みながら、雑談をしていたが、その際、二階堂から、か
なり前のことだが、合川の土建業者が重機で道路を掘削して、相手方
候補の集会の妨害をしたというような話が出たが、二階堂は、単に、
過去にこういうことがあったという感じで事実を紹介しただけのこと
だった。

二階堂が話をしたのはその時だけで、ずっと黙ったままだった。

カ 二階堂の車の中での話は20分くらいで終わり、午後4時少し過ぎ
に解散した。

その後、被告人は、石崎に「1時間くらい付き合ってくれないか」
と言って、二人で車に戻って細田運転の車で米内沢の商店街にあいさ
つ回りに行った後、石崎を自宅まで送り、午後6時からの下舟木での
小集会に出席した。

二階堂はその日はローソンで別れてそのまま帰った。

キ 被告人は、その日は二階堂の車の中で鈴木、石崎と話をした以外は

二階堂と行動を共にしたことはなかった。この日は昼頃からずっと細田と行動を共にしており、被告人の車の中で被告人と二階堂が二人だけになることはまったくなかった。

ク 二階堂は、小集会は加藤が段取り等をするものと認識しており、その後、加藤に電話をして、2月16日のローソン駐車場の車の中でメモした小集会に関する事情について加藤に説明した。

4 2回目のアルバイト料支払い

(1) 2回目の下杉でのあいさつ回り

ア 翌2月17日に、被告人は、二階堂と一緒にあいさつ回りに行ったが、この時は細田が車を運転して、被告人と二階堂が乗り、二階堂が案内をした。

当日午後1時少し前に、細田が細田の車（実際は細田の息子が使用している車）で被告人を迎えに来た。

前日までは被告人のグリーンのライトバンを使用していたが、被告人の車はFF車で雪道は滑りやすかったので、細田でも危ないとのことで、細田の息子の車を使ったのである。

イ 被告人は細田の車に乗って午後1時からの田中総合センターでの小集会に出席し、その後、二階堂宅に向かった。二階堂宅には午後3時に迎えに行き、それからあいさつ回りに行く予定だったが、小集会が遅れ、二階堂宅には午後3時30分過ぎに到着した。

二階堂は後部座席に乗って来た。二階堂と細田はこの時が初対面だった。被告人は「合川の二階堂さんで、ここのうちの方。私の道案内を合川地区でやってもらっている方です。鷹巢の細田さんです」というふうに紹介した。二階堂について、「これから世話になる」などと言って細田に紹介したことはない。

ウ 二階堂が乗って下杉集落に行った。すでに4時に近かったので、被

告人が「もう時間がないので近くでいい」と言ったところ、「近いんだったら、また下杉に行きましようか」ということになり、下杉での2回目のあいさつ回りとなったのである。

エ 1回目には下杉の本通りを回っていたので、2回目は、1回目の本通りの残りとそれ以外の横にある道沿い等を回った。藤岡宅、桜井克三宅、後藤健一宅、桜井特殊ミシン商会等を訪問した。

被告人と二階堂が歩いている間、細田は二人の後ろを車を運転してゆっくりとついて行った。

オ その日のあいさつ回りが終わったのは夜6時過ぎだった。

これで約90戸ある下杉集落でのあいさつ回りは一通り終わった。

その後、被告人は二階堂を家まで送って行き、細田と一緒に帰った。

被告人が細田の車に乗って二階堂と一緒に挨拶回りをしたのは合計で7～8回あったが、これが最初だった。

(2) 2回目のアルバイト料支払い

ア 被告人は、二階堂の運転と案内で、平成21年2月18日頃午前9時半頃から12時頃まで川井を回った。この時川井を回るのは2回目だった。

この時は被告人の妻が顔を出す場所があるとのことで、細田が妻を乗せて出ていたため、細田の車が使えず、被告人は、自分の車を自分で運転して行った。

また、1月18日、被告人の友人の葬儀が地元の前山自治会館で行われ被告人も出席したが、ちょうど1か月後の2月18日午後1時から同じ会館を使って小集会が開かれる予定であったことや前山集落には親戚が多いこともあって、被告人はできるだけ早めに会場に入って挨拶するため、自分で自分の車を運転して行動する方が都合がよかったのである。

イ 被告人は二階堂と一緒に川井集落で12時頃まであいさつ回りをした後、二階堂を家まで送った。二階堂宅に着いたのは12時過ぎだった。

それから、被告人は、車の中で二階堂に、「今月のアルバイト代ですよ」と言って、現金15万円入りの封筒を渡した。

この15万円も上記の寄付金として受領した現金の残りで支払ったものであった。

その後、被告人は、上記のとおり、前山の小集会会場に向かった。

5 3月17日前後の被告人の行動

(1) 3月15日頃までのあいさつ回りの状況

被告人は、翌2月19日は、午後1時から田中の胡桃館（くるみだて）会館での小集会に出席し、その後、同じ集落にいる中学時代の同級生の家に行き、その日は挨拶回りはしなかったが、その後、被告人と二階堂は、2月中には、松が丘団地、川井、上道城、梅栄、弥栄、金沢などを回った。

3月2日から15日までは、毎日、森吉地区を中心に鷹巣、合川も含めて3地区で小集会を開き、その合間を縫って10回くらい合川地区を二階堂と回った。

(2) 3月16日の被告人の行動

ア 平成21年3月23日には公開討論会が予定されていたが、被告人は、農業政策について参考にするため、以前面識を得ていた弘前大学農学部¹の豊川教授から話を聞きたいと考えた。

3月16日当日、被告人は、知人の紹介で豊川教授と連絡をとり、面会の約束を取りつけた。そして、若手の支援者である松橋基樹を誘い、松橋の運転する車で、同日昼頃、弘前に向かった。

被告人は、当日朝二階堂に電話をして、弘前に行くこと、待機して

いてほしいことを伝えた。

イ 被告人と松橋は、同日午後1時半頃から2時半頃まで、弘前大学構内で、豊川教授に会って農業政策等についての話を聞いた。

ウ 面談が終わった後、被告人は知人の病院経営者に会ったり、松橋と食事をしたりして、鷹巣に向かったが、帰るに際して、「遅くなったので、もう回ることはない」と考え、二階堂に電話をしてその旨伝えた。

エ 鷹巣には午後6時頃着き、自宅に戻り、被告人宅の1階にある和室で松橋とチラシ作成の件と確認団体の件について打合せをした。

チラシについては、3月26日からは北秋田市長選挙と同日に実施される県知事選挙の告示期間に入ってしまうため、最後のチラシになるという事情があった。そのためには、3月21日に印刷して納品してもらう必要があったが、配布に要する3～4日を考えると、3月17日までには、チラシの内容を検討した上で直ちに、注文しなければならなかったのである。

また、確認団体の件とは、確認団体として、「阿仁病院・米内沢病院を必ず残す会」を設立しようと考えており、そのための準備などについて相談する必要があった。

このチラシ作成と確認団体の件については、被告人としては、どうしても松橋に手伝ってもらう必要があった。松橋はチラシ作成の他、多方面で被告人を手伝ってくれたが、特にチラシの内容については知恵を出してくれた。チラシは10種類くらい出していたが、ほとんどのチラシは松橋と一緒に考えて作成したものだった。それ故、この時も松橋の手伝いがどうしても必要で、無理を言って来てもらったのであった。

オ 午後8時過ぎにいったん松橋は帰ったが、食事をとっていなかった

ため、被告人は、松橋に電話をして食事をしようと誘い、近くの飲食店で松橋と一緒に食事をした。チラシの案の検討は翌日またやろうということになり、その時間は被告人から連絡すると松橋に伝えた。

(3) 3月17日の被告人の行動

ア 被告人と松橋は、翌3月17日は午前10時過ぎ頃から、被告人宅の和室で、前日に引き続きチラシの内容と確認団体の設立についての検討を行った。

昼食も摂らずに午後1時半ぎりぎりまで検討を行い、何とか政策チラシについては目処がついたため、被告人が東北印刷に電話をして発注した。

イ 当日は午後3時から旧合川町の杉山田地区での小集会の予定が入っており、松橋は午後1時半に鷹巣の後援会事務所で若手支援者の仲間と集合して、スライドの機材などを積んで会場に向かう予定だった。

松橋は午後1時半頃に被告人宅を出た後、後援会事務所に向かい、仲間と合流し、機材などを車に積んで杉山田の小集会展場に向かった。

ウ 松橋が被告人宅を出た後、被告人は昼食をとったり、着替えをしたりして小集会の準備をし、午後2時過ぎに細田に連絡をして迎えに来てもらった。午後2時半頃に自宅を出て、細田の車に乗って杉山田での小集会に向かった。

エ 杉山田の小集会は午後4時半頃に終了した。その後、被告人と二階堂は午後5時少し前に合川の事務所で合流し、午後5時過ぎ頃から6時半頃まで木戸石であいさつ回りをした。

このあいさつ回りの時、被告人と二階堂は、二階堂の知り合いである畠山チャ宅を訪問し、チャと挨拶を交わした。

オ その後、被告人は二階堂に送ってもらい、午後7時開催の三木田での小集会に出席した。

小集会は午後8時半頃終了したが、終了後は、松橋が被告人を乗せて鷹巣の自宅に送った。

カ 3月17日日午後1時過ぎ頃、被告人が二階堂と行動を共にしたことはなく、また、被告人はこの日に自分の車を運転したことはなく、被告人がこの日のこの時刻頃に被告人の車の中で二階堂と会ったことはなかった。

(4) 3月18日の被告人の行動

ア 平成21年3月18日の午前中は被告人は自宅におり、3月23日の公開討論会に向けて資料を読んだりして過ごしていた。

イ その後、午後1時過ぎ頃に友人の畠山富男の車に乗せてもらって自宅を出て旧合川町役場の駐車場まで送ってもらった（なお、この畠山富男というのは、下道城の元町議の畠山富男は別人である）。

午後1時45分に二階堂と待ち合わせをしており、この時刻頃に着いて二階堂と合流した。

ウ その後、被告人は、二階堂の車に乗って木戸石集落に行き、あいさつ回りをし、前回残っていたところを回った。午後1時50分か55分頃から回り、終わったのは午後2時45分頃だった。

この時、被告人は、樹温寺、藤島民雄宅、桜田由雄宅等で挨拶をした。

エ そして、当日午後3時から中屋敷で開かれる小集会上に二階堂の車で送ってもらい、小集会在終わった後は若手支援者の車で自宅まで送ってもらった。

オ 被告人は、この日は松が丘団地には行っておらず、被告人の車はその日はまったく動いていなかった。

この日の午後1時過ぎに被告人の車の中で被告人と二階堂が二人だけになる機会はなかった。

6 アルバイトの終了

(1) アルバイトの終了

ア 被告人は、その後、3月19日、20日と上杉集落を回り、3月22日に上杉の外れの団地を回り、ここであいさつ回りが終了した。すなわち、ここで被告人と二階堂とのアルバイト契約が終了したのである。

被告人は、二階堂に対し、「二階堂さんのお陰で一応合川は歩き終えた。できれば打ち上げでもしないといけないかも知れないけど、これからは鷹巣を徹底的に歩かないといけないので」と挨拶をしたところ、二階堂は「これからはどうしたらいいか」と言うようなことを言った。

被告人は、アルバイトとしての道案内と運転は終わったので、これからはボランティアとして応援をお願いしたい旨のことを伝えた。

イ その後、被告人と二階堂が会ったのは、3月24日に上杉会館で行われた小集会の会場でだった。それ以降は、4月12日の投票日の夜、投票結果を聞くために被告人の後援会が借りた会場で会うまでは、まったく会うことはなかった。

(2) その後の二階堂の行動

ア 3月23日には公開討論会が予定どおり行われ、二階堂も参加したが、これは元町議の和田に誘われたため、一住民としての出席であった。被告人は二階堂が会場にいたこと自体も知らなかった。

上記のとおり、二階堂は3月24日には上杉での小集会に出席したが、これも一住民として参加したものであった。

また、二階堂は、合川事務所に顔出して、選挙葉書の選別作業をしたり、友人宅に電話をして被告人の支援を依頼したが、支援者として自発的に行ったものであり、被告人が二階堂に指示をしたり、依頼し

たわけではなかったし、二階堂がかかる行為をしていることも知らなかった。

イ 同年4月1日、被告人は二階堂に電話をして、被告人の妻を乗せてほしいと頼み、1度だけ合川駅周囲で妻を連れて歩いてもらったことがあった。アルバイトはすでに終わっているのに、ボランティア的にやってほしい旨依頼し、二階堂がこれに応じたものであった。もちろん、謝礼等は支払わなかった。

7 領収証の作成依頼

(1) 30万円の出所

前述のように、平成20年11月頃、被告人は、被告人の支援者である旅館経営者から「使ってほしい」と言われて30万円の寄付を受け、そのまま手元に置いていたが、二階堂に渡したアルバイト料はこの30万円から出したものであった。

(2) 領収証作成依頼

ア 被告人は、平成21年4月25日の午前中、二階堂に電話をして、アルバイト代の領収証を書いてほしいと依頼した。

後援会の支出は県の選管に対してその時の収支報告を翌年の3月までにする義務があるが、被告人は、後援会の会計担当者である畠山富男（3月18日に運転してもらった被告人の友人）に電話をして自宅に来てもらって1階の和室で話をした。

その際、二階堂のアルバイト代について領収証をもらっていないことに気がつき、その場で二階堂に電話して作成を依頼し、二階堂は了解した。

その際、領収書は30万円のもの1枚にまとめてくれるよう伝えた。領収書は報告書に添付するだけで、総額が正しければ1枚にまとめても差し支えがないため、そのように伝えたのであった。

イ 領収書は3～4日して送られて来たので、被告人は自宅の書斎に置いておいた。

8 金銭授受の趣旨

以上のとおり、被告人と二階堂との間には、平成21年1月19日頃と同年2月18日頃の2回にわたって、各15万円、合計30万円の現金の授受があったが、これは、合川地区におけるあいさつ回りのための、車の運転と道案内という2か月間の労務（アルバイト）に対する対価であった。

被告人が二階堂に対し、被告人への投票や選挙運動としての活動（小集会の準備、選挙人~~宛~~への電話等による投票依頼等）を依頼したことはまったくなかったし、このような行為、活動に対する対価として支払ったものではなかった。

第3 証拠の評価1（被告人の供述の信用性）

1 被告人の供述

省略

2 信用性

(1) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 二階堂宅訪問の時期及び訪問目的について

(ア) 検察官は、被告人及び加藤の二階堂宅訪問の時期について、平成21年2月上旬ころとする二階堂の捜査段階の供述は、加藤の捜査段階の供述（甲19、20）と符号すると主張する（論告要旨5頁）。

(イ) しかし、後記で詳しく検討するとおり、二階堂及び加藤の捜査段階の各供述調書は信用できるものではない。信用性のない複数の供述調書がいくら符号していても信用できるわけではない。

(ウ) 被告人は下道城で加藤とあいさつ回りをした日の帰りだと供述しているところ、下道城で元町議と会って話をしたこと等具体的に詳

細な事実を述べていることや下道城での加藤とのあいさつ回りは1回しかなかったこと等の他、被告人の記憶自体が相当整理され全般的に信用できることからすると、この点に関する被告人の供述も信用性に疑問はない。

(エ) また、後に詳述するとおり、被告人と二階堂は1月中からすでに挨拶まわりをしていたことは明らかであるのだから、被告人と加藤が二階堂宅を訪問した時期が「2月上旬ころ」と言うことはあり得ない。

(オ) なお、検察官は、被告人の訪問目的については触れていないが、被告人が供述するとおり、たまたま二階堂宅の前を通ったことから、加藤から誘われて、二階堂宅に上がっただけであり、選挙の協力を依頼する目的はまったくなかったし、そのような依頼をしたこともなかった。この点は加藤の証言からも裏付けられ、二階堂も被告人からそのような協力要請はなかった旨証言した。

イ アルバイトの合意について

(ア) 検察官は、大野台ハイランドでのアルバイトの合意については、論告要旨では触れていないが、加藤と二階堂の証言が信用できない旨証拠調請求書(2)(3)で述べているので、この点について弁護人の主張を述べる。

(イ) 被告人の供述は具体的で詳細であり、そのうえ、ハイランドに集合した経緯については、通話記録も(ただし、二階堂と被告人の携帯電話については1月分、被告人自宅書斎の固定電話については2月分までの記録が差し押さえられておらず、主要な電話の一部の通話記録が欠けているが)、被告人の供述を裏付けている。加藤も二階堂の証言も概ね被告人の供述を裏付けている。

検察官は、加藤や二階堂が捜査段階で供述していないことから、

当公判廷での証言が信用できない旨の主張をするが、捜査官は2月16日のローソン駐車場を出発点として構図を描いたため、その前の事実経過についてはほとんど無関心かあるいは無視したのであって、そのため、両名に対し記憶喚起をすることもしなかったのだと思われる。

検察官が、任意提出した手帳のメモ（甲85号証）に基づいて、2月16日のローソン駐車場をこれを第1回目の現金授受の日時場所とし、2回目の現金授受をその1カ月後とする二階堂供述（第2回・二階堂証言23～24頁、70～71頁）を出発点とし、1～2月の通話記録の重要な一部を欠いていることを考慮しなかったこと、ローソンの伝票やあいさつ回りの対象戸数と時間との関係といった客観的要素による二階堂供述の信用性の吟味を行っていないことは、二階堂の取調べを担当した森山智文検事の証言からも窺えるところである（第5回・森山証言・27～29頁、46～48頁）。これは、捜査側が、最初から2月16日を出発点とする事件の見立てを行い、裏付けになる客観的資料の収集を怠ったばかりか、二階堂、加藤らの取調もこの見立てに当てはめようとしたことを物語っている。

(ウ) なお、このハイランドで被告人と二階堂との間でアルバイトの合意があったのは、被告人の供述と通話記録から、平成21年1月10日（土）か1月13日（火）のどちらかであったと思われる。

(エ) なお、このハイランドで被告人と二階堂との間でアルバイトの合意があったのは、被告人の供述と通話記録から、平成21年1月10日（土）か1月13日（火）のどちらかであったと思われる。

ウ 1回目のあいさつ回りの時期及び1回目の現金受領について

(ア) 検察官は、「1月19日頃にあいさつ回りに行った」とする被告

人の供述は信用できないとして、戸別訪問を受けた先の住民で1月中に被告人らの訪問を受けたとする者はいない。被告人は林岱を訪問したのは1月中の1回だけと供述調書するが、3月頃に訪問を受けたとする藤岡敦美（林岱団地居住）の供述（甲40）と齟齬していることを挙げる。

訪問先の供述調書（甲27～甲48）の問題点については後記第5、6項(4)で詳述するが、1月中に訪問を受けた者の供述調書がないと言うが、それだけのことで、1月中にあいさつ回りに行かなかったことの原因とはならない。1月中に訪問を受けた者については、意図的に調書を作成しなかった可能性が高い。

また、藤岡敦美（甲40）の供述内容は、「告示よりも前で、3月中だったことは間違いありません」と言うだけで、3月に来たことを裏付ける日記・日誌等のような客観的に裏付ける証拠はない。調書作成日は平成21年6月25日であり、相当日にちが経過している。藤岡の供述は信用できない。

これらの供述調書にある訪問先への訪問の時期が2月17日以降であったことが仮に事実であったとしても、これら住人が訪問を受けたのが2月17日以降であったことを裏付けるしか過ぎないのであり、それ以前に訪問を受けた者がいなかったことの証拠となるわけではない。

訪問先の供述調書のうち、訪問の時期についての供述は信用し難いが、仮に事実だとしても、被告人と二階堂は1月19日頃から3月22日頃の間、旧合川町地区を回っていたのであり、彼ら住人はそのうちの2月17日以降に訪問を受けたというだけである。

(イ) 次に、検察官は、被告人と二階堂との電話による連絡は平成21年2月16日以降に頻繁に行われている。通話記録の平成21年2

月 1 日以後についてみると、同月 1 3 日まで、被告人と二階堂との通話履歴がないことに照らすと、被告人が少なくとも同月 1 3 日までの間に二階堂と連絡を取り合っていたという事実は認め難い。その間にあいさつ回りに行ったとする被告人の供述は信用できない。被告人は、同月 1 2 日までは通話記録が証拠化されていない被告人方の固定電話のうちのもう 1 回線分（6 3 - 2 0 4 8）を使っていた可能性が高いと主張するが、それを前提とすれば、被告人は同月 1 2 日頃を境に使用する電話を固定電話から自身の携帯電話に変更したことにあるが、その理由を見出しがたくそれ自体不自然であることを挙げる。

しかし、そもそも、二階堂の携帯電話の通話記録も被告人の携帯電話の通話記録も平成 2 1 年 2 月 1 日以降しか差押さえられておらず、被告人の固定電話についても、書斎の電話（0 1 8 6 - 6 3 - 2 0 4 8）については平成 2 1 年 3 月 1 日以降しか差押えられていない。それ以前の通話記録を差押えなかったのは捜査機関であり、捜査機関の落ち度をもって、二階堂の証言が信用できないとすることは到底できない。

また、被告人自身が供述するように、被告人は、1 月中及び 2 月上旬頃までは時間的余裕があり、電話も書斎の固定電話を使うことが多かったのであるから、2 月 1 日から 2 月 1 2 日までの間は、被告人は固定電話を使って二階堂と連絡した可能性が高く、通話記録がないことは何ら不自然ではない。

(ウ) さらに、検察官は、被告人はあいさつ回りをした際の具体的なエピソードを語っているが、かかる供述は訪問した事実を裏付けることはあっても、その時期までも特定するものではない。かえって、被告人は、あいさつ回りを始めた最初の頃（1 月 2 1 日又は 2 3、

4日頃)、二階堂が「今朝自宅のポストに津谷のチラシが入っていた」としてチラシを持ってきてくれたと供述し、そのチラシについて両面印刷で、顔写真が出て、キャッチコピーみたいなものがついている等と供述したが、津谷の後援会では、被告人が供述するようなチラシは平成21年1月中には各戸に配布しておらず、かかるチラシを配布したのは同年3月10日以降であったのであり(三澤証言)、被告人が1月中にこれらチラシを二階堂から見せられたとする部分は事実と反していることを挙げる。

しかし、あいさつ回りの具体的なエピソードは、検察官も言うように、訪問事実を裏付けるものではあるが、被告人の供述は、2月17日に訪問を受けた住民の調書(甲27の桜井由美子)にも合致しており、この点からしても、被告人の記憶は正確で信用できる。被告人が公判廷で供述するその他の住人に関するエピソードの具体性に照らしてみても、被告人は、2月17日以前にも二階堂の案内の下に下杉であいさつ回りをしたと考えるのが自然である。

また、あいさつ回りの順序、戸数等の供述によって、下杉集落を2時間程度で、1回切りで回りきることはできないことは明白である。

下杉集落は約90世帯あるが(弁19添附下杉地区住宅地図参照)、1回目と2回目にあいさつ回りをした時間からしても、1度で回ることは不可能であり、各回のあいさつ回りの道順等被告人の供述は詳細で具体的であることからしても、下杉を2回に分けて回ったことは疑いない。検察官は1回目のあいさつ回りが2月17日の下杉のこととの前提で論を展開しているが、2月17日1日だけですべて回ることは不可能である。

さらに、被告人の供述によると、下杉のあいさつ回りは、1回目

は被告人と二階堂の二人で行き、2回目は、細田が運転する車で集落まで行って被告人と二階堂があいさつ回りをしたと言うのは先述のとおりだが、このことは、細田証言及び細田手帳（弁15）の記載からも明らかであるうえ、二階堂も平成21年7月26日付けの検面調書で、「2月以降に細田運転の車で下杉を回ったこと」を供述しており、これらの供述は符号している。

なお、甲85の二階堂の手帳のメモについては、その記載内容からは、2月17日にもあいさつ回りに行ったことを裏付けることにはなろうが、それが1回目であることの裏付けとなるものではない。

チラシの件については、後記するとおり、三澤の証言はまったく信用できない。弁34の印刷チラシが存在することは紛れもない事実であり、三澤が言う輪転機によるチラシ（弁33）の他に印刷機で印刷したチラシが現に存在しているのである。このようなチラシは3月10日以降にしか配布していないとの三澤証言は、証言自体で前後矛盾しており、まったくの虚偽証言と言う他ない。

この印刷チラシが1月中に配布されたことは、小塚証言によっても明らかである。

この弁34のチラシはまさしく1月中に被告人と二階堂があいさつ回りをしていることを裏付けるものである。

なお、弁38も弁34と尾内チラシであるが、三澤証人自身が津谷後援会事務所の保存してあった物を公判に持参したもので、これが市民宅に配布されたことは明らかである。

(エ) 検察官は、被告人は、「平成21年2月12日頃、被告人方で、加藤、和田、成田及び二階堂と会合を開き、その際、加藤及び成田が、その頃までに実施していた戸別訪問の進捗状況について話したが、二階堂が戸別訪問の進捗状況について発言しなかった」と供述

したが、この時点で二階堂が被告人の戸別訪問に同行していた事実があれば、そのことに関する発言が出てもしかるべきであるのに、何ら発言が出ていないことからして、この時点では、被告人は二階堂を同行した戸別訪問を開始していなかったとみるべきであることも挙げる。

しかし、加藤らは、被告人とともに訪問先の玄関に入り、挨拶をするのが役割であったが、二階堂は単に運転と道案内の仕事をしていただけであり、加藤らとは役割は異なる。それゆえ、加藤らのあいさつ回りの状況等の話に加わる必要はなかったのであり、二階堂は、被告人と和田らとの話には加わらず、被告人の妻とテーブルの端で雑談をしていたのである。この会合に関しては、二階堂及び加藤の証言も被告人の供述を裏付けている。

エ ローソン駐車場での会話内容について

(ア) 検察官は、2月16日のローソン駐車場に止めた二階堂の車両内で鈴木、石崎が集まった打合せに関して、被告人が、鈴木をして、石崎のみに対して旧阿仁町地区における小集荷の開催状況等を説明させたと述べる点は信用できないとして、被告人が、旧合川町地区の二階堂、旧阿仁町地区の鈴木及び旧森吉町地区の石崎という、それぞれ異なった地区の居住者を呼び集めたにもかかわらず、鈴木が、石崎に対してのみ説明し、同席した二階堂に対して説明をしていたわけではないなどというのは極めて不自然であることを挙げる。

しかし、検察官の主張は客観的状況に合致せず、根拠に欠けると言うべきである。

仮に、検察官主張のとおり、二階堂も2月16日の会合で鈴木から小集会の開催状況の説明を受け、被告人から合川地区での小集会実施の意向を受けた（言い換えると、二階堂も合川地区での小集会実施を

促された)とすると、二階堂は会合の後直ちに会場予約などの小集会開催準備を開始しているはずである。

しかし、合川地区の小集会の開催は3月8日になってようやく始まっており(弁11)、2月16日の会合との時間的離隔が大きい。しかも、実際に会場予約などの小集会の段取りを担当したのは加藤であって、二階堂は加藤に頼まれて3人の自治会長に連絡して会場に空きがあるかどうかを確認したに止まっている。その事実は、むしろ「打ち合わせメモを手帳に書き残したのは合川地区の小集会の準備を担当する加藤に伝えるためであった」という二階堂自身の証言と一致しており、現に二階堂が加藤に小集会のことで電話をしていることは後述するとおりである。

二階堂も小集会の開催準備を求められたとする検面調書の記載は客観的状況に合致しておらず、信用性は認められない。

また、鈴木は、「これから森吉をできるだけ早くやりたいということだったので、当然、石崎への説明を求められたと受け取った」、「合川地区の小集会の開催準備をするのは加藤と思っていた」ことを証言したが、実際、加藤が小集会の会場の予約をし、集会の司会もしている客観的事実がある。

一方、石崎は、森吉地区の小集会開催方法が分からずに迷っていたこと、被告人から鈴木に石崎への説明を求めたこと、捜査段階の初期に作成された石崎の員面調書(平成21年5月1日付け)中の、石崎に対して森吉地区の小集会開催準備の要請があった旨の供述が石崎の記憶に一致すること、小集会の司会を加藤が頻繁に行っていることは知っていたこと、その後の加藤の活動実態を見て合川地区の小集会の開催準備は加藤が行っていたと思っていたことを証言した(15~18頁)。

この石崎証言は、二階堂は説明の相手ではなかったとする鈴木証言とも符号しており、これら証言は被告人の供述とも符号しており、何ら不自然な点は認められない。

- (イ) また、検察官は、被告人は二階堂が打合せで出た内容をメモ帳に記入していたこと自体に気づかなかつたと述べるが、二階堂は狭い車内の被告人の隣に座っていたこと、被告人は二階堂に缶飲料を渡していることに照らすと、メモしている事実には気づかないはずはなく、その点からも被告人の供述内容は不自然であることを挙げる。

しかし、被告人はずっと後ろ向きになって話をしているのであるから、二階堂がメモをとっていることに気付かなかつたとして何ら不思議ではない。さらに、缶コーヒーを渡す時点では、打合せは終わっているのであるから、二階堂はメモをとるのを止めていた可能性もある。

また、二階堂がメモをしていることに気が付かなかつたことは、被告人としては二階堂は単に運転の役割であり、その日は鈴木らに紹介するだけで呼んだのであって、小集会の段取りを二階堂に説明するためではなかったことから、二階堂がメモをとろうととるまいと何も気にする必要がなかったことを示すものと言うべきである。

オ 3月17日頃の現金授受について

- (ア) 検察官は、平成21年3月17日前後ころの午後1時過ぎに、松ヶ丘グラウンド付近の路上に止めた被告人の車の中で、被告人が二階堂に現金を渡したと主張する（論告要旨18～19頁）。

- (イ) しかし、この日時に、被告人が二階堂に現金を渡したことがないとする被告人の供述が信用できることは、松橋証言、細田証言からも明らかである。

3月16日のこの時間帯は、被告人は松橋と一緒に弘前におり、

3月17日は松橋と一緒に自宅におり、二階堂と二人だけで会う機会はなかった。また、3月18日は、被告人は午後1時半頃まで自宅におり、友人の畠山富男の車で旧合川町役場まで乗せてもらい、午後1時45分頃に二階堂と合流して午後3時からの小集会会場に行ったのであるから、同日1時過ぎ頃に二階堂と会うことはあり得ないことであり、松ヶ丘グラウンド付近に行った事実もない。

いずれの日にもちについてもこの時間帯に被告人と二階堂が松ヶ丘グラウンド付近路上で会った事実はない。3月17日頃に2回目の現金授受はなかったのである。

(ウ) 二階堂は供述調書は「3月17日頃」となっているが、これは二階堂の生の記憶ではなく、1回目の受領を「2月16日」と誘導して断定した供述をとった捜査官が、「それから1か月後」の時期と言うことで、「3月17日頃」としたものである。2回目の現金受領の日にもちについての二階堂の記憶が曖昧であることは確かであるが、そうだとすると、二階堂の記憶は、捜査段階から曖昧だったのであるから、捜査段階の供述調書が信用できることにならないことは言うまでもない。

(エ) アルバイト料は前払いであったことは二階堂も認めているところであるが、3月17日の時点ではあいさつ回りは後少しを残すのみであり、実際にも3月22日の上杉のあいさつ回りが最後であった。二階堂の記憶でも、2回目の現金を受領した時点ではあいさつ回りは後半分を残していたのである。

そうだとすると、2回目の現金受領の時期は予定のあいさつ回りが半分くらい終わった頃である2月中旬頃であったと考えるのが自然かつ合理的である。

カ 2回目の15万円受領と現金提出の時期について

(ア) 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書が他の証拠とも符合している例として、現金を受領した時期と二階堂が保管していた現金4万円の提出の時期について矛盾がないことも主張する（論告要旨5頁）。

すなわち、二階堂は、被告人から各15万円の供与を受けた時期については1回目が2月16日頃であり、2回目が3月17日頃であると供述するところ、二階堂は同年4月13日、被告人から2回目に供与を受けた15万円の残余金として自宅で保管していた1万円札4枚を警察官に提出したが、2回目に供与を受けた時期が3月17日頃であるとすれば矛盾がないと主張するのである。

(イ) しかし、二階堂は、当時仕事はしていなかったが、退職金の残金を持っていたこと、年金収入があったこと（2か月で約14万円）、元妻からの援助があったこと、破産宣告が出てそれまでの毎月の返済額10万円の返済は必要なくなっていたこと、持ち家であり家賃を払う必要もなく、子供と二人だけの生活でそれほど生活費がかかることはなかったこと等、平成21年1月～3月頃特にお金に困ったという事情はなかった。捜査段階の供述は取調官が決めつけて作成したものである。

二階堂は被告人から受領した現金のみで生活していたわけではなく、2月中旬に現金15万円を受領したとして、その15万円のみで生活していたわけではない。現金4万円が残っていたとしても、そのことから二階堂が3月中旬頃に15万円を受領したことにはならない。

(ウ) また、そもそも、その前提として、上記のとおり、検察官が主張する平成21年3月17日頃の午後1時30分頃に松ヶ丘グランウインド付近の路上で、二階堂が被告人から2回目の15万円を受領し

た事実はない。

以上のとおり、二階堂が現金4万円を提出したことが、2回目の15万円の受領が3月17日頃だったことを裏付けるものではなく、二階堂供述と「符合」しているわけではない。

キ アルバイト終了後の二階堂の行動について

(ア) 検察官は、二階堂に対するアルバイトは3月22日に終了し、以後はボランティアとして活動してもらったと述べるが、被告人供述を前提とすると、その日を境に二階堂の活動根拠がアルバイトからボランティアに変わる事となるが、その理由が不明であるとして、被告人の供述は不自然であると主張する。

(イ) しかし、アルバイトが終了し、それまでの仕事に対する対価もすでに前払いで支払っており、その日を境に二階堂は「単純労働者」でなくなったのである。しかも、それ以降は、二階堂は被告人を乗せてあいさつ回りをすることは一度もなかった。アルバイトが終わっているからである。仕事が終了したのであるから、それ以降ボランティアをしてもらっても何ら不自然ではない。現に4月1日は被告人の妻を乗せたが、被告人も二階堂も述べるとおり、これはボランティアであり、金品の提供はなかった。

ク 領収証作成について

(ア) 検察官は、平成21年4月25日、選管への収支報告の取りまとめ作業のため、二階堂に対し、電話で合計30万円についての領収証の作成を依頼し、二階堂をして、「岩川てつ後援会」宛ての領収証を送付させたが、その連絡をする際、自分の携帯電話を自宅の2階においており、取りに行くのが面倒であったため、自宅に来ていた知人の携帯電話を借りて電話をかけたと述べているが、そのような経緯自体不自然であると主張する。

そして、自宅や自己の携帯電話から電話をかければ通話履歴が残ることを認識した被告人が二階堂との通話履歴が分からないようにするため、上記回線以外の電話を使用したと見るべきであり、同日時点で二階堂に対して領収証の作成を依頼したこと自体、各15万円の投票、投票取りまとめ等の選挙運動の報酬であるとの趣旨を否定するための罪証隠滅工作と見るべきであると主張する（論告要旨15～16頁）。

(イ) しかし、仮に通話履歴が残ったとしても、会話内容はわからないのであるから、通話履歴を残さないことと罪証隠滅とはそもそも関係のないことである。

(ウ) また、二階堂が約2か月間、運転と道案内をしていたことは検察官も認めているところである。2か月の仕事の対価として、支払ったのであるから、収支報告のため領収証を書いてもらうことに何ら疑問はない。むしろ、領収証を作成しない方が問題である。

さらに、友人である畠山に携帯電話を借りることが何故「不自然」と言うのであろうか。日常的にこのようなことはいくらでも見受けられることである。

ケ 30万円の処理手続について

(ア) 検察官は、被告人は、二階堂に渡した合計30万円について、平成20年11月頃に支援者から後援会に寄付として受け取った金を充てたと述べるが、以下の理由から、この供述は信用できないと主張し（論告要旨15～16頁）、まず、被告人の供述を前提とすると、被告人は、時期の接近した平成21年1月頃に受け取った実弟からの寄付金50万円については後援会担当者に渡しながらか、上記30万円については同様の手続をしていないこととなり、その処理を異にする理由を見出しがたいことに照らすと、上記30万円につ

いて、被告人が真実支援者から寄付として受け取ったものとは認められないというべきであることを挙げる。

しかし、支援者からもらった30万円については事務処理が遅れただけのことであって特に意味はない。しかも、30万円支払ったことは幹事長の岩谷には伝え、後に事務処理をすることも伝えた。このことは、弁7の岩谷の検面調書添付「予算差引簿」の記載（「支出項目」欄の「合川」、「二階堂」（抹消してある）、支出額の欄の「150、－」、「説明」の欄の「岩川氏依頼領収書後日」等）からも明らかである。

(イ) また、検察官は、被告人には本件当時1700万円余りの使途不明金があったのであり、被告人がそれを上記30万円に宛てた可能性が高いことも挙げる。

しかし、1700万円が「使途不明金」であるとする主張自体何の根拠もないが、仮に使途不明金があったとして、アルバイト料がそこから支払われた根拠はない。そもそも、お金の出所は授受の趣致とは関係のないことである。

(ウ) さらに、検察官は、岩谷利男の供述調書（弁7）添附の予算差引簿「合川運転労務者」「150、－」「岩川氏依頼領収書後日」の記載について、これに従い、被告人が二階堂に供与した30万については、自身の後援会から労務者に対して支出されたとする被告人の主張について、岩谷の調書では「被告人から、合川の人に運転を頼んだというようなことを言われた」として記載したものがあがるが、岩谷自身、この調書で「被告人から依頼されて後援会として合川の人に15万円を払ったことはない」旨述べているところであり、上記記載は被告人が本件の罪証隠滅工作を図ろうとした証左というべきであるとも言う。

しかし、予算差引簿は岩谷自身が書いたと言うのであり、「被告人から、合川の人に運転を頼んだというようなことを言われた」と言うのであるから、岩谷が被告人から「合川」の「二階堂」に「運転」を頼んだことで「15万円」を支払ったことを言われたこと、その旨予算差引簿に記載したことは明らかである。「後援会として合川の人に15万円を払ったことはない」旨の供述が事実であったとして、岩谷自身が支払ったことがないことを述べているに過ぎない。

(2) 小括

以上のとおり、被告人の供述は、具体的で詳細であり、その記憶の正確性に疑問はない。被告人の供述を裏付ける通話記録、レシート、メモ類、日誌、予定表等の客観的な証拠がこれを裏付けている。また、二階堂、加藤、鈴木、石崎、細田、松橋、小塚の証言ともほとんど符合している。

被告人の供述の信用性には何らの疑問もない。

第4 証拠の評価2（二階堂甚一の供述の信用性）

1 当公判廷での供述

省略

2 信用性

(1) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 検察官の事実関係の主張については、検察官自身が述べるとおり、二階堂の捜査段階の供述に依るところが大きい（論告要旨4頁）、検察官は、二階堂の捜査段階で述べる事実経過に不自然な点はないこと、他の証拠とも合致していること、供述は当初より一貫していること、その記憶に基づいて検察官に事実関係を供述したと認められるこ

とから、二階堂の捜査段階の供述は十分信用できるが、これに反する二階堂の証言は信用できないと主張する。

以下、個別的事項ごとに検察官の主張に対して反論する。

イ 取調べ状況について

(ア) 検察官は、以下の理由を述べて、二階堂はその記憶に基づいて検察官に事実関係を供述したと認められると主張し（論告要旨6～8頁）、第一に、検察官の取調べは記憶の新鮮な時期に実施されたものであり、二階堂が自分の記憶に基づいて供述したと認められると言う。

しかし、「記憶の新鮮な時期」と言うが、公判廷での証言は必ず捜査段階の後になるのであるから、検察官の主張を一般化することはできない。

しかも、二階堂自身が、捜査段階でも、特に日時については記憶について自信がないと言っていること、仮に記憶の比較をしても、二階堂の証言は捜査段階から1年程度後のことであり、一般的にも証言時に著しく記憶が減退しているとは考えられない。

(イ) 次に、検察官は、二階堂は「自分の言っていないことも調書に書かれた」などと証言したが、他方で検察官の取調べにおいては「もう何も言う気がなかった」として、納得のいかない内容もあったとはいうものの、明確には争わなかった旨証言する。この点について、平成21年7月6日以後に二階堂を取り調べた森山検事によれば「二階堂は、1つ問いを投げかけると、ざあっといろいろ話してくれるタイプで、(中略)ひととおり話を彼が話したいただけ話したのを聞いて、ポイント、ポイントをもう1回聞き返すと、聞き取れなかった事を聞き返すという形のやり取りになっていた」というのであり、また、供述調書に録取すべき事項を何ら取調べもせずに、先に

供述調書を作ってそれに署名を求めるといふようなことをしたことなど一切ないのであって(森山証言3頁)、また、供述調書に録取すべき事項を何ら取調べもせず、先に供述調書を作ってそれに署名を求めるといふようなことをしたことなど一切ないのであって(森山証言8頁)、以上によれば、二階堂は、検察官に対し、自己の記憶に基づいて供述したと認められ、その供述を録取した各検面調書の信用性は十分であるといふ。

しかし、そもそも二階堂を取調べた一方当事者である森山検事の証言が信用できるわけがなく、森山証言を根拠として、二階堂証言の信用性を減殺することはできない。

二階堂は長期間・長時間の警察の取調べの段階で、自分の言い分がまったく聞いてもらえず、絶望的になっていたのであり、検察官の取調べの時点ではすでに諦めてしまって、ほとんど「無抵抗」の状態であったのであるから、検察官の取調べ状況のみに着目しても意味がない。

(ウ) さらに、検察官は、捜査官が長期間・長時間の取調べを行い、推測に基づいて先にストーリーを組み立て、職探しや二男の介護を気にする二階堂の真の記憶・認識とは異なる内容の供述調書が作成されたとの弁護人の主張は、上記で述べたところから失当であるといふ。

弁20は二階堂の取調べ状況の記録であるが、これによれば、捜査段階における二階堂の取調べは、平成21年4月13日以降、同年7月13日の逮捕までの間、連日のように行われ、特に、4月から5月にかけては、二階堂はほぼ毎日、多い日には1日8時間以上にも及ぶ長時間の取調べを受けたことがわかる。逮捕までの取調べの総時間は約100時間もある。

この記録を見ただけでも、任意捜査の段階でも二階堂が過酷な取調べを受けていたことがわかる。この記録だけからも、二階堂の捜査段階の供述の信用性について疑問を持つべきである。

また、二階堂の取調べについては、澤藤孝志が憤慨するほどであり、二階堂がいかに過酷な取調べを受けていたかは、このことから裏付けられる。

二階堂の捜査段階の供述調書はこのような状況下で作成されたのである。

(エ) 次に、検察官は、二階堂は、加藤から電話でアルバイトに来てほしいと言われた際に「石崎の運転手をやってほしい」などと言われたと供述するが（甲6・6頁他）、かかる事実は裏付けられず（甲25・16頁他）、かつ、その後も二階堂が上記供述調書を維持していることに照らしても、捜査官が捜査官側において先にストーリーを組み立てて二階堂の供述調書を録取したなどとは認められないことを言う。

しかし、「石崎の運転」との供述について、澤藤は、同人と二階堂との電話の際に、二階堂から「労働組合の幹部の運転をする」ことを聞いた旨の証言をし、加藤も、何かの話の際に石崎の名前を出したことがあったかもしれない旨の証言をしたが、そうだとすると、二階堂は加藤の言葉から石崎の運転をするものと誤解し、そのため、澤藤との電話の際にそのように話したものと思われる。この点については、誤解とは言え、二階堂の記憶がはっきりしていたことがあがるが、本件においては誰を乗せると聞いていたかは争点とは関係がなく、捜査官としては、被告人であれ、石崎であれどちらでもいいことである。

検察官が指摘する「二階堂の供述の維持」はこの点だけであり、

しかも、本件争点とは無関係な箇所であり、このことだけをもって、捜査官のストーリーの組み立てを否定する根拠とはならない。

なお、その後、二階堂が、石崎ではなく被告人の運転手と道案内に従事し、そのことに異を唱えていないことからみると、この「最初、石崎の運転手をしてほしいと頼まれた」という二階堂の記憶は、明らかに誤解に基づくものと言ってよい。

(オ) ところで、検察官は、二階堂が平成21年3月17日頃に杉山田と三木田の小集会の合間に約2時間以内に被告人と共に木戸石地区の戸別訪問を行った戸数を「合計80世帯ほど」と供述している点（甲12・6頁）については、その合理性にやや疑問もあるが、この点については森山検事自身、二階堂の供述するとおりに調書にしたものであるから（森山証言47～48頁）、このような供述があったとしても二階堂の供述の全体の信用性が問題となるものではないと言う。

しかし、木戸石のあいさつ回りについては、検察官は「合理性にやや疑問もある」とするが、「やや」どころではなく、合理性はまったくない。おそらく、森山検事は現地を見ずに取調べを行ったものと思われるが、実際に現地を歩いてみれば、2時間以内に80世帯を回ることは不可能であることがわかる。1世帯平均1分30秒で回ることになるのである。

二階堂自身も記憶が正確に喚起していれば、このような供述をすることはなかったろうが、警察の調べでそのような内容の調書がすでに作られ、諦め切っていたことから、不自然不合理な内容であっても署名押印に応じたものと思われるが、森山検事は何の疑問も持たずにこの不自然かつ不合理な供述調書への署名を求めたのである。

ウ 用語について

(ア) 検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂の検面調書に用いられている用語について、次のように主張する。

「選挙運動」、「報酬」などという用語を取り調べ時に話したことはない旨述べるが、二階堂を取り調べた森山検事によれば、二階堂が、これらの用語を用いていたと認められる。また、「戸別訪問」についてもしかりである。この点、森山検事は、「第1回目に聞いたときには、選挙運動をするアルバイト料という話をしている、で、アルバイト料ってどういうことよと言う風に問い直すと、まあ、報酬をもらって選挙活動をするってことだねあという話の流れで聞いています」、「当時は戸別訪問で使っていたのかという話をすると、当時は挨拶回りという言葉を使っていたという表現をしていました」などと述べるころ、甲60号証には、上記「報酬」に関して、「私は、(中略)岩川さんを当選させるための選挙活動をする報酬として現金15万円ずつ、現金合計30万円をもらいました」と録取されているほか、「戸別訪問」に関しても、「旧合川町では、『あいさつ回り』と呼んでいるのですが、選挙のたび、候補者本人が地元の支援者と一緒に有権者の家を1軒1件回って行って挨拶し、選挙での投票をお願いする戸別訪問が行われていました」と、二階堂の供述した内容が録取されていると認められる。

(イ) この点についても同様であり、取調べを担当した当の検事の証言が信用できるわけがない。それでも信用性を言うのなら、ビデオ録画で取調べを可視化すればいいだけのことである。

二階堂も証言するとおり、二階堂が供述の最初から、こんな「器用な」言葉を使うはずもなく、検察官調書の中に「戸別訪問」とい

う法律用語への言い換えをわざわざ挿入していることこそ、逆に、捜査官が理詰めで「こうなる」と法律論を述べて、二階堂の同意を求めて供述調書を作成したことを推測させるものである。

エ 供述の一貫性について

(7) 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書（甲 8 7）を端緒として、以後、二階堂は、被告人から各 1 5 万円の供与を受けた日時・場所及びその趣旨について、任意捜査段階から逮捕後起訴に至るまでの段階において、一貫して同様の供述をしていたのであり、起訴後自分の第一審公判はもちろん、控訴審に至っても、授受の日時・場所については当初の供述を維持していると、二階堂の供述の一貫性を主張する（論告要旨 5～6 頁）。

(イ) しかし、上記のとおり、一審、控訴審とも二階堂の弁護活動は十分ではなかった。二階堂からの聴き取りを十分行わないままに、二階堂の「内心の意思」を弁護人が勝手に斟酌して主張したものであった。特に控訴審では、弁護人から「認めねばだめだ」などと言われ、それゆえ、二階堂は馬鹿馬鹿しくなって陳述書の内容も読まずに署名したのである。

控訴趣意書も二階堂からの聴き取りが不十分であっただけでなく、被告人やその他の者からの聴き取りも行わずに、控訴審弁護人の「予断」に基づいて作成したものであった。

(ウ) また、「供述の一貫性」を言うが、例えば、被告人とのあいさつ回りは 1 月からすでに行っていることやローソン駐車場で被告人と二階堂が二人だけになることがなかったことが明らかとなったが、これら「一貫した」供述調書が誤りであることが判明したのである。供述の一貫性をもって、当公判廷での二階堂の証言の信用性を否定することはできない。

オ 訪問の時期について

(ア) 検察官は、被告人及び加藤の二階堂宅訪問の時期について、平成21年2月上旬ころとする二階堂の捜査段階の供述は、加藤の捜査段階の供述(甲19、20)と符合すると主張する(論告要旨5頁)。

また、検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、捜査段階では、平成21年2月中旬頃に、自宅に被告人と加藤の訪問を受けた旨供述したが、当公判廷では、被告人及び加藤から自宅訪問を受けた時期については、自己の第1審判決後に、被告人の弁護人であった副島弁護士から被告人の手紙を見せられ、平成21年1月下旬頃に大野台ハイランドで被告人と会い、戸別訪問への同行を依頼されたことを思い出したとして、それよりも前の時期であると述べたが、二階堂証言によれば、平成21年12月又は平成22年1月頃には、平成21年1月下旬頃に大野台ハイランドで被告人に会い、戸別訪問への同行を依頼されたとするを思い出したというのに、それ以後に開かれた自己の控訴審ではなんら主張していないのであって、その点に照らすと、かかる供述は不自然不条理である。また、被告人及び加藤が二階堂方を訪問した際の話題として、鬱病の二男を病院に送迎しなければならない旨の話をしたか否かについて、当初、「言ったかもしれない」旨供述していたが、弁護人から再三誘導された結果、これを否定しているのものであって、その供述経緯自体不自然であると主張する。

さらに、検察官は、二階堂が「平成21年1月中旬ころ」であると証言し、その時期を特定する根拠として、平成21年1月18日に島田病院に入院中の二男の面会に行った事実があり、それを基準に計算したと証言するほか、他の点に関しても、同面会事実を基準にして日付等に関する証言をしたが、証言後、同日二階堂が二男に

面会した事実が認められなかったこと（甲103、甲104）の他、第1回公判では、「島田病院の医師が、二男の退院予定表として、スケジュール表のようなものを書いており、それを自分も持っていて、弁護士との打合せ時に見せた」と証言していたが、後に、上記スケジュール表については記憶がなく、1月18日と特定したのは、領収書（弁27）の余白に「1/18」と薄く手書きされた部分があったためであったが、第1回公判前にはそれを被告人の弁護士には見せていない旨証言したが、二階堂が第1回公判で何を根拠に1月18日という時期を特定したかは明らかではないが、仮に弁27の領収書であるとする、二階堂は、自身もその意味するところの記憶が曖昧な同領収書の余白の記載に基づいて証言したことになり、その点に照らしても、二階堂の上記証言は信用できないと主張する（論告要旨8～9頁）。

(イ) しかし、加藤と被告人が二階堂宅を訪問した時期について、二階堂は当公判廷で、平成21年1月中であり、捜査段階での「2月上旬頃」というのは、捜査官が通話記録に基づいて「この頃ではないか」と誘導したものであること、訪問日について当時はさして重要なこととは考えていなかったこと等を証言した。

二階堂は、加藤と被告人が二階堂宅を訪問したのは、平成21年1月中であったことを明言したのである。

二階堂の現在の記憶は、子供の退院が決まった日にちを手がかりとして記憶を喚起したものであること、捜査段階での「2月上旬頃」というのは、日にちに自信がない二階堂に対して、捜査官が通話記録に基づいて「この頃ではないか」と誘導したものであること、二階堂は訪問日について当時はさして重要なこととは考えていなかったこと、鈴木証言や小集会のスケジュール表等からは、1月中に

は阿仁で小集会は行われていないこと、阿仁合の帰りだとすると遠回りになり、たまたま阿仁合の帰りに二階堂宅に寄ったとするのは不自然であること、それゆえ、加藤が「阿仁合の帰り」あるいは「小集会の帰り」と言った可能性は低いこと等からすると、「2月上旬頃」との捜査段階での供述は信用できず、「1月中旬頃だった」との二階堂の現在の供述の方が信用性が高い。

このことは加藤証言からも裏付けられる。加藤は、訪問の時期について、「現在の記憶は平成21年の「1月下旬」であり、捜査段階の『2月上旬』との供述調書は、当時、阿仁での小集会の帰りだと考えていたが、~~二~~と捜査官から小集会のスケジュール表を見せられたところ、阿仁の小集会在2月上旬となっていたこと、当時訪問の日にちがさほど重要な事実だと考えていなかったことから、「2月上旬頃」であることに特に異議を差し挟まなかった」などと証言したが、加藤がこの点で虚偽を言う理由はない。

以上から、訪問の時期は「2月上旬」ではなく、1月中であったことに疑問はない。

(ウ) 面会の日にちについては、面会簿によれば、二階堂は1月21日に面会に行っているところ、この日は1月18日と近接しており、二階堂が21日の日にちを18日と間違えたとしても何ら不自然ではない。

しかも、「1月18日」という日にちは、1月10日に元妻と一緒に面会に行った際に、診療費を支払い、その時の領収書にメモしたものであり、おそらくは、次回の面会等についての予定等をメモしたものであるが、そのことが念頭にあって、最初は1月18日に面会に行った旨証言したのであって、何ら不自然なことはない。

弁護人に見せたという「退院予定を書いたスケジュール表」に関

する証言については、二階堂の記憶としては「何らかの書類」が念頭にあって、「スケジュール表」と領収書あるいはその他の書類とを混乱していたと考えるのが自然である。

カ あいさつ回りの開始時期について

(ア) 検察官は、あいさつ回りの開始時期は平成21年2月17日からだとする。そして、その理由として、二階堂の捜査段階の供述が他の証拠とも合致していることを挙げ（論告要旨5頁）、二階堂は、旧合川町地区の戸別訪問の開始時期について、ローソン駐車場での打合わせの翌日の平成21年2月17日からであると供述していたが、その供述は、二階堂のメモ帳（甲85）の記載（最初に平成21年2月16日のローソンでの打合わせのことが記載され、以後、同月17日に下杉地区、同月18日に川井地区の戸別訪問をした旨の記載がされている）と符号していることを言う。

しかし、メモ帳の記載内容からは、2月17日にもあいさつ回りに行ったことを裏付けることにはなろうが、それが1回目であることの裏付けとなるものではない。2月17日に下杉地区で訪問を受けた者として、桜井由美子の供述調書（甲27）があるが、この日に桜井宅を訪問したことは被告人も認めているところである。また、下杉地区の住人で被告人と二階堂の訪問を受けたとする供述調書があるのは、この桜井由美子しかない。下杉地区は約90世帯あり、相当数の世帯を訪問したはずであるが（被告人及び二階堂の供述によってもかなりの数訪問したことがわかる）、わずか1通しか供述調書はないのである。この1通の供述調書の存在みで（この桜井調書の内容が間違っているわけではないが）、それ以前に下杉地区であいさつ回りをしていないということはできない。

(イ) また、検察官は、被告人と二階堂との電話連絡が、同月16日頃

から頻繁にされている状況（甲 7 9）と符号していることを挙げる。

しかし、通話記録については、2月以前についてのものは差押えられていないのであり、2月に入ってから記録があるからと言って、2月17日からあいさつ回りを行ったという根拠にはならない。

(ウ) さらに、検察官は、旧合川町地区の被告人及び二階堂により戸別訪問を受けた先が述べる訪問時期は、いずれも同月16日以降であり（甲 2 7～4 1）、その点でも二階堂の供述と符号していることを挙げる。

しかし、甲 2 7～4 1の住人があいさつ回りを受けた時期が2月16日以降であったことが仮に事実であったとしても、それは、これら住人が訪問を受けたのが2月16日以降であったことを裏付けるだけであり、それ以前に訪問を受けた者がいないとの証拠となるわけではない。訪問先の住人の供述調書に記載が真実であっても、これに証明される事実が何かを誤ってはならない。

被告人と二階堂は1月19日頃から3月22日頃の間、旧合川町地区を回っていたのであり、彼ら住人はそのうちの2月16日以降に訪問を受けたというだけである。1月中に来たことを供述する者がいないとしても、筋書きに合致しないためにそのような者の供述調書は敢えて作成しなかったことが強く推認される。

この甲 2 7～4 1の供述調書の問題点については後に詳述する。

二階堂は、1回目のあいさつ回りは1月中旬か下旬頃であったこと、1回目は下杉に行ったこと、次に川井に行き、次に松ヶ丘に行ったこと、松ヶ丘でのあいさつ回りの状況、2回目の下杉のあいさつ回りについて、訪問した順序・住戸等のあいさつ回りの状況等を詳細に証言をしたが、この証言は、詳細で具体的で、実際に経験した者でないと供述できないほど信憑性がある。2月17日に1回目

のあいさつ回りに行ったとする内容の二階堂の捜査段階の供述調書は到底信用し難いものである。

被告人と二階堂は、2月17日以前からあいさつ回りに行っており、2月17日の下杉のあいさつ回りは下杉での2回目のあいさつ回りであった。二階堂が被告人と共に最初のあいさつ回りに行ったのは下杉集落であり、その時期は平成21年1月中旬～下旬頃であった。二階堂のこの証言は、被告人の供述とも符号している。

上記したとおり、下杉集落は約90世帯あるが、1回目と2回目にあいさつ回りをした時間からしても、1度で回することは不可能であることからしても、下杉を2回に分けて回ったことは疑いない。

また、1回目は被告人と二階堂の二人で行き、2回目は、細田が運転する車で被告人と二階堂があいさつ回りをしたが、このことは、細田の証言及び細田手帳（弁15）の記載からも明らかであるうえ、二階堂の平成21年7月26日付けの検面調書でも、「2月以降に細田運転の車で下杉を回ったこと」を供述しており、細田運転での下杉のあいさつ回り（2回目）があったことを裏付けている。

なお、細田は、2月17日の下杉でのあいさつ回りに際して、被告人と二階堂が裏通りを回っていたと証言しており、1回目は本通りを回り、2回目は裏通りを回ったと言う、被告人と二階堂の公判廷供述を裏付けている。

さらに、上記のとおり、三澤敏行証言が虚偽であること、印刷チラシ（弁34）が現に存在すること、1月26日前後頃に弁34のチラシが自宅のポストに入っていたとする小塚証言からも1月中に、被告人と二階堂があいさつ回りをしていたことが裏付けられた。

キ 2月12日の会合について

(ア) 検察官は、平成21年2月12日頃に被告人方で会合が行われた

ことに関して、二階堂の捜査段階の供述は、加藤、和田及び成田の各供述（甲20、22、34）と符合していると主張する（論告要旨5頁）。

(イ) しかし、この点については、二階堂もこの被告人宅の会合に出席したことは認めており、その旨証言している。その限りでは、加藤、和田及び成田の供述調書と符合しているが、それだけのことであって、ことさら二階堂の捜査段階の供述との符合を強調するほどのことではなく、信用性があることの裏付けとなるわけではない。

(ウ) そもそも、この点については、二階堂の証言と捜査段階の供述は相反しているわけではない。仮に相反しているとしても、この時の会合については、二階堂は、自分もこの会合には出席したこと、この時点ではすでに運転手として稼働していた可能性があること、この時に二階堂は被告人から選挙を手伝うことを依頼されたことはないこと、二階堂は他の出席者のあいさつ回りの話題にも加わらず、被告人の妻と雑談をしていたこと等を証言したが、他の者との会話には参加しなかったのであるから、地区名を挙げるなどの発言をしなかったことは当然のことであり、二階堂証言の内容が不合理とすることはできない。

(イ) また、加藤も、平成21年2月12日頃に岩川宅で行われた会合は、元町議の和田と被告人の顔合わせが主たる目的であったこと、二階堂は運転手ということで被告人及び加藤が呼んだこと、あいさつ回りの話題等には二階堂は加わっていなかったこと等を証言し、被告人も同様の供述をしたが、この会合の主たる目的は被告人と元町議の和田とを引き合わせることにあった。

被告人は、すでに二階堂が運転手として稼働していたため、顔合わせのために同人を誘ったのであり、同人に選挙運動を依頼するた

めに呼んだわけではなかった。二階堂には被告人の選挙運動員という意識はなく、それゆえ、出席者のあいさつ回りの話題にも加わらず、被告人の妻と雑談をしていたのであった。加藤が虚偽を言う理由はなく、この加藤証言からしても、二階堂の証言には何ら不自然なところはなく、信用性に疑問はない。

ク 2月16日のローソン駐車場での打合せについて

(ア) 検察官は、平成21年2月16日のローソン駐車場での打合せに関して、二階堂の捜査段階の供述は、鈴木、石崎の各供述（甲24、25）と符合していると主張する（論告要旨5頁）。

また、検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、平成21年2月16日にローソンの駐車場に止めた同人の自動車内において、被告人、二階堂、鈴木及び石崎の4名が出席して行われた小集会の開催状況等に関する打ち合わせについて、被告人は、鈴木及び石崎の座っている後部座席を見て、同人らに向かって話しかけており、自分には何も言わなかった旨供述するが、二階堂は、被告人から呼ばれてそれに出席していることや、二階堂も、その打ち合わせの内容をメモ帳にわざわざ書き残していることに照らしても、二階堂の公判供述の内容は合理的と言えない(なお、二階堂は、加藤に伝えるためにメモを取った旨述べるが、二階堂が加藤にメモの内容を伝えたことは証拠上認められない)と主張する。

(イ) 捜査段階の供述調書については、もともと日にちについては記憶が曖昧で自信がないという二階堂に対し、通話記録等に基づき捜査官が誘導したものである。捜査段階での供述調書が信用し難いことは明らかである。

(ウ) ローソン駐車場で、被告人と二階堂が二人だけになる機会がなかったことは、細田証言、鈴木証言、石崎証言の他、当日は4人では

なく5人が集まったことを示すローソンのレシート(弁10の捜査報告書)等からも明白であるが、検察官は、この2月16日の現金授受と同一の機会に投票依頼と選挙運動の依頼があったとし、これを本件の出発点としているのであるが、これが間違いの元なのである。このことから二階堂の捜査段階の供述調書が捜査官の作文であったことに疑問はない。

二階堂が現金を受領した際の認識については、2回とも運転と道案内のアルバイト代(1か月分のアルバイト代の前払い)というものであり、投票依頼と選挙運動の対価だとの認識はまったくなかった。

(イ) また、二階堂は、この日の車中での会話について、専ら鈴木が石崎に対して小集会のやり方についての説明をしていたこと、鈴木が二階堂に対して説明したことはなかったこと、二階堂は、合川の小集会の段取りは加藤がやるものだと思っていたため、小集会の話題が出た際、加藤に伝えるためにメモをとったこと、二階堂は岩川から小集会の段取りやあいさつ回り等について一切指示されなかったこと等を証言したが、この二階堂証言は、鈴木証言、石崎証言にもほとんど合致するものである。

さらに、上記のとおり、二階堂が被告人から小集会の開催の段取りを指示されたとすると、二階堂が合川で段取りをするはずであるが、合川での小集会の最初の開催は3月8日であり、しかも、加藤が段取りをしていた。このことも二階堂の証言の信用性を裏付けるものである。

(オ) 被告人が二階堂を呼んだのは、いい機会なので、鈴木や石崎に紹介しようと思ったに過ぎないため特に意味はない。

また、二階堂がメモを取ったのも、被告人が指示したわけではな

く、二階堂が加藤に伝えようと自分自身で判断してしたことであって、特段不合理な行動ではない。むしろ、二階堂が鈴木や被告人に対して何らの質問もしていないことは、二階堂が打合せの埒外にあったことを示していると言ってよい。

さらに、二階堂がその後小集会の件で加藤に電話していることは前述のとおりである。

これらの事実から、二階堂証言の合理性を否定することはできない。

ケ 1 回目の現金授受について

(ア) 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書（甲 6 他）を根拠に、1 回目の現金授与の日時・場所については、平成 21 年 2 月 16 日午後 3 時ころ、ローソン駐車場に止めた被告人の車の中で、被告人が二階堂に現金 15 万円を渡したと主張する（論告要旨 16 頁）。また、検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、当公判廷において、同年 2 月 16 日の米内沢のローソン駐車場で被告人から 15 万円を受領したとする点についても自己の控訴審の裁判が開かれた頃に、「自分のことだから、自分でもはっきり分かってなきゃ悪いと思って、(中略)弁護士さんから前に資料をもらったやつとか、それを、ずっと見て、今、照らし合わせたり」した結果、同駐車場で被告人から 15 万円を受領したという従前の供述は間違っていることが分かった旨述べたが、二階堂は、遅くとも平成 22 年 1 月頃には、平成 21 年 1 月下旬頃に被告人から戸別訪問への同行を依頼されたとすることを思い出したとし、かつ、自己の控訴審では被告人から金員を授受した日時については争わず、「そのとき(控訴審のとき)分からなかったから」、「(自分の控訴審の)裁判さ出てねえもん」などとも述べており、二階堂の主張態度は一貫性を欠いている

(なお、二階堂は、一審判決を不服として控訴したと述べながら、控訴審の弁護士(私選)から、一部は認めたほうが良いと言われて「馬鹿臭く」なり、平成22年4月17日付けの自身の陳述書については内容を読まずに署名したなどと供述するが、私選弁護士である以上、応訴方針が異なれば、これを解任すれば足りるのであり、内容を読まずに署名したなどという弁解は信用出来ない)と主張する。

(イ) ローソン駐車場で1回目の現金授受があったかについて、二階堂は、2月16日に、被告人、鈴木、石崎の3人が一緒に二階堂の車に乗り込んで来たこと、ローソン駐車場の被告人の車の中で二階堂と被告人が二人だけになったことはないこと、この時に被告人から現金を受領したとする自分の以前の供述は間違いであること等を証言した。

この二階堂の証言の他、細田証言、鈴木証言、石崎証言、被告人の供述からすると、二階堂がこの日、ローソン駐車場の被告人の車の中で被告人と二人きりになって被告人ら現金を受領する機会がなかったことは明白である。

以上のとおり、2月16日のローソン駐車場で1回目の現金授受がなかったことは明らかである。

コ 澤藤との電話のやりとりについて

(ア) 検察官は、被告人からの誘いや金員の供与を受けたことについて電話で話したことに関して、澤藤の供述(甲21)と符合していると主張する(論告要旨5頁)。

(イ) しかし、この点については、後記するとおり、澤藤の捜査段階の供述はまったく信用できないものであり、澤藤の供述調書と符合するからと言って、二階堂の捜査段階の供述が信用できることの理由

とはならない。

サ 3月17日の現金受領について

(ア) 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書（甲11他）を根拠に、2回目の現金授与について、平成21年3月17日ころの午後1時過ぎころ、松ヶ丘グラウンド付近路上に止めた被告人の車の中で、被告人が二階堂に現金15万円を渡したと主張する（論告要旨18～19頁）。

(イ) しかし、前述のとおり、2回目の現金授与についての捜査段階での「3月17日頃」との供述は、二階堂の生の記憶ではなく、1回目の受領を「2月16日」と誘導して断定した供述をとった捜査官が、「それから1か月後」の時期と言うことで、「3月17日頃」としたものである。

二階堂自身、2回目の現金受領の日について記憶が曖昧であることは確かであるが、捜査段階の供述調書が信用できるわけではない。

(ウ) 二階堂は1月中からすでにあいさつ回りを行っており、1か月分のアルバイト料を前払いで1月中に受領していた。1回目の現金を受領した際、被告人と二階堂はすでにあいさつ回りを始めているのである。

また、3月17日の時点ではあいさつ回りは後少しを残すのみであり、実際にも3月22日の上杉のあいさつ回りが最後であった。

二階堂の記憶でも、2回目の現金を受領した時点ではあいさつ回りは後半分を残していたのであり、したがって、2回目の現金受領の時期は予定のあいさつ回りが半分くらい終わった頃である2月中旬頃であった。すなわち、後1か月のアルバイトを残す段階で1か月分のアルバイト料を前払いで受領したのである。

(エ) 3月17日前後ころの午後1時過ぎに、松ヶ丘グラウンド付近の路上に止めた被告人の車の中で、二階堂が被告人から現金を受領したことがないことは、被告人の公判廷供述、細田証言、松橋証言等に照らしても明らかである。

被告人は、平成21年3月16日のこの時間帯は、松橋と一緒に弘前におり、3月17日は松橋と一緒に自宅におり、二階堂と二人だけで会う機会はなかった。3月18日は、被告人は午後1時版頃まで自宅におり、友人の畠山富男が自宅に被告人を迎えに来て、被告人は畠山の車に乗って、旧合川町役場に向かい、午後1時45分頃、二階堂と合流し、午後3時からの小集会会場に行ったのであり、同日1時過ぎ頃に二階堂と会ったことはないし、松ヶ丘グラウンド付近に行った事実もない。いずれの日にもこの時間帯に被告人と二階堂が松ヶ丘グラウンド付近路上で会った事実はない。

3月17日頃に2回目の現金授受はなかったのである。

シ 2回目の15万円受領と現金提出の時期について

(ア) 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書が他の証拠とも符合している例として、現金を受領した時期と二階堂が保管していた現金4万円の提出の時期について矛盾がないことも挙げする（論告要旨5頁）。

すなわち、二階堂は、被告人から各15万円の供与を受けた時期については1回目が2月16日頃であり、2回目が3月17日頃であると供述するところ、二階堂は同年4月13日、被告人から2回目に供与を受けた15万円の残余金として自宅で保管していた1万円札4枚を警察官に提出したが、2回目に供与を受けた時期が3月17日頃であるとすれば矛盾がないと主張するのである。

(イ) しかし、二階堂は、当時仕事はしていなかったが、退職金の残金

を持っていたこと、年金収入があったこと（2か月で約14万円）、元妻からの援助があったこと、破産宣告が出てそれまでの毎月の返済額10万円返済する必要がなかったこと、持ち家であり家賃を払う必要もなく、子供と二人だけの生活でそれほど生活費がかかることはなかったこと等、平成21年1月～3月頃特にお金に困ったという事情はなかったのである。捜査段階の供述は取調官が決めつけて作成したものである。

二階堂は被告人から受領した現金のみで生活していたわけではなく、2月中旬に現金15万円を受領したとして、そのうちの4万円が残っていたとしても、何ら怪しむに足りず、このことから二階堂が3月中旬頃に15万円を受領したことにならないことは言うまでもない。

(ウ) また、そもそも、その前提として、上記のとおり、検察官が主張する平成21年3月17日頃の午後1時30分頃に松ヶ丘グランウインド付近の路上で、二階堂が被告人から2回目の15万円を受領した事実はない。

以上のとおり、二階堂が現金4万円を提出したことが、2回目の15万円の受領が3月17日頃だったことを裏付けるものではなく、二階堂供述と「符合」しているわけではない。

ス 二階堂の被告人支持の意思について

(7) 検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、捜査段階や自己の裁判では、親友の澤藤が対立候補である津谷を応援していたため、自身も津谷を応援しようと思っていた旨供述していたのに、当公判廷においては、もともと被告人を支持する気持ちがあった旨述べ、従前の供述は澤藤に気を遣った嘘であると述べたが、親友の澤藤に気を遣って自己の裁判でも津谷を応援していたなどと嘘をついていたと

いうものであるが、自己が被告人として裁判を受けながら、他人である澤藤に気を遣って嘘を述べる理由などないというべきであり、かかる供述は極めて不自然不合理であると主張する。

(イ) しかし、二階堂はもともと革新系の政治家を支持しており、かつて社会党の候補者の選挙運動を手伝ったこと（同意した二階堂の検面調書にその旨の記載がある）、本選挙についても初めから被告人を支持していたのである。二階堂は元々被告人を支持しており、現金授受によって被告人支持に変わったことはなかった。捜査段階及び自分の裁判でも、津谷を支持する旨述べたが、これは当時まだ「親友」だと二階堂が思っていた澤藤が津谷を支援し、津谷の選挙事務所の事務局次長をしているため、澤藤の立場に配慮して虚偽を述べたものであった。

自分が被告人となったとしても、「親友」だと当時まだ二階堂が認識していた澤藤に気を遣うことは、二階堂の人柄を伺わせるもので、むしろ自然なことである。

セ 通話記録について

(ア) 検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、平成21年1月下旬頃から、被告人の旧合川町地区の戸別訪問が開始され、これに同行していた旨供述するが、同供述は、被告人と二階堂が連絡を取り合った際に残るはずの電話記録が、被告人と二階堂の携帯電話の通話明細がそろっている平成21年2月1日以後のみについて見ても、同月13日まではこれが全くないという客観的状況と齟齬しているので、二階堂の公判廷供述は合理的でないとして主張する。

(イ) しかし、そもそも、二階堂の携帯電話の通話記録も被告人の携帯電話の通話記録も平成21年2月1日以降しか差押さえられておらず、被告人の固定電話についても、0186-63-2048につ

いては平成21年3月1日以降しか差押えられていない。それ以前の通話記録を差押えなかったのは捜査機関であり、捜査機関の落ち度をもって、二階堂の証言が信用できないとすることは到底できない。

二階堂は、当公判で、二階堂が被告人と共に最初のあいさつ回りに行ったのは下杉集落であり、時期は平成21年1月中旬～下旬頃であったこと、下杉には2回あいさつ回りに行っているが、この時の下杉のあいさつ回りは1回目であったこと、2月17日の下杉でのあいさつ回りは2回目であったこと、1回目の下杉のあいさつ回りは岩川と被告人の二人で行ったこと、2回目の下杉のあいさつ回りは、細田が運転する車で岩川と被告人があいさつ回りをしたこと等を証言したが、上記したとおり、二階堂証言は、あいさつ回りの時間帯からみても1回では下杉集落を回れないことや、当の細田の証言等からも裏付けられる、自然かつ合理的でもある。

ソ 弁護人との接触について

(7) 検察官は、証拠調請求書(1)で、二階堂は、定職もなく破産宣告を受けながら、自身の一審判決後、一時期、被告人の弁護人でもあった東京在住の弁護士をわざわざ弁護人に選任したこと、同弁護士から被告人とやりとりした手紙等を見せられるたと述べていること（なお、二階堂は、その後さらに別の私選弁護人を選任した）、当公判廷に証人として出廷するに当たり、検察官とは刑事訴訟規則が認める事前の面接に応じなかった一方で、被告人の弁護士とはこれをしていると認められることなどに照らせば、二階堂が、自身の一審判決後、被告人側に取り込まれたものと推認でき、その結果、二階堂は被告人の主張に沿う内容の証言をしたものとみるべきであると主張する。

- (イ) しかし、「東京在住の弁護士をわざわざ弁護人にしており」と言うが、実際は、被告人と面識があった弁護士（副島弁護士）が、被告人と接見して二階堂に弁護人がついていないことを知って、自ら弁護人に付き、また、被告人の弁護人ともなったが、後日、利益相反の観点から被告人の弁護人を辞した経緯がある。弁護人の費用は二階堂を支援する会（市民団体）の寄付等から捻出したものである。
- (ウ) 二階堂が副島弁護士から資料等を見せられたことは事実であるが、二階堂の弁護人としては当然のことである。
- (エ) また、検察官の証人テストに応じなかったことは事実であるが、そもそも二階堂には証人テストに応ずべき義務はない。二階堂が証言するように、任意捜査の段階でも長期間・長時間の取調べを受け、逮捕後を通じて、二階堂は自分の言い分をまったく聞いてもらえなかったのである。誰が進んで証人テストに応じるであろうか。証人テストに応じてほしければ、違法不当な取調べを根絶するしかないのである。

また、被告人の弁護人の事情聴取に応じることのどこが問題なのであるのか。捜査機関は身柄を拘束してほしいままに取調べができるのであり、現に二階堂に対してそのような取調べをしたのである。それに比して、弁護人が二階堂から事情を聞くのはこれが初めてである。被告人の弁護人が対向犯である二階堂の事情聴取をすることは、当然のことである。

(2) 小括

二階堂の現在の供述（当公判廷での証言）については、一部食い違いがあるとは言え、被告人はもちろん、加藤、鈴木、石崎、細田及び松橋の証言にも合致するものであり、二階堂証言を裏付ける客観的な証拠もある。

確かに、二階堂は現在でも記憶が曖昧な部分もあるが（特に日時に関係する部分）、平成21年1月中に大野台ハイランドで運転のアルバイトの契約が成立したこと、1月中からあいさつ回りを始めたこと、1回目のあいさつ回りは下杉であったこと、2月17日のあいさつ回りは最初のあいさつ回りではなく、下杉での2回目のあいさつ回りであったこと、前日2月16日のローソン駐車場の被告人の車の中で被告人と二階堂が二人だけになったことはないこと、したがって、その時に被告人から現金を受領することはあり得ないことであること、1回目、2回目とも1か月分の運転のアルバイト料を前払いでもらったこと、2回目の受領はあいさつ回りが後半分くらい残っていたと認識していたこと、最後のあいさつ回りが3月22日であったこと等、現金授受の趣旨に関する間接事実の枢要部分についての証言は明確である。

したがって、二階堂の被告人の公判廷での証言についてはほとんどの部分が信用できるのである。

第5 証拠の評価3（その他の証人の供述の信用性）

1 加藤寿の供述の信用性

(1) 当公判廷での供述

省略

(2) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 訪問時期・訪問目的について

(ア) 検察官は、加藤の捜査段階での「二階堂に被告人を応援してもらおうと思い、被告人を誘って二階堂の家に行った」旨述べ、訪問時期についても、検察官から少なくとも3度にわたって聴取され、阿仁地区での小集会のあった平成21年2月7日のことではないかと思う旨の供述は、証言時と比べても、各事実の時点からさほど月日

の経過していない記憶の鮮明な時点での供述である上、二階堂の捜査段階の供述ともその重要部分において符合しており、その信用性は十分であると主張する（論告要旨9～10頁）。

そして、それに反して、被告人と共に二階堂方を訪問したことに關して、特に目的もなく、近くを通り掛かったので顔を出したものであり、二階堂がほとんど一方的に話をしたなどとの加藤の証言の内容は合理的とはいいがたいと主張する（論告要旨11頁）。

また、検察官は、加藤証言は、おおむね被告人供述（弁解）に沿う内容である上、そのように変遷した経緯については、被告人の弁護人から接触されるなどして、従前の供述が記憶違いであることが明らかになったなどというものであり、そのような供述変遷経緯自体、不自然であると主張する（論告要旨11頁）。

(イ) 加藤の取調状況は上記したとおりであるが、加藤は署名した点について、「正しく私の解釈で言えば、言ったことを正確に書いていただけなかったというのがあります。会話の中で、例えばある言葉を引用して書かれてしまったという部分があります」と証言し、また、訂正の申立てをしたが直してもらえなかったこともあったことを述べ、「こんなこと言っていない、私は、もうそう言われればそうだけれども、こんなことも言ったんじゃない。いや、でも、文書、これ、こうなるんですか。いや文書にするとこうなるんだよ。それはやっぱり選挙が特定されて、候補者が出馬表明をしているんならば、もう選挙運動ということになるんだから、こうなるんだみたいな、という、そういうやり取りは今記憶にありますけれども、で、ま、そうですかと認める」と証言したとおり、加藤の供述が正確に反映されたものではない。

また、加藤は、捜査段階の供述調書と証言との齟齬について、捜

査段階では自分が供述したことがそのまま調書となっていないこと、「結果論」であるにもかかわらず、当時の自分の認識とされていること、訂正の申立をして一部訂正された部分もあったが、訂正に応じてくれなかったことが多々あったこと、自分は農業従事者であるが、農繁期に多忙の時期にも関わらず、警察の事情聴取は15、16回、1回について半日もなされ、それを逃れるために署名した事情もあったこと等を証言した。

このような取調状況での供述であるうえ、加藤が取調状況について敢えて虚偽の証言をする理由もなく、そうだとすると、加藤証言だけからしても、捜査段階の供述調書に信用性があるとは言えない。

また、二階堂の捜査段階の供述が信用できないことは上記で詳細に論じたとおりである。そのような供述と合致していると言うことは、むしろ、加藤の捜査段階の供述が信用できないことを表すものである。

(ウ) 加藤が証言するとおり、加藤が二階堂宅を訪問したのは、単に二階堂の顔を見に寄ったというだけであり、選挙運動の協力を要請することが目的ではなかった。

加藤は、選挙協力の話はまったくしていないこと、被告人もそのような依頼をしたことがまったくないこと、二階堂の供述中にある、岩川が冗談のように「合川に事務所ができれば事務局長にでもなってもらいたかった」と発言したことについては、被告人からはそのような発言はなかったこと等を証言したが、加藤がこれらの点について敢えて虚偽を言う理由も必要性もなく、加藤の証言は信用できる。

二階堂は加藤から選挙協力の依頼があった旨の証言をしているが、加藤の訪問は突然であったこと、被告人からは協力の依頼はなか

ったこと、「合川事務所の事務局長」云々については、本気の依頼ではなく、社交辞令的な冗談話であったこと等を証言をした。

これら加藤及び二階堂の証言からすると、加藤が証言するとおり、最初の被告人と加藤の二階堂さん王宅訪問は、下道城でのあいさつ回りの帰りに「たまたま」通りかかったので顔を見に寄ったというだけのことであった。選挙協力を依頼する目的で訪問したわけではないことは明白である。

以上から、二階堂宅訪問時に被告人や加藤ら選挙協力の依頼はなかったとする加藤の証言が信用できることは明らかである。

なお、加藤の供述調書には、「顔の広い二階堂さん」という言葉があるが、この点について、加藤は、「二階堂さんはハイランドハウスの管理者をしていたこともあって不特定多数の方と会うことはあつただろうが、私から見て、二階堂さんが地元で顔が広いというほどではないと思う。私の調書にも『顔の広い二階堂さん』という表現があるが、「広いと言えれば広い、一般的な方よりも多少はあるかもしれないが、広いというほどではない」と言ったが、特に間違いとも言えないので、こういう調書になった」と証言したが、上記のとおり、「自分をほめるバカはいない」と二階堂も証言するとおり、二階堂の存在を過大にし、選挙協力を依頼する理由があつたことを強調するための取調官の作文であることが容易に理解できる。

(エ) 二階堂宅を訪問した時期に関しても、加藤は、「阿仁の小集会であるとする、自分が夕方に参加した記憶が、今考えるとない」、「小集会であれば被告人も自分も別々の車で移動するから、その帰りに一緒に帰ることが物理的にない」と小集会の帰りではなかつた旨の証言をした。

訪問時期に関する加藤証言は詳細で自然かつ合理的であるが、他

方、訪問時期については、加藤が証言するとおり、捜査段階でははっきりしなかったが、捜査官から通話記録や小集会のスケジュール表を見せられ、~~「~~「2月上旬頃ではないか」との誘導に乗ったために、誤った時期を供述する欠陥となったのである。

加藤証言でも、二階堂宅訪問が下道城でのあいさつ回りの帰りだったということ自体ははっきりしている。

また、1月中に大野台ハイランドで、加藤、二階堂、被告人が集まって、被告人と二階堂との間で運転のアルバイト契約が成立したことからすれば、2月に入ってから加藤と被告人が二階堂宅を訪問することはあり得ないことである。

また、加藤は、検察官による取調べ時、加藤及び被告人が二階堂方を訪問した時期がいつであるかがさほど重要であるとは思っていなかった。訪問の時期については、公判前整理手続で争点を整理し、審理の過程で、検察官、弁護人が重要事項であると認識して主張反論しているだけのことで、法律の素人である加藤にとっては、重要なことと考えることがむしろ不自然である。

(オ) 取調べ時と証言時の記憶の比較については、すでに一般論としても述べたところとであるが、二階堂と同様、加藤についてもそれほど日にちが経っているわけではない。証言時の記憶が著しく減退しているわけではない。

(イ) 弁護人との接触を論難する点については、被告人の弁護人及び他の弁護人との接触がきっかけとなって、捜査段階での供述が変遷したことは事実であるが、弁護人は、取調べ当時に加藤の目に触れたことがなかった書類等を示し、多角的に質問し、加藤の記憶を喚起したうえでの証言であるから、現在の供述の方が正確であることは当然のことである。供述の変遷が不自然との非難は当たらない。

イ 大野台ハイランドの件について

(ア) 検察官は、証拠調請求書(2)で、加藤の平成21年1月下旬から2月上旬頃に、大野台ハイランド体育館で被告人と二階堂が面会したとする場面に関する証言について、「全く忘れて」いたのを、「弁護士さん関係のいろんなやり取りとかの電話、その他の質問等で聞かされて」思い出したと証言した点、加えて、加藤等が二階堂に会うこととなった経緯に関する部分をはじめ、そこでされた会話内容に関する部分のいずれも極めて曖昧であるのにもかかわらず、二階堂が被告人に対して「アルバイトを了解した感じは分かった」などと供述しており、それ自体極めて不自然であると主張する。

(イ) しかし、被告人の供述、二階堂証言及び加藤証言からも明らかなおとおり、大野台ハイランドで、被告人、二階堂、加藤が会った際に、被告人と二階堂の間で正式に運転及び道案内のアルバイトの合意が成立したのである。加藤からのアルバイト依頼の電話の2～3日後のことで、平成21年1月中（1月10日か13日のいずれか）のことであった。

大野台ハイランドに集まった経緯に関しての加藤の供述は具体的に詳細であること、被告人の供述及び二階堂の証言にもほぼ符合すること、加藤がこの点で敢えて虚偽の証言をしなければならない理由もないこと等からすると、平成21年1月中に大野台ハイランドに被告人、二階堂及び加藤が集まって、被告人と二階堂との間で、二階堂が運転手兼道案内のアルバイトをする合意が成立したことに何らの疑問もない。

この大野台ハイランドでの合意については、二階堂も加藤も捜査段階では失念しており、後に被告人の元弁護人（副島弁護士）から知らされたり、事情聴取をされたりして思い出したものである。

前述のように、捜査官が、任意提出された二階堂のメモ帳（甲 85）の記載に引きずられ、2月16日のローソン駐車場での被告人と二階堂との間の「買収」の事実を出発点として事件の構図を描き、それを大前提として二階堂や加藤から供述を得ようとしたことが、二階堂らから大野台ハイランドでの出来事の記憶を喚起できなかったことの重要な要因となったと言ふべきである。

ウ 心理的圧迫について

検察官は、上記証拠調請求書(2で、加藤は証言時心理的圧迫を受けていた旨の主張をする。

しかし、加藤は被告人と約20年来の知人であり、あいさつ回りや小集会の司会をするなどして被告人を応援したが、そのことで、加藤が証言時に被告人にとって不利な供述をすることができない心理的圧迫を受けていたことなど考えられない。密室で長時間の取調べを受ける「心理的圧迫」とは比べものにならない。

また、加藤は検察官の事前の証人テストにも応じたが、検察官の前でもおそらく当公判廷証言と同様の供述をしたと思われる。被告人の「心理的圧迫」が一切及ばないところで、自己の記憶どおりのことを供述したのである。このことからしても、公判廷の証言が心理的圧迫を受けたことなどあり得ない。

(2) 小括

以上のとおり、加藤の当公判廷での証言は自然かつ合理的であり、信用性に疑問はまったくない。当公判で敢えて虚偽を言う理由も必要もない。加藤の当公判廷での証言は、上記ケで指摘した点等、多少の記憶違いはあるものの、二階堂の証言や他の証人の証言にも合致し、客観的証拠に裏打ちされており、信用性に何ら疑問はない。

2 鈴木一及び石崎政美の供述の信用性

(1) 鈴木一の供述

省略

(2) 石崎政美の供述

省略

(3) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 二階堂に対する説明の有無について

(ア) 検察官は、鈴木及び石崎は、平成21年2月16日にローソンの駐車場に止めた二階堂の車両内で行われた被告人、鈴木、石崎及び二階堂による打合せの状況について、被告人が、鈴木をして、二階堂及び石崎兩名に対して、鈴木が関与した旧阿仁町地区での小集会の開催状況を説明させると共に、被告人が、二階堂の居住する旧合川町及び石崎の居住する旧森吉町の各地区において、今後小集会を実施していきたい旨の意向を明らかにするなどしたというものであるが、これらの供述は、被告人が、鈴木、石崎のみならず、旧合川町地区に居住する二階堂をも呼び集めて打合せを実施したという客観的状況や、二階堂が、その打合わせの内容をメモ帳（甲85）に書き残していることにも合致している上、二階堂の捜査段階の供述ともその重要部分において符号しており、その信用性は十分であると主張する（論告要旨10頁）。

そして、これに反して、鈴木及び石崎が、被告人が、鈴木をして、石崎のみに対して旧阿仁町地区での小集会の開催状況を説明させたと証言したことについて、被告人が、それぞれ異なった地区の居住者を呼び集めたにもかかわらず、かつ、相互の連絡先電話番号の交換をさせたり、事務所の電話番号を告知するなどしていながら、鈴木が、石崎に対してのみ説明し、同席した二階堂に対して説明していたわけではないなどという証言は、それ自体極めて不自然であり、このこと

は、平成21年2月16日以降、旧森吉地区のみならず、旧合川地区においても小集会が実際に開催されていることに照らしても明らかであるし、二階堂に対して説明したものではなかったとすれば、そもそも二階堂がこの場に呼ばれる理由もないというべきことに照らしても、上記証言内容は不自然というほかないと主張する（論告要旨11頁）。

また、検察官は、鈴木、石崎証言は、おおむね被告人供述（弁解）に沿う内容である上、そのように変遷した経緯についても、被告人の弁護人から接触されるなどして、従前の供述が記憶違いであることが明らかになった（鈴木、石崎は、証言前に供述調書そのものを見せられた旨証言したが、その問題性については証拠調請求書(3)(4)で指摘したとおり）などというものであり、そのような供述変遷経緯自体、不自然であると主張する（論告要旨11頁）。

(イ) 鈴木及び石崎とも、自分が供述した内容と異なる内容の検面調書が作成されたと証言したが、鈴木及び石崎の検面調書作成の経緯については、上記証拠調請求書についての弁護人の意見書で詳細に述べたとおりであり、両名が供述した事実でないことが内容となった。

殊に、石崎については、捜査段階の初期に作成された員面調書（甲101）は、鈴木の説明は自分に対してなされたもので二階堂に対してではないとなっており、石崎の証言と符号している。員面調書→検面調書→公判廷証言へと供述内容が変遷しているが、検面調書の内容だけが、他の2つの供述と一致していない。すなわち、検面調書の内容の方が録取者（検察官）によって歪曲されたことさえも窺わせる。

(ウ) 仮に、検察官主張のとおり、二階堂も2月16日の会合で鈴木から小集会の開催状況の説明を受け、被告人から合川地区での小集会実施の意向表明を受けた対象だった、すなわち、二階堂も合川地区での

小集会実施を促されたとする、二階堂は、会合の後直ちに会場予約などの小集会開催準備を開始しているはずである。

ところが、上記のとおり、合川地区の小集会の開催は3月8日になってようやく始まっており（弁11）、2月16日の会合との時間的離隔が大きく、しかも、実際に会場予約などの小集会の段取りを担当したのは加藤であって、二階堂は3人の自治会長に連絡して集会の会場に空きがあるかどうかを確認したに止まっている。その事実は、むしろ「打ち合わせメモを手帳に書き残したのは合川地区の小集会の準備を担当する加藤に伝えるためであった」という二階堂自身の証言と一致しており、二階堂も小集会の開催準備を求められたとする検面調書の記載こそ客観的状況に合致していないのである。

検面調書の内容自体、客観的事実と齟齬があり、信用性が認められないというべきである。

- (エ) 二階堂は説明の対象ではなかったとする鈴木及び石崎の証言は、両名相互の証言が符号し、被告人の供述とも符号している。
- (オ) メモ帳（甲85）については、二階堂自身が、合川地区の小集会開催準備を担当する加藤に伝えるため、偶々コンソールボックスに入れていたメモ帳にメモを取ったと説明していること、2月16日以後に実際に小集会会場が空いているかどうかを問い合わせたのが3か所だけで、会場予約は加藤がしていることを証言していることから、合理的に説明できるのであって、検察官の主張は根拠がない。
- (カ) 上記ア(ウ)の供述の変遷については、検察官が何をもって不自然と主張するのか、そもそも不明確であるが、そもそも、検察官請求の証人であっても、証人予定者が任意の事情聴取に応じる場合には、証言を前にして、記憶の内容を確認することは、弁護人の公判準備として求められているところであり、何ら制限されていない。そし

て、聴取した内容と予め開示された供述調書に齟齬がある場合に、調書の内容を証人予定者に知らせて、それが、真実、証人の供述した内容なのか、また、録取が正確なのかを確認することは正当な活動なのである。この確認のために、調書のコピーを提示することを制限する理由もない。

検察官は、証拠調請求書(3)(4)で、刑事訴訟規則第199条の11で記憶喚起のために提示できる資料から供述調書が除外されていることを引き合いに出して、弁護人が調書のコピーを鈴木らに提示したことを非難するが、この規定は、供述調書の提示によって現在の記憶と異なる方向に公判廷供述を誘導し、事実認定を誤らせることを防止するための規定であって、捜査段階で作成された供述調書の正確性を吟味し、捜査段階で作成された供述調書の誤りを是正するための確認を禁じる規定ではない。

「相反部分」に関する鈴木及び石崎の公判廷供述は、こうした確認と、その他の資料（他の証言や被告人の記憶を含む）と突き合わせた結果、現在の記憶と異なっていることが判明した検面調書を訂正したものであって、記憶確認の方法にも経緯にも、何ら不自然・不合理な点はない。

イ 心理的圧迫

(ア) 検察官は、上記証拠調請求書(3)(4)で、鈴木及び石崎は証言時心理的圧迫を受けていた旨の主張をする。

すなわち、①鈴木が被告人の妻の弟という近しい親戚関係があること、②鈴木自身が被告人のために選挙運動をしていたこと、③証言時には鈴木もよく知る被告人の支援者が傍聴席にいたことも認識していたことの3点を主張する。

また、石崎については、①石崎が、元々被告人の旧鷹巣町長時代

の施策等に共鳴し、親交を深めていた間柄にあること、②石崎自身が被告人のために選挙運動をしていたこと、③証言時には石崎もよく知る被告人の支援者が傍聴席にいたことも認識していたことの3点を主張する。

(イ) しかし、これらの事情は、いずれも、鈴木及び石崎の公判廷供述の信用性が検面調書作成時より劣る事情とはなり得ない。

鈴木及び石崎の被告人との関係等は、検面調書作成時と証言時とで事情の変化があった訳ではなく、鈴木及び石崎自身の属性ともいうべきものである。

また、支援者が傍聴していた点については、傍聴人の範囲に何らの制限もない公開の法廷での証言である以上、被告人の支援者の傍聴は避けることはできない。検察官が、鈴木及び石崎の証言時に、鈴木及び石崎が心理的圧迫を受けることを理由に傍聴人の退廷を求めた事実もない。

これらの3点の事情は、被告人の選挙運動に深く関与した鈴木や石崎が証言する以上、当然に予測される事情であって、公判廷供述の信用性を低下させる具体的な事情とは言えないのである。

仮に、鈴木及び石崎の証言の信用性に関する検察官主張が認められるとすれば、検察官請求証人のうち被告人の選挙運動に関与した証人4人の証言すべてについて、信用性が認められないことになってしまう。検察官の論法に従えば、本件においては、公判廷を非公開としかつ被告人を退廷させた状態でなければ、鈴木及び石崎は真実を供述できないことになってしまうが、これが法の容認するところでないとは言うまでもない。

(エ) なお、検察官が、鈴木及び石崎の出廷前に、弁護人が事情聴取をし、検面調書の写しを提示したことについて、被告人の主張に沿う内

容の証言をすることを暗示された疑いが大きいと主張するが、これが当たらないことは、前述したとおりである。

(4) 小括

鈴木及び石崎とも、加藤と同様、当公判で敢えて虚偽を言う理由も必要もない。

鈴木及び石崎の公判廷での証言は、極めて微細な違いはあるものの、二階堂証言や鈴木あるいは石崎相互の証言ともほとんどが合致し、具体的で詳細であり、しかも、客観的証拠に裏打ちされていて、信用性に何ら疑問はない。

3 澤藤孝志の供述の信用性

(1) 当公判廷での供述

省略

(2) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 二階堂と電話した時期及びその内容について

(ア) 検察官は、澤藤は、平成21年2月初旬か中旬に、二階堂と電話で話した際に、二階堂から、被告人と加藤が自宅に来て市長選の手伝いを依頼された旨聞かされたこと、同月17日に二階堂と電話で話した際に、二階堂から、被告人から「アルバイト料」として15万円をもらった旨聞かされたこと等について供述するが、これら、澤藤の供述は、澤藤の記憶及び携帯電話通話記録等の客観的資料に基づき、各事実の時点からさほど月日も経過していない記憶が鮮明な時点にされたのであり、その信用性に疑問を差し挟むべき事情はない。弁護人は、澤藤の員面調書（弁24～26）によると、澤藤と二階堂との電話での会話の状況に関し、どちらがどちらに電話したのかに関する点が変転しているなどと指摘するが、澤藤が二階堂と電話で会話したこと及び会話状況自体については基本的に一貫し

ており、その供述の信用性が問題となるものではないと主張する（論告要旨10頁）。

そして、澤藤の証言については、証拠調請求書(5)で述べたとおり、趣旨の不明確な証言をしており、その証言の信用性は全体として低いというべきであると主張する（論告要旨11頁）。

(イ) 澤藤の供述調書作成に関して、澤藤は、「（調書のとときは正しくしゃべったと、そういう記憶があるんですか）正しいこと、言いません」、「自分で調書は読んでいない」、「調書は1回速読み、ばあつと。あまり頭に入らなかった。聞き流したような感じ。署名したときは疲れていた」などと証言しているが、これら証言からしても、澤藤の捜査段階の供述調書は、澤藤が実際に供述したことをそのまま録取したものではなく、信用できないこと、捜査官の意図する構図どおりに作成されたものであることが容易に推認される。

森山検事は、「澤藤は、問いに対して、それに関連する経緯等も含めて自発的に供述していた。供述調書は、澤藤の供述をその通りに面前口述の方法により録取した」旨証言し、また、澤藤も、署名押印は自己の意志でしたのであり、これをする際には、その内容を読み聞かされて確認した後、署名押印したこと自体は認める証言をしているが、取調を担当した検事の証言がそもそも意味がなく、信用性はない。

なお、澤藤の捜査段階の供述は、二階堂の捜査段階の供述とおおむね符合しているが、二階堂の捜査段階の供述が信用できないことは詳述したとおりである。澤藤の捜査段階の供述も、捜査官が二階堂供述と双方符合させて作成したものである。同内容の「作文」をしたのであるから捜査段階の供述が符合するのは当たり前のことであり、二階堂の捜査段階の供述と符合することが澤藤の検面調書が

信用できる理由とはならないことは自明のことである。

イ 電話の時期について

(ア) 澤藤の検面調書（甲 2 1）には、澤藤と二階堂の 1 回目の電話は、平成 2 1 年初旬か中旬に澤藤が二階堂に電話したことになっており、また、その電話の際に、二階堂から、「岩川さんが来て『岩川徹です』と挨拶した」ことを聞いたとの内容がある。

また、同検面調書には、2 回目の電話は、平成 2 1 年 2 月 1 7 日午前 7 時 2 4 分に二階堂が澤藤の携帯電話に電話をしたことになっており、また、その電話の際に、二階堂から、「岩川から 1 5 万円もらった」と聞いたとの内容、それを聞いて「運転手といっても戸別訪問などの選挙運動を頼まれたのではないかと不安に思った」とする澤藤の内心を供述したとの内容、「常識的にまずいことは確かだが、今の二階堂は少しでも生活費が必要であり、背に腹は替えられない事情はよく分かり、金を突き返せとは言えないし、本当に車の運転手かもしれないと思った」とする澤藤の内心を供述した内容がある。

(イ) 二階堂との電話の時期については、澤藤は捜査段階で供述が変遷しており、このことから澤藤の捜査段階の供述調書の信用性が疑われる。

1 回目の電話の日時に関する澤藤の供述は以下のとおり、変遷している。

①平成 2 1 年 4 月 2 1 日付け員面

： 2 月中旬頃、二階堂の携帯から私の携帯に電話があった。

②平成 2 1 年 5 月 1 4 日付け員面（4 丁あるもの）

： 日にちや時間は十分に覚えていない。私の携帯から二階堂の携帯に電話した際に二階堂から相談を受けたものかもしれ

ない。

③平成21年6月4日付け員面

：2月中旬頃、二階堂から1回目に岩川の選挙運動をすること
について相談された。

④平成21年6月13日付け検面（甲21）

：2月初旬か中旬、私が二階堂に電話した。

⑤平成22年9月1日公判廷証言

：2月上旬か1月末頃。どちらが電話をかけたかはわからない。

以上のとおり、1回目の電話の日時についても、澤藤の供述調書は、捜査段階でも変遷しており、結局、検面調書（甲21）では、平成21年2月初旬か中旬に、澤藤が二階堂に電話をしたとの内容となった。

しかし、通話記録（甲79）に残っている澤藤と二階堂との間の通話は、平成21年2月17日7時24分頃の二階堂から澤藤への電話が最初で、その次が同年2月27日12時頃の二階堂から澤藤への電話であり、それ以外はすべて同年3月以降のものである。

二階堂の携帯電話の通話記録は、平成21年2月1日以降の発信履歴が差押えられているが、それ以前の発信履歴は不明である。捜査段階では、電話をしたのは、①二階堂から澤藤へ、②澤藤から二階堂へ、③二階堂から澤藤へ、④澤藤から二階堂へと変遷しているが、澤藤から二階堂への発信記録はなく（差押えをしていない）、また、二階堂から澤藤への発信記録は、2月17日7時24分頃（これは2回目の電話であると検察官は主張している）を除くと、「2月初旬か中旬」には記録はない。

また、澤藤は、二階堂に対してしょっちゅう電話する旨証言しているが（捜査段階でもそのように供述している）、1回目の電話が

いつだったかを特定することは極めて困難である。

そこで、検察官は、澤藤を誘導し、最終的に、2月初旬か中旬に、澤藤が二階堂に電話をしたことにしたことが容易に推認できる。

なお、平成21年6月4日付けの員面調書2頁では、「選挙戦が確実視されてからは、津谷後援会事務局から事務局次長の役に就くことをお願いされていたので、快く引き受けていた」とあるが、津谷が立候補を正式に表明したのは平成21年1月15日であるから、その頃、澤藤は事務局次長になっていた。5頁には二階堂からの最初の電話があったのは「時期的に見て、この頃既に私が津谷さんの後援会事務局の役職に就いていたはず」とある。

そうだとすると、澤藤から二階堂への1回目の電話は、平成21年1月15日前後頃であったと推認でき、澤藤の証言の方が正確であり、信用できる。

(ウ) 2回目の電話の日時についても、以下のとおり、澤藤の供述は変遷している。

①平成21年4月21日付け員面

: 1回目の電話から数日経ったころの夜、再び二階堂から電話があった。

②平成21年5月14日付け員面（4丁あるもの）

: 2月17日午前7時24分に二階堂から電話があった。

③平成21年6月13日付け検面（甲21）

: 2月17日午前7時24分に二階堂が私の携帯電話に電話して来た。

④平成22年9月1日公判廷証言

: 1回目の電話から3日以内の幅、1週間以内であることは間違いない。わからない。時間帯も定かではない。

このように、捜査段階でも、平成21年4月21日付け員面調書では、「1回目の電話から数日経った頃の夜」としていたが、その後供述が変遷し、甲21では、2月17日午前7時24分となったのである。そもそも、1回目の電話の日時についても、上記のとおり、澤藤の記憶は曖昧である。はっきりしているのは、2回目の電話の日時について、1回目の電話を基準として、その後「3日くらいの幅だ」と思う。1週間以内は絶対間違いない」ということだけである。

「2月17日午前7時24分」と言うのは、「2月初旬か中旬」の1回目の電話の後の「2月中」の通話記録は、この2月17日午前7時24分しか残っていないため、取調官が誘導したとしか考えられない。

したがって、2回目の電話の日時についても、「本当も嘘も分からない」「(電話がかかってきた時間帯は)わからない。多分朝だと思うが、わからない。定かではない」との当公判廷の証言が正しく、信用できる。

(エ) 1回目の電話の内容について、澤藤は、「二階堂さんと岩川さんが元々面識があったことを知っていた。二階堂の職務の関係で知っていた。その会場を使った関係とか、前に話聞いている。その時岩川さんは町長だったので。岩川さんが二階堂さんに会った時、『岩川徹です』と挨拶したとの二階堂の言葉は聞いていない」と証言した(26頁)。

甲21では、二階堂と岩川は面識があるにもかかわらず、岩川が二階堂に「岩川徹です」と紹介したことになっているが、あり得ないことである。この一事だけでも、甲21が検察官の作文であるこ

とがわかる。

なお、澤藤は、「戸別訪問」という言葉は使っていないことを明言したが、このことから、甲21の「私は、岩川さんが旧阿仁町地区内で、すでに一軒一軒住宅を回り、市長選挙で投票してくれるように訴えて、戸別訪問しているとうわさで聞いていました」との部分も検察官の作文であることが明らかである。

(オ) 2回目の電話の内容については、2回目の二階堂との電話の内容に関する澤藤の当公判廷での証言は、①岩川の依頼で、米内沢病院の労働組合の幹部の運転手を依頼されたこと、②このことは明確であること、③検事にもこのことは話したことは鮮明な記憶があること、④15万円をもらったが、二階堂が15万円をだれからもらったかはわからないこと、⑤そのことは二階堂は何も言っていなかったこと、⑥この15万円は車の運転の賃金のためだと私は思って了解したこと、⑦二階堂に対して、おめえも生活あるから仕方ないと言ったことはないこと、運転程度はいいだろうと言ったこと、⑧二階堂が15万円をもらったという話を聞いたが、事前運動のもっと前だと思って、選挙違反にはならないと思ったこと、⑨戸別訪問とかの選挙運動を頼まれたんではないかと不安には全然思わなかった、⑩検事の前でも、不安に思ったということは言った覚えはない、と言うものである。

澤藤の当公判廷での証言が信用性できることについてはこれまで述べてきたとおりであり、したがって、2回目の電話の内容についても何ら不自然・不合理なところはない。

甲21の上記部分はまったく信用できない。

ウ 証言態度について

(ア) 検察官は、証拠調請求書(5)で、澤藤は、当公判廷において、証言

開始時には落ち着いていたものの、次第に興奮し、「どういう意味って、今更、1年と、何か月たってるすか。それをあんた方は専門職でしょう。私は、病気治すのに一生懸命ですよ。こんな問題なんか頭に入ってないよ」などと述べたり、問われていることと関係なく、「秋田県、しっかりしましょうよ。しかも、私、脳梗塞なんですよ」、「冗談じゃないよ」、「矛盾するって。権力の濫用だ、あんた方」、「うちの90歳になる母、涙流してます」と述べたり、証言時の体調を問われたのに対し、「すごく興奮します。20年とかね、今、22年でしょう。今ね。それ、もう、良識的に通用しませんよ」などと趣旨の不明確な供述をしており、そもそも澤藤の公判供述の信用性は全体として低いというべきであると主張する。

(イ) しかし、澤藤は、公判廷で、検察官に対して、「権力の濫用だ、あんた方」、「(二階堂)が3か月以上、鷹巣署に、次男の子供がうつ病で自宅にいるのに、あれもひどいですよ。私、本当に、法務大臣かだれかに訴えたいよ」、「本当に、すごいやり方。逮捕とか、検挙だ、出頭命令だとおもうけれども、命令権の濫用、あんた方、職権の濫用です」と非難したり、また、弁護人の質問に対して、「二階堂のことは十二分に心配していた」、「(警察に対する怒りはあったか)十二分あった」、「秋田県警本部の伊藤巡查部長が1回目は缶コーヒー1箱(20本か25本入り)を持ってきた。2回目はお菓子を持ってきた。あんた、公務でしょうって。もらえないでしょう。でも、落ちかけても、私、足悪いでしょう。もう行ってしまったでしょう」、「びっくりしますよ。地方公務員でも国家公務員でも、ああいう行為はちょっと私は非常に不満です」、「(あなたとしては警察のそういう捜査自体もちょっとおかしいというふうに思ってたわけでしょう)そうです」、澤藤から事情聴取した森山検

事については「すごい不親切だった」、「検事さんの態度の本当に悪いこと。それでも、もう、いらいらきて、秋田県検察には協力しないと、そういう強い信念が、怒りの信念がありました、感情的に」などと言うように、捜査機関に対して激しい怒りを持っている。

澤藤が証言の際に激したのは、そのような不当な捜査をする捜査機関に対する怒りが込み上げて来たものである。

澤藤証言が一部曖昧な部分があるのは確かであるが、澤藤のこの証言態度から澤藤証言が全体として信用できないとすること、少なくとも、この証言態度をもって、澤藤の公判廷供述の信用性が、検面調書より劣ると判断することは許されるべきではない。

エ 二階堂への配慮について

(ア) 検察官は、証拠調請求書(5)で、二階堂との会話内容に関する供述及び会話した際の澤藤の認識部分に関する証言に関する部分については、「供述調書に基づきます」、「二階堂と会話した部分については、私、はい、よろしいと、全体の流れで、はいと、実印つきました」として、検面調書に録取されているとおりの旨述べながらも、例えば、二階堂が、被告人から言われた内容として聞いた点について、「選挙の手伝い」という言葉を使われたかとの問いに対して、「選挙の手伝いじゃないと思いますよ。まだ告示まで2か月以上もあったと思いますし、私は、事前運動、その前の事前運動、該当しないと思いますので」と述べたり、二階堂から15万円をもらったと聞かされた点に関して、「被告人からもらったと言っていたのか」との問いに対して、「岩川さんから電話きて行っただと。15万円もらってきましたと。だれからもらってきたか、私は記憶にないです、それは」と述べるなど、二階堂に不利な点を否定する供述をしているが、この点、澤藤は、当公判

廷で証言するに当たり、傍聴席側の出入り口から入廷したが、その際、出入り口付近に二階堂が着席しているのを認め、中学生時代から親友として親しく交際していた二階堂に対する配慮から、二階堂に不利な供述をするのを避けたものというべきである。このことは、二階堂の家庭の事情を問われた際に「ここでは控えさせてもらうす」などと述べていることから明らかである。したがって、その意味からも澤藤の公判供述は、信用性に欠けるものというべきであると主張する。

- (イ) しかし、澤藤は、「二階堂さんも座っているんだけど、それ、気付いた？」との検察官の質問に対して、「そうですか」と答え、さらに検察官の「気付いていますか？」との質問に対しては、「分かりません」と答えているのである。「出入り口付近に二階堂が着席しているのを認め」た事実はない。
- (ウ) また、現在の二階堂との関係についての検察官の質問に対して、「全然、裏切られた悲しさがある。相手（二階堂）からは連絡はこないし、私、心配して1回電話したが、出なかったし、むなしさが募る」、「二階堂のことを恨みますよ」などと証言しており、そのことから、「二階堂に対する配慮から、二階堂に不利な供述をするのを避けた」とすることは到底できない。
- (エ) 二階堂の家庭の事情について証言をしなかった点については、「裏切られた」との意識があるとしても、それ故に、むやみに他人のプライバシーについて話をするものではないことはいわば「常識」である。このことから敢えて二階堂に不利な証言をしなかったとすることはできない。
- (オ) さらに、検察官も指摘するとおり、澤藤は尋問する検察官に対しても反感を持ち、次第に興奮していったが、このことは弁護人

の反対尋問に際しても同様であって、澤藤は弁護人の尋問にも反発していた。二階堂の弁護人からの尋問なら二階堂に不利なことは証言しないということは考えられるかもしれないが、被告人の弁護人からの尋問に対しても、「二階堂に不利な供述」ではない証言をしたのであるから、検察官調書に比して公判証言が信用できることに疑問はない。

オ 記憶について

記憶の点については、上述したところと同様、根拠のない主張であるので、ここでは繰り返さない。

(3) 小括

以上のとおり、澤藤の当公判廷での証言の信用性に、大きな疑問はない。

これに対し、捜査段階の供述調書は捜査官の誘導に基づいたり、澤藤が供述していないことを記載したりしたもので、到底信用できるものではない。

4 細田英美の供述の信用性

(1) 当公判廷での供述

省略

(2) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 細田が2月16日ローソン駐車場にいたかについて

(ア) 検察官は、平成21年2月16日午後3時頃、ローソン駐車場に集まったが、細田が被告人の車を運転しており、ローソンでも運転席から降りることはなかったから、被告人が同車内で二階堂に15万円を渡すことはできない旨供述したことに關して、検察官は、細田がローソン駐車場にいたとは認められないと主張し（論告要旨16頁）、まず、二階堂、鈴木、石崎らは、いずれも、捜査段階にお

いて、この場面に細田がいたとは供述していないこと、すなわち、二階堂はローソン駐車場に先に到着していたが、被告人がライトバンを一人で運転して到着したので、自車から降りて被告人の車に向かい、同者の助手席に乗り込んだ旨供述し、鈴木も、被告人の車の運転席にはだれも乗っていなかった旨供述し、石崎も、自分と鈴木が車から降りると、被告人が近づいてきて、後で名前のわかった二階堂が被告人の車に乗り込んだ旨供述しており、細田がいたとは供述していないことを言う。

しかし、二階堂、石崎については、細田は見なかったと証言しており、真実見なかったのであるから、そのとおりの証言したのであるが、捜査段階で仮に聞かれたとしても、見なかったと供述したであろう。捜査段階で見たとの供述がないからと言って、細田がいなかったことにはならない。

鈴木については、細田を挨拶をしたかもしれないとの証言をしたが、捜査段階では細田やあるいは他の誰かがいたかという質問は受けていない。聞かれていないから答えなかっただけのことである。被告人が5本の飲み物を購入したのだから、他に誰かもう1人いたのではないかと疑問を持つのが当然であろうが、森山検事も認めるように、捜査官は疑問にも思わず、それゆえ質問もしなかったのである。

2月16日のローソン「謀議」を出発点として事件の構図を描いた捜査官の捜査に問題があったことを端的に示すものである。

(イ) また、検察官は、その上、細田自身も、捜査段階では、「岩川さんの運転手を始めたの最初の2日間続けて小集会に送迎し、その次の日が休みだった記憶があるので、2月16日には岩川さんの運転はしていないはずです」と述べていたが、細田の捜査段階のこの供

述は、一連の事実からさほど月日の経過していない記憶の新鮮な時点での供述であり、基本的に信用できると言う。

しかし、細田の捜査段階に供述調書は、細田の日誌（弁15）なしに供述したもので、その点で正確性に欠ける。細田が2月16日に被告人を送ってきたことは、細田日誌からも明らかである。

(ウ) さらに、検察官は、被告人がローソンで買った缶飲料の本数が5本であることが認められるが（弁10）、そのことは必ずしも細田がその場にいたことを示す証拠とはならないと言う。

しかし、5本分の飲み物を購入したことは、少なくとも、被告人、二階堂、鈴木、石崎の4名以外の誰かがローソンにいたことを示すものである。細田日誌及び細田証言から、その「5人目」の人物が細田であったことは何の疑問もない。

(エ) 次に、検察官は、鈴木は、「その日に細田と会っている記憶があるが、はっきりしなかったので、警察の方には言わなかったが、細田と会っている」などと、ローソンの駐車場で被告車両に乗っていた細田と挨拶をした旨証言したが、同人の証言は信用できないと言うが、鈴木証言がなぜ信用できないのか、検察官は理由すら言わない。

(オ) 次に、検察官は、細田は、手帳（弁15）の2月16日欄の「岩川てつの応援のため運転（下舟木～米内沢～下船木）」と記載したことを指摘し、2月16日に被告人の車を運転してローソンの駐車場に行ったことがある旨証言したが、細田は、被告人と20年余り前から面識があり、同じ町内に自宅があり、自治会活動等でよく顔を合わせるなど親しい間柄にあったうえ、今回の選挙では被告人の選挙運動を支援し、被告人が二階堂とともに行った戸別訪問の際の運転手をするこもあった者であり、被告人のために有利な証言を

する可能性の高い人物であり、捜査段階では2月16日に被告人のために運転したことはない旨供述していながら、公判段階に至り、捜査段階では警察官に提出しなかった手帳（弁15）を提出し、その記載に基づき、2月16日は被告人のために運転したと証言しているものであり、その証言自体不自然であり、信用できないこと、細田が日頃から2種類の手帳をつけており、警察らの事情聴取の時点でもその手帳を見て記憶をたどったとか、その時点でも手帳に記入していたなどと証言したが、そうだとすれば、事情聴取時に上記手帳の記載に基づき、2月16日にも被告人のために運転した旨供述してしかるべきであるのに、警察官及び検察官にそのように述べた事実は認められない。細田が上記手帳を日頃からつけていたとするには疑問があること、仮に、細田が手帳を日頃からつけていたとしても、細田自身、2月16日の欄の記載のうち、最初の「下舟木」の記載は「深沢」の誤りであったことを認めているように、その記載の正確性が担保されているとは言い難く、手帳の記載から、細田が2月16日に被告人のために運転をしたという事実を認めることはできないというべきであることを挙げる。

しかし、細田は、予定を書いたもの（警察に提出したもの）と予定の他、結果を書き、さらに家族等に関するプライベートなことを記載したものと書き分けていたのであり、後者については、プライバシーに関わることなので、提出しなかったのである。個人が私生活を守るのは当然のことであり、何ら不自然不合理ではない。秋田県警や秋田地検の職員は自分の日記等を平気で他人に曝すのであろうか。

また、細田の日誌はその記載を見ても、毎日正確に詳細に記録していることがわかる。

(カ) 次に、検察官は、仮に手帳の記載を前提に細田が2月16日に被告人の自動車を運転していた事実や、細田もローソン駐車場に来ていた事実があったとしても、細田が被告人の支援者であることや、手帳に関する供述が不自然であることに照らすと、細田の証言内容をそのまま信用することはできず、細田が被告人の自動車の運転席に終始乗車していたとまで断定することはできない。したがって、被告人が二階堂に対し現金15万円を供与した事実が否定されるものではないと言う（論告要旨16～18頁）。

しかし、細田は被告人の支援者であることは事実であるが、支援者であるからこそ運転を申し出たのである。細田が支援者であるかどうかと関係なく、細田の日誌は詳細で正確で、細田の行動についての証言を裏付けている。

また、細田は本来プロのタクシードライバーであり、わずか40分くらいの間に運転席を離れるということは考えにくい。仮に細田が運転席を離れたとして、わざわざ、被告人と二階堂が鈴木らとの話を中段して、被告人の車に移って現金を授受したとでも言うのであろうか。

検察官の主張はおよそあり得ない主張である。

ウ 3月17日の細田の行動について

(7) 検察官は、3月17日午後2時半頃に被告人方に迎えに来た細田運転の車で被告人が杉山田地区の小集会の会場に向かったと被告人が供述し、細田もこれに沿う証言したが、上記のとおり細田証言は信用できないと主張する。

しかも、上記手帳（弁15）の3月17日の欄には「掛泥～杉山田」としか記載されているにすぎず、同記載から上記事実まで推認することはできないとし、細田の証言は、被告人が同日午後2時3

0分頃まで被告人方にいたことを裏付けるものとはならないと主張する（論告要旨20頁）。

(イ) 「掛泥～杉山田」の記載は、移動の場所をのみ表すものであるが、被告人が供述する被告人や妻の当日の行動記録、被告人の妻から午後2時過ぎ頃細田に電話をかけた記録があること（甲79）等からしても、細田の証言は自然かつ合理的であり、被告人の行動を裏付けていることに何ら疑問はない。

(3) 小括

以上のとおり、細田の証言は、詳細で具体的である上、その正確で詳細な日誌に基づくものであり、証言を裏付ける通話記録等もあり、信用性は極めて高度である。

5 松橋基樹の供述の信用性

(1) 当公判廷での供述

省略

(2) 検察官の主張及び弁護人の反論

ア 3月17日の行動について

(ア) 検察官は、平成21年3月17日午前11時前から午後1時半頃まで、前日に引き続き、松橋基樹とチラシ等の打合せをしていたと被告人が供述したこと、及び松橋もこれに沿う証言をしたことに関して、検察官は、松橋証言は被告人が松橋と一緒に自宅にいたことを裏付けるものとはならないと主張し、まず、松橋は、被告人が鷹巣町長時代に設立に関わった「たかのす福祉公社」に勤務し、平成15年頃から被告人と親しく交際していた者である上、松橋の妻の母親（論告要旨では「被告人の妻の母親」となっているが、これは誤りである）である松橋敏子を中心として被告人の妻らと家族ぐるみで付き合い、かつ、松橋敏子が被告人が使用していた自動車を無

償で譲り受けるような関係にあったこと、松橋は本件選挙では被告人を積極的に支援し、政策チラシ等の作成や小集会の準備等に従事し、本件選挙運動者として活動していた者であるから、もともと被告人に有利な証言をする可能性が高い人物であることを挙げる。

しかし、この点については、加藤、鈴木、石崎らの証言に関して述べたところと同様、松橋の属性であって、そのことが松橋証言の信用を否定する理由とはならない。

(イ) また、検察官は、松橋の陳述書（弁14）と証言について、「3月16日夜にいったん自宅に帰った後に被告人宅に行って午後11時過ぎまで打合せをした」との陳述が、公判では、「被告人宅をいったん出た後、被告人から誘われて外食して帰った」と供述を翻したことから、17日の行動についても、別の日のことと意識的又は無意識的に取り違えて証言している可能性もあるというべきであり、同日午後1時半頃まで被告人方で被告人と一緒にいたとする松橋証言は信用できないと言う。

しかし、これは些細な違いであって、松橋証言の信用性にはいささかも影響を与えるものではない。3月17日は、チラシ案を決定してすぐに東北印刷に電話したりして、そのことは通話記録（甲79）からも裏付けられるところであり、「別の日のことと意識的又は無意識的に取り違えて証言している可能性」はまったくない。

(ウ) さらに、検察官は、松橋が作成したメモ（弁17）について、同メモの程度の内容であれば打合せ時でなくても作成できるものであり、松橋の証言を裏付けるものではないと言うが、このような備忘録的なメモは通常その場にするものであり、わざわざ後日書くことは考えにくい。

(エ) 次に、検察官は、同日午後1時過ぎに被告人が東北印刷の石田に

携帯電話で電話した記録が残っているが、これ自体は被告人が携帯電話で電話したという事実を明らかにするものすぎず、被告人が松橋と一緒に自宅にいたことの裏付けとなるものではないと主張する（論告要旨19～20頁）。

しかし、前日の16日からの流れ、すなわち、16日の弘前大学訪問、チラシ案等の検討、引き続き翌17日のチラシ案等の検討、完成後の印刷会社への電話を考えると、松橋が被告人と一緒にいたことに疑念を挟む余地はない。

イ 3月16日の行動について

検察官は、3月16日の行動に関する松橋証言についてはまったく触れないが、弁16のメモの存在、通話記録、被告人の供述、二階堂の証言等からも、3月16日の午後1時過ぎ頃、松橋が被告人とともに弘前にいたとの証言には何ら疑問はない。

(3) 小括

以上のとおり、松橋の証言は詳細で具体的であり、メモや通話記録等も証言を裏付けており、信用性は極めて高度である。

6 その他の証人の供述の信用性

(1) 森山検事の供述の信用性

ア 森山検事は、二階堂及び澤藤の取調べ状況について証言し、取調べについては適正に行い、問題がなかった旨の証言をした。

イ しかし、取調べを担当した当の本人が取調べに問題があったなどと証言するはずがなく、意味のない証人であり、その証言に証拠価値はまったくない。

取調べ状況については、ビデオで録画すれば良いのであり、特信性、信用性も録画によれば判断が可能となろう。担当捜査官の証言など何の役にも立たないのである。

二階堂及び澤藤の取調べ状況についても録画はなく、この一事をもっても、両名の検面調書には特信性も信用性もないことが強く推認されるというべきである。

(2) 三澤敏行の供述の信用性

ア 三澤は、キャッチフレーズ入りのチラシは平成21年3月10日より前には印刷、配布はしていないこと、顔写真入りのチラシは成文社以外には注文していないこと等を証言した。

イ しかし、弁34のチラシ（印刷機によるチラシ）は、輪転機で印刷したチラシ（弁33）とは、字体等が明らかに異なるものであり（三澤自身もそのことは認めた）、三澤によれば存在しないチラシが現に存在したのである。三澤証言は虚偽であることが明らかである。三澤証言は二転三転し、なおかつ自己矛盾の証言をしており、到底信用できるものではない。

のみならず、三澤証人自身が、輪転機で印刷した当該チラシ（弁33）について、輪転機での印刷は3月10日以降だが、同じデザインのチラシを、最初は印刷所で印刷し、2回目、3回目の印刷を輪転機で印刷した事を認めており（第9回・三澤証言22～23頁）、弁34のチラシが、1月～2月の早い時期に印刷配布されたことを強く推定させている。

検察官は、三澤証人によって、1月中にあいさつ回りをしており、その際、二階堂から津谷候補のチラシをもらったとする被告人の供述の信用性を弾劾しようとしたが、弁34のチラシによって、逆に被告人の供述の信用性を裏付けることになったのである。

(3) 小塚政悦郎の供述の信用性

ア 小塚は、平成21年1月26日頃に、自宅に弁34のチラシが入っていたこと、それを弁護人に提出したこと等を証言した。

イ 小塚は、平成21年1月12日の新年会で津谷候補と話をしたこと、翌日に知人から津谷候補が市長選に立候補することと聞いたこと、15日に津谷候補が立候補を表明したが、その後10日ほど後にチラシが入っていたこと等を述べたが、具体的で自然な証言であり、信用性に疑問はない。

したがって、弁34のチラシが平成21年1月中に配布されていたことは明らかである。

(4) 訪問先供述調書

ア 検察官は、平成21年1月19日頃からあいさつ回りを始めたとする被告人の供述について、それを裏付ける訪問先の供述がない旨主張する。

しかし、訪問先の供述調書（甲27～甲48）の存在のみでそのような主張をすることは失当である。

イ 本弁論要旨末尾に添付した別紙「訪問先一覧表」は弁19に基づいて、弁護人が作成したものであるが、弁19は平成21年7月7日付けの二階堂の員面調書を抜粋したものである。この供述調書は、二階堂と被告人が回った合川地区の集落や訪問の順序等について二階堂が供述したものである。

この供述調書は、合川地区を4つの地区に分け、集落毎に訪問した世帯数が記載され、訪問した世帯については二階堂がピンク色で印をつけている。

別紙「訪問先一覧表」は、この二階堂の供述調書を整理して、集落に対応する住所毎に訪問先の供述調書を区別して、対応させて一覧表にしたものである。

この二階堂の供述調書を作成した捜査官によると、行政区名（集落名）は住居表示と違うとのことである。例えば、住居表示は「川井」

であっても、集落は「合川（駅前）」、「松ヶ丘」に該当する地域がある。

甲 28～41 の供述人の住所を各集落に対応させたのがこの一覧表である。

ウ 二階堂の上記供述調書によると、二階堂は1029世帯を訪問したとのことであるが、しかし、訪問先の供述調書はそのうちわずか22世帯（22通）しかない。しかも、被告人と二階堂が訪問したのは15世帯である。その他は、被告人の妻と二階堂、加藤と二階堂が訪問したというものである。

1029世帯のうちわずか15世帯の供述調書のみで、被告人の供述を否定することは妥当ではない。

エ また、全部で31の集落があるが、集落すべてに対応する供述調書があるわけではない。被告人と二階堂と一緒に回った集落のうち、桃栄、梅栄、川井、弥生、金沢、福田、芹沢、東根田、西根田、大内沢、摩当、八幡岱、美栄の13集落については対応する供述調書が1通もない。川井については、96世帯回ったとされているが、1通もない。

さらに、供述調書が存在する集落であっても世帯数に比して供述調書はわずかしかない。例えば、松ヶ丘は120世帯を回ったとされているが、供述調書は1通しかない。下杉も67世帯を回ったとされているが、供述調書は1通だけである（甲46の今井ノエについては後記のとおり）。

オ 被告人の供述によれば、被告人と二階堂が1月から2月上旬頃までに一緒に回った順序は以下のとおりである。

下杉→川井→林岱→松ヶ丘→八幡岱→美栄→合川地区工業団地
また、二階堂の証言では以下のとおりである。

下杉→川井→松ヶ丘→八幡岱→林岱→増沢

なお、上記の二階堂供述調書によれば、回った時期はともかく、3月まで回った順序は以下のとおりである。

下杉→川井→増沢→八幡岱→林岱→福田→新田目→松ヶ丘→上道城→桃栄→梅栄→弥生→金沢→美栄→三木田→摩当→大内沢→三里→芹沢→西根田→東根田→木戸石→上杉

以上からすると、時期はともかく、回った順序としては、初期の頃については、被告人の供述も二階堂の証言及び供述も概ね合致している。回った時期についても、被告人の供述と二階堂の証言は概ね合致している。

ところが、上記のとおり、1月から2月上旬にかけて回った集落については、下杉が1通、松ヶ丘が1通あるだけである。しかも、下杉の桜井由美子（甲27）については、「2月中旬頃」との供述であるが、被告人も二階堂も2月17日に（ただし、2回目）一緒に下杉を回ったと供述（証言）しているのであり、桜井供述と矛盾するわけではない。67世帯訪問したうち1通の供述調書の存在だけで、1月中に回ったとの被告人らの供述を否定することはできない。

なお、甲46の今井ノエは住居表示は下杉であり、行政区も「下杉」に区分されているが、実際は合川駅前に近い（下杉の住宅地図にも合川の住宅地図にも記載されていない。また、今井宅を訪問したのは被告人の妻と二階堂であるから、被告人と二階堂の訪問時期とは関係ない調書である。

松ヶ丘は1通あるが、松ヶ丘については、被告人と二階堂は約5回回っており、この鈴木正幸（甲41）の「3月20日過ぎ頃」との供述と被告人らの供述とが矛盾するわけではない。

以上からすると、初期に回った集落についてほとんど供述調書がないのは果たして偶然であろうか。捜査官が恣意的に訪問先を選択して

都合の良い供述調書のみを作成したことが強く推認される。仮に意図的なものがなかったとしたら杜撰な捜査と言うべきである。

カ また、これら供述調書の内容についても、訪問の時期については信用できるものではない。

訪問した者が誰であったかについては、写真で確認すること等により、特定することは困難ではないかもしれないが、訪問の時期については、日記等何らかの裏付けがない限り、正確に記憶することは困難である。

22人のうち、訪問の時期について、日記の記載に基づいて供述しているのは木戸石の畠山チヤ（甲31）のみである（3月17日夕方に訪問を受けたとする供述内容は被告人の供述及び二階堂の証言にも合致する）。

また、各供述調書の作成日は、平成21年6月23日～8月8日であり、訪問を受けたとされる日より相当時間が経過している。

検察官は、1月中に林岱を回ったとする被告人の供述と甲40の藤岡敦美の「3月頃の午後6時頃に訪問を受けた」との供述調書（平成21年6月25日作成）とは齟齬すると言うが、時期についての藤岡の供述は信用できない。

なお、甲35の金田武美の「岩川と二階堂が3月31日に訪問した」との内容の供述調書（平成21年6月26日作成）も、この時期被告人は鷹巣地区を回っており、訪問することはあり得ない。この例をもってしても、訪問先の供述調書が信用できないことはわかる。

キ さらに、上記のとおり、被告人と二階堂は集落によっては数回あいさつ回りをしたことがあるのであり、被告人の供述と訪問先の供述が必ずしも矛盾しているわけではない。

ク 以上のとおり、訪問先の供述調書は証拠価値に乏しいものであり、

これらをもって被告人が1月中にあいさつ回りに行っていなかったとの根拠とすることはできない。

第6 証拠の評価4（その他の証拠）

1 客観的証拠の存在

(1) 通話記録

甲79の通話記録は、大野台ハイランドでのアルバイトの合意、2月16日のローソン駐車場集合の経緯、3月16日～18日の被告人の行動等に関する供述の他、二階堂、加藤、細田、松橋の証言を裏付けるものである。

ただし、意図的か過失か原因は必ずしも明らかではないが、一部の記録が残っていないが、これは捜査機関の責任であって、このことをもって被告人らの供述を否定する理由とすることはできない。

(2) 二階堂の取調べ状況の記録

弁20は二階堂の取調べ状況の記録であるが、上記のとおり、捜査段階における二階堂の取調べは、平成21年4月13日以降、同年7月13日の逮捕までの間、連日のように行われ、特に、4月から5月にかけては、二階堂はほぼ毎日、多い日には1日8時間以上にも及ぶ長時間の取調べを受けたことがわかる。逮捕までの取調べの総時間は約100時間ともある。

この記録を見ても、任意捜査の段階でも二階堂が過酷な取調べを受けていたことがわかり、この記録からも二階堂の捜査段階の供述調書が信用できないことが裏付けられる。

(3) チラシの存在

弁34のチラシは、上記のとおり、弁34のチラシが平成21年1月中に配布されており、1月中のあいさつ回りの時に二階堂から同じチラ

シをもらったとする被告人の供述の信用性を裏付けている。

(4) 島田病院領収書

弁27の領収証の「1/18」の記載は二階堂が何かの備忘のために記入したものであり、二階堂はこのことが念頭にあつて、1月18日に島田病院に二男の面会に行った旨証言したのである。実際には1月21日と間違えていたのであるが、わずか3日の違いであることからしても、二階堂の証言が信用できないということは到底できない。

この領収書のメモは二階堂の「勘違い」を裏付けるもので、二階堂の証言全体の信用性をいささかも損なうものではない。

(5) 島田病院回答書

弁28は秋田県警の照会に対する島田病委の回答書であるが、平成21年2月13日に診療費8万8690円が支払われている。検察官は、二階堂が窮乏しており、そのが理由で、2月16日、被告人から買収とわかっていながら15万円を受領した旨の主張をするが、その3日前に二階堂はまとまったお金を払っているのであり、この事実からも検察官の主張に理由がないことが理解できよう。

(6) 細田日誌

弁15の細田日誌は、細田が毎日自分の行動等について詳細に予定やできごとを記載したものである。細田は十数年前から毎年このような手帳に同じように詳細に記帳をしており、その正確性に疑問はない。

弁15の日誌は、細田の行動を裏付けるものであり、その証拠価値は極めて高い。

それゆえ、この細田日誌に基づく細田の証言や被告人の供述も信用性に疑問はない。

(7) 予定表

弁11～弁13の予定表（スケジュール表）は、小集会の予定等を記

載したものであり、被告人やその他の者の行動についての供述を裏付けるものである。

(8) ローソンレシート

弁7は、被告人が平成21年2月16日、ローソン米内沢店で飲み物等を購入したレシートであるが、被告人は自分用のコーンポタージュ1本その他、鈴木、石崎、二階堂、細田の4人のために缶コーヒーを4本買ったのである。

このレシートからも、同日のローソン駐車場には、細田がいたことが裏付けられ、この時、被告人の車の中で被告人と二階堂が二人だけになることがなかったことがわかる。

(9) 二階堂メモ

検察官は、甲85の二階堂のメモを重要視し、このメモが書かれた平成21年2月16日に被告人と二階堂との間で、投票依頼と投票行動の約束があり、その報酬として現金15万円の授受があったと主張するが、このメモは、石崎がメモをとりはじめたので、二階堂が加藤に伝えるために、たまたまダッシュボードに入っていたメモを取り出して書いたというだけのことである。

また、メモにはあいさつ回りの予定が多少記載されているが、翌日の2月17日からあいさつ回りを始めたのではないことは繰り返し述べたところである。それ以前については単にメモをつけていなかったというだけのことである。

このメモの存在や記載内容を重要視し、過大な意味付けをすることは間違っている。

(10) パソコンメモ

弁16、弁17のメモは、松橋がパソコンで記録して残しておいたものであるが、これによって、3月16日に被告人と松橋が弘前に行つて

いたこと、3月17日に松橋が被告人宅にいたことが裏付けられる。

(11) 東北印刷領収書

弁18は、東北印刷の領収書であるが、3月17日の被告人と松橋の行動に関する供述、証言を裏付けるものである。

(12) 30万円の領収証

これは被告人の依頼で、二階堂が作成したものであるが、収支報告をすすために必要であったことから作成を依頼したのであり、アルバイトをしたのだからアルバイト料としての領収書の作成を依頼したのであり、二階堂もそれゆえ作成を了解したのである。

二階堂は、約2か月間実際に仕事をしたのであり、それゆえ領収書を作成しただけのことである。投票依頼や投票行動の依頼の対価ではなく、「労務」の対価であることを裏付けるものである。

(13) 予算差引簿

弁7の予算差引簿は、被告人の後援会の幹事長である岩谷利男が作成したものであるが、「合川運転労務者」、「二階堂氏依頼領収書後日」の他、「15万円」意味する「150、-」との記載があり、また、「二階」といったん書いて消した部分もある。そして、岩谷は「被告人が合川の人に運転を頼んで15万円を払った」等と供述している。これら内容は、15万円は運転のアルバイト料だったとする二階堂の証言を裏付けるものである。以上から、「予算差引簿」の記載は二階堂の現金受領は運転のアルバイト料であることを示すものである。

2 証拠価値

以上のとおり、これらの客観的証拠は、被告人の供述はもちろん、二階堂、加藤、鈴木、石崎、細田、松橋、小塚の証言の信用性を担保するものであり、あるいは、三澤証言を弾劾するものであり（(3)のチラシ）、証拠価値は高い。

第7 事実認定

1 間接事実についての結論

上記のとおり、被告人の供述の他、各供述者の供述（証言）の信用性について検討し、また、その他の証拠の証拠価値について検討して来たが、それを踏まえて、冒頭で指摘した本件間接事実についての結論を述べ、それを踏まえた上で、検察官が主張する事実認定について反論する。

弁護人の結論は以下のとおりである。

A 被告人及び加藤寿の二階堂宅訪問について

a 訪問の時期は平成21年2月上旬であったかについて

検察官は、訪問の時期は平成21年2月上旬であったと主張するが、訪問の時期は平成21年1月上旬頃であった。

b 訪問の目的は選挙の協力依頼であったかについて

検察官は、訪問目的は選挙の協力依頼であったと主張するが、訪問の目的は選挙の協力依頼ではなかった。下道城でのあいさつ回りの帰りにたまたま通りかかったので、加藤が二階堂の顔を見に寄っただけであった。選挙協力を依頼する目的で訪問したわけではなかった。

c 訪問時に被告人ないしは加藤が二階堂に対し選挙協力をしたかについて

検察官は、訪問時に二階堂ないしは加藤から二階堂に対し選挙協力の話があったと主張するが、訪問時に被告人ないしは加藤から二階堂に対し選挙協力の話はなかった。

d 二階堂が2月上旬頃、澤藤との電話で被告人及び加藤が訪問して選挙協力の依頼をしたことを伝えたかについて

検察官は、二階堂がこの頃、澤藤との電話で、二階堂及び加藤が訪問して選挙協力の依頼をしたことを伝えたと主張するが、二階堂が澤

藤に電話をしたのはもっと前であった。「2月上旬頃」ではなく、1月中のことであったと考えられる。

B 被告人と二階堂との間でのアルバイトの合意の有無

e 運転手の必要性があったかについて

検察官は、運転手の必要性(e)については触れていないが、被告人はあいさつ回りでの運転手を必要としていた。

f 加藤から二階堂に対するアルバイト依頼の時期はいつだったかについて

加藤から二階堂に対するアルバイト依頼の時期は訪問の日から2日くらい後であった。

g いつどこでアルバイトの合意が成立したかについて

平成21年1月10日か13日に大野台ハイランド体育館の事務室でアルバイトの合意があった。

h いつどこからあいさつ回りを始めたかについて

平成21年1月19日頃、下杉からあいさつ回りを始めた。平成21年2月17日の下杉のあいさつ回りは下杉での2回目のあいさつ回りであった。

i 二階堂が2月17日朝の澤藤との電話で選挙の手伝いをしていると伝えたかについて

二階堂が澤藤との電話で、運転手のアルバイトをしていることを伝えたのはこの頃であり、2月17日ではなく、また、二階堂は選挙のアルバイトをしているとは伝えていない。

j 2月12日頃の会合で被告人は二階堂に対し選挙運動を依頼したかについて

二階堂は被告人から選挙運動の依頼はなされておらず、この時点では二階堂はすでにあいさつ回りに同行していた。

k 1回目の現金授受の日時はいつだったかについて

最初のあいさつ回りをした1月19日頃に1か月分のアルバイト料の前払いとして1回目の現金授受があった。

C 2月16日の現金授受の有無

l ローソン駐車場で1回目の現金授受があったかについて

検察官は、2月16日にローソン駐車場で1回目の現金授受があったと主張するが、2月16日のローソン駐車場で1回目の現金授受はなかった。

m 被告人は二階堂に対し選挙運動をすることを依頼したかについて

検察官は、その場で被告人は二階堂に選挙運動をすることを依頼し、投票依頼を依頼をしたと主張するが、被告人は二階堂に選挙運動及び投票依頼をしたことはなかった。

n 二階堂から加藤への電話はあいさつ回りについての愚痴であったかについて

検察官は、当日の二階堂から加藤への電話はあいさつ回りについての愚痴だったと主張するが、二階堂が加藤に電話をしたのは、小集会に関する事項を伝えるためであり、あいさつ回りについての苦情ではなかった。

o 2月17日のあいさつ回りは1回目だったかについて

検察官は、翌2月17日のあいさつ回りが1回目だったと主張するが、2月17日に1回目のあいさつ回りをした事実はない。それ以前からあいさつ回りは行っており、2月17日の下杉のあいさつ回りは下杉での2回目のあいさつ回りであった。

D 3月17日の2回目の現金授受の有無 (D)

p 3月17日頃のあいさつ回りの状況について

検察官は、3月17日頃のあいさつ回りの状況について、あいさつ

回りが最後の方であったこと等については触れないが、3月22日のあいさつ回りが最後であり、3月17日のあいさつ回りは最後の方であった。すなわち、3月17日のあいさつ回りはあいさつ回りの終盤＝アルバイトの終盤であった。「1か月分のアルバイト料の前払い」としてこの3月17日に受領するとしたら不自然不合理である。

q 3月17日に被告人と二階堂が二人だけで会う機会があったかについて

検察官は、3月17日頃の午後1時過ぎ頃、松ヶ丘グラウンド付近路上で、被告人と二階堂が二人だけで会ったと主張するが、この日の時間帯に被告人と二階堂が二人だけで被告人の車の中で会う機会はなかった。

r 3月17日に2回目の現金授受があったかについて

検察官は、この日2回目の現金授受があったとするが、そのような事実はなかった。

E 二階堂の「選挙運動」の有無（E）

s あいさつ回りの実態はどのようなものであったか。二階堂はあいさつ回りを主導的に行ったかについて

検察官は、あいさつ回りは選挙運動だと主張し、二階堂が主導的にあいさつ回りを行ったと主張するが、あいさつ回りは慣習として公認されている政治活動であり、その態様は「選挙運動」と言えるものではなく、運転と道案内という単純労務であった。また、二階堂が主導的に行ったものではなかった。

t 二階堂は小集会の段取りをしたか、被告人は二階堂に指示したかについて

検察官は、二階堂が小集会の段取りをした旨の主張をするが、その

ような事実はなく、被告人からの指示もなかった。

u 二階堂は電話かけの指示をしたか、被告人は二階堂に指示したかについて

検察官は、二階堂が電話かけの指示をした旨の主張をするが、そのような事実はなく、被告人からの指示もなかった。

F 各現金授受の際の報酬性に関連する事項

v 二階堂は津谷を支持していたかについて

検察官は、二階堂はもともと津谷候補を支持していた旨主張するが、二階堂はもともと津谷を支持していなかった。二階堂は元々被告人を支持しており、現金授受によって被告人支持に変わったわけではなかった。

w 二階堂は経済的に困窮していたかについて

検察官は、二階堂が経済的に困窮していた旨の主張をするが、そのような事実ではなかった。二階堂は決して経済的に余裕があったわけではないが、困窮していたわけではなかった。年金や元妻の援助等があり、金ほしさのために被告人への投票と取りまとめを目的に被告人から現金を受領したわけではない。被告人もまた二階堂が経済的に困窮していたとは認識していなかった。

x 現金受領の時期とあいさつ回りの状況について

検察官は、この点については触れないが、2回目の現金を受領した時点ではあいさつ回りの後半分を残していたのであり、二階堂は2回目の現金受領も1か月分のアルバイト料の前渡しだとの認識であった。

y 領収証作成は偽装であったかについて

検察官は、領収証の作成は嘘の領収書であり、証拠隠滅工作であると主張するが、領収証の作成はアルバイト料を支払ったのであるから

被告人が作成を依頼したのであり、二階堂がこれに応じたのは当然のことであり、「偽の領収証」を作成したわけではない。

z 「予算差引簿」の記載の意味は何かについて

検察官は、「予算差引簿」については触れないが、この記載は二階堂の現金受領は運転のアルバイト料であることを示すものである。

2 検察官主張の事実認定及び弁護人の反論

検察官は、以下のとおりの事実を主張する（論告要旨16～23頁）。

(1) 1回目の供述の日時・場所について

ア 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書（甲6他）及びこれを裏付ける関係各証拠により認められる事実から、1回目の供述の日時・場所については、被告人が、平成21年2月16日午後3時頃、ローソン駐車場に止めた被告人の自動車内で、二階堂に対し、現金15万円を供述したと認められると主張する。

イ しかし、これまで論証して来たとおり、1回目の受領は平成21年1月19日頃、二階堂宅の前に止めた被告人の車の中でであった。

2月16日午後3時頃、ローソン駐車場に止めた被告人の車の中で被告人と二階堂が二人だけになったことはなく、したがって、被告人が二階堂に現金15万円を渡したこともなかった。

(2) 2回目の供述の日時・場所について

ア 検察官は、二階堂の捜査段階の供述調書（甲6他）及びこれを裏付ける関係各証拠により認められる事実から2回目の供述の日時・場所については、被告人が、平成21年3月17日頃の午後1時過ぎ頃、松ヶ丘グラウンド付近路上に止めた被告人の自動車内で、二階堂に対し、現金15万円を供述したと認められる。その後、被告人は、二階堂と共に、木戸石地区の戸別訪問を行い、いったん松ヶ丘グラウンド付近路上に戻り、自車を運転して杉山田に向かったものと認められる

と主張する。

イ この点についても、これまで論証して来たとおり、しかし、2回目の15万円の授受は、平成21年2月18日頃、二階堂宅の前に止めた被告人の車の中であった。

平成21年3月17日ころ（3月16日～3月18日）午後1時過ぎころに松ヶ丘グランド付近路上で二階堂が二階堂から現金を受領したことはなかった。

(3) 二階堂が選挙運動者であるか、供与の趣旨は何かについて

ア あいさつ回りは選挙運動であるとする検察官主張

(ア) 検察官は、被告人がいう「あいさつ回り」は選挙運動であるとして、以下のように主張する。

被告人は、すべてのレベルの選挙において行われている「あいさつ回り」について、立候補予定者が慣習的に行っている活動の一つであり、投票依頼をする選挙運動ではなく、「要するにあいさつのためのあいさつ」であり、政治活動の一環である旨供述しているが、他方、被告人は、これまで、本選挙の立候補表明後、選挙前の一時期にのみ行い、選挙後（投票日後）には行っておらず、しかも、一軒の訪問時間は短い場合は、1、2分間のことであるとも述べている。これに被告人が供述するあいさつ回りの目的を踏まえると、来るべき選挙に当選するため、投票依頼の目的で行われる選挙運動に他ならないというべきである。

被告人及び二階堂の訪問を受けた者も、被告人らから訪問を受けた際、本件選挙に被告人が立候補予定者である旨告げられ、その投票の依頼の趣旨で訪問してきたものと認識しており、その点に照らしても、あいさつ回りが選挙運動であることは明らかである。

弁護人は上記戸別訪問先の供述調書の信用性を争うが、いずれも

利害関係のない第三者である上、各人の記憶にしたがって被告人らの訪問時の状況について供述しており、信用性に疑問はない。この点、被告人の戸別訪問に同行したことがある成田、石崎もまた、被告人が本件選挙に立候補予定であり、投票をお願いしたい旨表明していたと供述していると主張する（論告要旨20～23頁）。

(イ) しかし、北秋田市近辺ですべてのレベルの選挙において一般的に立候補者が行っている「あいさつ回り」は、禁止されている戸別訪問、すなわち、選挙運動ではない。政治活動の一環であり、「立候補の瀬踏み行為」と言うべきものである。「瀬踏み行為」とは、立候補を予定する者がどの程度自分が支持されるか、自分の政策がどのような反響を呼ぶのかを打診することで、実際に立候補するためには不可欠な行為であって、公職選挙法が禁止する選挙運動ではないとされている。

(ウ) もっとも、被告人が行っていたあいさつ回りは、その実態をみると、以下に述べるように、立候補の準備としての「瀬踏み行為」ですらない、純粋な政治活動であった。

①被告人は、旧鷹巣町長選挙に4回立候補したが、最初に立候補した時から、町の現状を伝え、行政に住民が何を求めるかを直接聞いて、地域にふさわしい政策を生み出すべく、町内の住戸を1軒1軒訪ね歩いて住民と対話する活動を行ってきた。この活動は、地方政治における被告人の政策を立案する中核になるとともに、住民が主体となる地方政治を実現するための政治活動だったのである。

平成20年秋から21年3月までの間に被告人が行ったあいさつ回りも、過去4回の選挙への立候補前の住戸訪問と同じく、北秋田市の現状とこれに対する被告人の考えを説明し、住民の意見を聞くことを目的としており、実際、被告人は、市政が当面する

課題として、地域医療の崩壊、市の財政破綻、その結果としての地域崩壊について、住民に説明し、対話の中でこれに対する解決策を見出す活動を行っている。

このように、被告人の行ったあいさつ回りは、住民との対話を通して市政に対する政治的意見や政策を立案するための活動であり、他の立候補者が行っているような、自分と自分の政策への支持がどの程度あるのかを測るとともに顔と名前を売り込む「あいさつ回り」と比べて、はるかに政治活動の性格を強く持つ行動だったのである。

- ②現に、訪問先住民の供述調書のほとんどに、あいさつ回りの際に、被告人が自分の名前を告げた後に、病院問題、医療費の負担増大、財政問題など市政の抱える深刻な問題点を指摘し、政治的意見を記載したチラシを自ら住民に渡しながらか政策を語った様子が記載されている。
- ③確かに、このあいさつ回りの中には、実際には一つの訪問先で「1、2分しか」滞在しない場合もあるが、それは、訪問先の都合や、対応に出た住民の反応によって短くなった場合があったというだけのことにすぎず、それだけで、後援会活動として行う政治活動の性格を失い即選挙運動になる理由はない。被告人は、そのような場合であっても、用意したチラシを渡し、これに被告人との「対話」の代替として効果を持たせていたのである。
- ④また、訪問先住民の供述調書には、あいさつ回りの際に、二階堂が被告人を「今度、市長選に立候補することになった岩川さんです」などと紹介したり、被告人が「今度、市長選挙に出る岩川です」などと名乗ったりした旨の記載があるが、これらの記載は、ほとんどすべての供述調書に同じ文言の表現が使用されており、

取調官の誘導を強く疑わせるもので、信用し難い。被告人は、あいさつ回りに際して、「選挙」「北秋田市長」「立候補予定」などの言葉は使っていないのである。ただ、仮に、このような紹介の文言を使ったとしても、それは、住民との対話の導入のためのもので、被告人のあいさつ回りの政治活動性を否定するものではない。取調官の誘導が疑われる訪問先住民の検面調書にさえ、「あいさつ回り」に際して、被告人が自分への投票を働きかける言葉を使った旨の記載が全くないことは、被告人の行ったあいさつ回りが投票を得る目的ではなかったことを示している。

⑤そもそも、公職選挙法は、立候補準備のための「瀬踏み行為」までも禁じるものではないが、上記のような被告人の行った政治活動としてのあいさつ回りは、何ら公職選挙法が禁じる戸別訪問にも事前運動にも該当しないのである。

(エ) 訪問先の供述調書については、上記したとおりであり、問題が多い。被告人及び二階堂の発言についても反対尋問を経ておらず信用性に乏しい。しかも、冒頭で述べたとおり、津谷候補も訪問しているはずであるが、そのような供述調書がなく、捜査の偏頗を疑わせるもので、さらに信用性に疑問がある。

成田や石崎の捜査段階の供述調書についても同様であり、信用性に乏しい。

イ 二階堂があいさつ回りにおいて果たした役割等に照らせば、二階堂が単純労働者にすぎないなどとは評価できないとする検察官主張

(ア) 検察官は、

二階堂は、被告人との戸別訪問先の集落を決めていた。すなわち、二階堂は、戸別訪問訪問に出かける前に、持っていた電話帳の住宅地図等によりあらかじめ集落の家の軒数や位置などを確かめてお

き、被告人から指定された時間に合わせて、その時間帯に回れる訪問先集落を決めていた。また、二階堂は、過去の経験等から、旧合川町地区の各集落のどの家に対立候補の応援者であるかの見当がついていたため、戸別訪問中、被告人にその旨教示していた。そのほか、二階堂は、訪問先の家人の職業や家族構成を教えるなどした。

以上のように、二階堂は、被告人のあいさつ回りに単に同行するだけでなく、二階堂自らの判断で自身らの行動を決定しており、この点に照らしても、二階堂を単純労務者にすぎないなどということはいできない。

なお、細田が、被告人と二階堂による戸別訪問の際に運転手をしてきた事実があることに照らせば、細田こそが単純労務者たる運転手だったのであり、二階堂が単純労務者であったなどということはいできない。

加えて、二階堂は、訪問先で、「北秋田市長選挙に立候補予定の岩川徹があいさつに来た」などと被告人を紹介することがあったほか、退去する際には「よろしく申し上げます」などと言って頭を下げて、同選挙での被告人への投票を依頼するなどした事実も認められると主張する。

- (イ) そもそも、検察官の主張は、すべて二階堂の捜査段階の供述調書に依るものであるが、同人の捜査段階の供述調書に信用性がないことはすでに繰り返し述べてきたところであり、主張自体失当である。
- (ウ) 前述したとおり、あいさつ回りに訪れる地域・集落と時間帯は、当日の小集会などの予定を見ながら、被告人が決めて二階堂に連絡していた。合川地区の地理に明るくない被告人が、前後の予定と時間帯を二階堂に告げてどこを回るか意見を聞くこともあったが、その場合も、決定していたのは被告人であった。

被告人は、集落の中で住戸を訪問する順序を道案内の二階堂の判断に任せていたが、これこそ道案内を依頼した目的であって、何ら不合理なことではない。

そして、訪問先の選択については、一部を除外することは礼儀に外れるだけでなく、かえって地域の中で除外されることによる悪印象を持たれて逆効果にもなるため、被告人は、対立候補の選挙関係者であることが明らかな場合などごく一部の例外を除いて、被告人は訪問先を選ぶことはせず、二階堂にもその趣旨を伝えていたのであって、二階堂が、訪問先を選択することなどあり得ないことであった。

二階堂が、歩きながら訪問先の職業やエピソードを被告人に話したとしても、それは雑談の類であって、訪問先の選別をするための情報ではなかったのである。

また、仮に二階堂が住宅地図を事前に見ていたとしても、例えば、タクシー運転手が行く先を地図やナビゲーションで確認することと同様、道案内の準備として行うことは至極当然のことであって、何ら怪しむべきことではない。

(エ) あいさつ回りの訪問先で、二階堂が「北秋田市長選挙に立候補予定の岩川徹があいさつに来た」などと被告人を紹介したり、「よろしくお願いします」などと言って頭を下げていた旨の訪問先住民の供述調書の記載が信用性を欠いていること、仮に、二階堂がそのような行動をとっていたとしても、それが投票依頼の目的ではなく住民との対話の導入にすぎず、せいぜい「瀬踏み行為」の一端としか評価できないことは、前述したとおりである。

なお、訪問先住民の検面調書には、ほぼ例外なく、「私に、市長選では岩川さんに投票してほしい。岩川さんの票が少しでも増える

ように、私の家族にも岩川さんに投票するように働きかけてほしい。などをお願いする意味で話しているのだと分かりました」との文言が記載されているが、これは、実際に二階堂がこうした依頼行為を行っていなかったこと、この供述部分が住民の生の供述ではなくて、取調官の作文であったことを示すものに他ならない。

(オ) 検察官は、細田との対比を言うが、細田は、もともと被告人と同じ町内に住み、被告人を支援してきたもので、加藤がいない時には小集会の司会までする支援者であった。細田が持っていた運転手としての面と、支援者ないし運動員としての面を区分することはできないのである。これに対して、二階堂は、被告人とは顔見知り程度であって、合川地区における運転手と道案内の強い必要に迫られてアルバイトとして依頼した相手であって、二階堂と細田を同列において比較する検察官の論法は、的外れというしかない。

なお、細田については、被告人だけではなく、被告人の妻も乗せる役割で、しかも、後半はほとんど被告人の妻が乗っており、また、被告人を乗せる場合も、合川地区以外のところがほとんどであった。細田の車に被告人と二階堂が乗ったことが数回あったが、合川地区で、細田は合川の地理にはそれほど詳しくなく、二階堂に道案内をしてもらう必要があったのである。

ウ 二階堂が果たした他の役割に照らしても、二階堂は単純労務者ではなく選挙運動者であったというべきであるとの検察官主張

(ア) 検察官は、以上の他、二階堂は、被告人の戸別訪問終了後、「あとは一人一人二階堂さんの知っている人に声をかけて、協力してくれるようお願いしてほしい」などと言われたのを受け、知人に対して被告人への投票依頼をしていること、知人数名に対して小集会への参加依頼や、合川事務所において事務員に対して電話での投票

依頼について指示するなどしていること、被告人から依頼されて被告人の妻と共に地区の戸別訪問をしていることが認められ、二階堂が果たしたこれらの役割に照らせば、二階堂が単純労務者にすぎないなどということはできないと主張する。

(イ) これもすべて二階堂の捜査段階の供述調書に依拠したもので、信用できないものである。

被告人が二階堂に対し、電話かけ等を指示したことはなく、二階堂は自分の判断で友人に電話をしたり、事務員に聞かれて言葉使いを注意しただけであった。

アルバイト終了後、被告人の妻を一度乗せたが、これはボランティアないしは支援者としてであり、対価等は一切受け取っていない。は

二階堂がこれら行為を行ったとして、アルバイトが終了してからのことであり、その段階では「単純労務者」ではないのであるから、何ら非難されるいわれはない。

エ 現金30万円は、投票、投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として供与されたものであるとする検察官主張

(ア) 検察官は、二階堂が選挙運動者として活動していたのであって、単純労務者であるということとはできないと主張する。

二階堂は、一度は被告人からの市長選への支援を断ったが、再度、加藤を通じて報酬を供与するので支援をしてもらいたい旨の依頼を受け、もともと親友の澤藤が応援していた被告人の対立候補を応援する意思であったのを翻意し、被告人への投票を決意するとともに、上記の選挙運動を行ったものである。これらの経緯に照らせば、30万円が、投票、投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬であったことは明らかである。

なお、被告人は、石崎の運転手をした森川いずみには、同女が自ら手伝いたいとの意向を示したことから、アルバイト料を支払わなかったのに対し、二階堂に対してはそれを払ったことからしても、二階堂に対しては、金員を供与して自己の選挙運動をさせるなどしたものとみるべきであると主張する。

(イ) 検察官のこの主張も二階堂の捜査段階の供述調書に依拠したものである。

被告人が二階堂に対し選挙の支援を依頼したことはないこと、二階堂はもともと被告人を支持していたこと等は繰り返し述べたきたところである。

したがって、30万円が投票と投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬であったとの検察官の主張は理由がない。

(ウ) 森川いずみとの対比については、森川はもともと被告人の支援者であり、運動員として参加を申し出たのである。二階堂はそうではなく、被告人としては単なる顔見知り程度であって、それゆえ、運転と道案内を「仕事」として依頼したのである。

(エ) 単純労務者の日当は1日あたり1万円以下とされているようであるが、二階堂は毎日待機し、ほぼ連日運転をしていたのであるから、日当計算すると1日約5000円となる。この点からも二階堂は「単純労務者」として評価することが理解されよう。

(オ) 検察官は、現金30万円は、投票、投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬だとするが、仮にそうだとすると、なぜ現金授受を2回に分ける必要があるのか、検察官の主張からは、合理的な説明ができないのである。

検察官の主張は1回目の現金授受が2月16日、2回目が3月17日ころというものである。二階堂の最後の運転と道案内は3月2

2日であるが、1月中からあいさつ回りを行っていたことは証拠上明らかである。また、検察官は二階堂が稼働していたこと自体は認めており、現金も2回にわけて授受があったことが前提である。

そうだとすると、1回目の現金授受が1月19日ころ、2回目が2月18日ころとする被告人の供述の方が自然かつ合理的である。約2か月のアルバイトであり、1か月15万円の相場の金額を2回に分けて支払うことは、すなわち、アルバイト料としか考えようがないのである。

(カ) 何よりも、現金供与の時期と二階堂の行動を対比してみれば、2回にわたって供与された現金合計30万円が被告人のために選挙運動をすること及び被告人への投票依頼の報酬ではなく、あいさつ回りに際しての運転と道案内という労務の対価であったことは、一目瞭然と言ってよい。すなわち、

被告人は二階堂に対し、1月19日と2月18日に、それぞれ1ヶ月の前払いとして現金15万円ずつを供与したが、二階堂は、1月19日から3月22日までのほぼ2か月間（時にどちらかの都合で休みはあったものの）継続的に、被告人の行う合川地区のあいさつ回りに運転手兼道案内として同行したが、この間、それ以外の選挙に関連する行動はしていない。これに対して、3月22日以降、二階堂は、被告人と行動を共にすることは全くなく、（4月1日の被告人の妻のあいさつ回りへのボランティアとしての同行を、被告人が依頼したのは例外として）被告人からの具体的要請も指示もないままに、合川の後援会事務所に顔を出したり、知人に対する電話での小集会参加依頼、告示期間後の電話による投票依頼に関する事務員へのアドバイスなどの、それまでとはまったく異なる行動を行っており、3月22日を境にして、二階堂の行動類型には、明らか

な違いが認められる。

しかも、前者のあいさつ回りの運転と道案内は、二階堂の裁量や判断の余地がなく、被告人への従属的労務であったことも、これまで述べたとおりである。

このことは、1月19日から3月22日までの2か月間は、二階堂にとって、仕事（アルバイト）として運転と道案内という単純な行為をする期間であり、2回にわたる15万円ずつの供与は、その間の労務の対価であったことを端的に示している。現金供与に続く2ヶ月間とその後の二階堂の行動類型の明らかな相違こそ、現金供与の趣旨・目的が、合川地区でのあいさつ回りに際しての運転と道案内という限定された単純労務の対価だったことを示す最大の間接事実なのである。

(4) 小括

以上のとおり、検察官が主張する事実認定は、ほとんどが二階堂の捜査段階の供述に依拠するもので、他の者の供述や客観的証拠にも反するもので、理由がないことは明らかである。

第8 結論

1 事実上の争点

被告人が二階堂に現金を受領した際の両名の認識は、2回とも運転と道案内のアルバイト代（1か月分のアルバイト代の前払い）というものであった。投票依頼と選挙運動の対価だとの認識はまったくなかった。このことは繰り返し述べたきたところあり、被告人の行為は構成要件に該当しない。

2 法律上の争点

(1) 可罰的違法性

ア 検察官は、被告人が二階堂に対して2回にわたって各15万円を供与したことは、公職選挙法の禁ずる事前運動及び運動買収の構成要件に該当する旨主張する。そして、各15万円はこの種事犯としては高額であり、可罰的違法性があると言う。

イ 仮に、構成要件に該当するとしても、北秋田市周辺では慣例として行われ、訪問する方も受ける方もまったく違法性の意識がなかったのであり、しかも、実際に二階堂は2か月間「労務」に従事したのであるから、可罰的違法性を欠くものである。

(2) 違法性の意識

ア 検察官は、被告人は過去に3期12年にわたって鷹巣町長を務め、平成15年の同選挙に立候補した経験を有し、多数数回にわたって選挙を経験しており、その経歴や選挙運動歴等に照らせば、本件行為について違法性の意識を欠いていたなどということとはできないと主張する。

イ 被告人が過去に選挙を経験したが、買収が違法であることは当然認識していたが、あいさつ回り等は合法的なものとして認識し、それゆえ、過去の選挙でも行っていたのであり、被告人の選挙運動歴を根拠に被告人に違法性の意識があったとすることはできない。逆である。過去に何ら問題とならなかつたから、今回も何ら疑問を持たず、同様にあいさつ回りと小集会を開催し、そのための運転と道案内役として二階堂を「労務者」として雇ったのである。

(3) 選挙の自由の保障

ア 検察官は、現金を供与して投票や投票取りまとめ等の選挙運動を依頼することが選挙の自由の保障の範疇外であると主張する。

イ 本件ではあいさつ回り行為自体が訴追されているわけではないが、二階堂があいさつ回りやその他の電話かけ行為等を行った、すなわち、選挙運動を行ったことを前提として、二階堂は「単純労務者」ではない

としている。仮に二階堂の行為が「選挙運動」に該当するとすると、やはり、選挙の自由の保障の問題が生じるのである。

ところで、選挙は民主主義の基礎をなすもの。公平・公正になされるためには、候補者の選挙運動などを通じて、自らを選人にアピールすることができ、それによって、選人が候補者の人柄、主張などを十分に知ったうえで投票できなければならない。そのためには、選挙運動についての規制はできるだけ少なくし、自由に行われる必要がある。

民主主義の先進国とされる欧米は諸国では、選挙資金の総量的な制限はあるが、選挙運動そのものに対する規制はほとんどない。選挙運動期間といった定めもないところが多く、したがって、「事前運動」の禁止もない。

イギリスでは、選挙運動は、戸別訪問、候補者討論会、インターネット党を活用して自由に行われる。これらの手法を通じてマニフェストをめぐる政策論争が行われる。アメリカでも選挙運動は原則自由とされている。唯一の制限は選挙資金の総量制限であり、戸別訪問も自由である。ドイツでも規制はほとんどなく、戸別訪問も自由である。フランスでは、選挙運動目的の商業広告、投票日当時の一定の選挙運動などは禁止されているが、それ以外は、戸別訪問、選挙集会等大半の選挙運動は自由である。

これら民主主義の先進国と比べて、我が国の規制は事実上、「原則禁止、例外的な場合にのみ認められる」というもので、厳しく制限する極めて特異なものである。

公選法は、選挙の自由・公正に対する弊害を防止することを目的としているが、一律に禁止することは政治的言論の自由が制限され、違憲だとする学説も多く、下級審では違憲判決も出ているところである。

以上、選挙の自由の保障の重要性に鑑みれば、本件の「あいさつ回

り」等の行為を公選法に違反するとして処罰するとすれば、選挙の自由を保障した憲法21条に違反すると言ふべきである。

3 結論

以上いずれの点から見ても、本件現金授受は公職選挙法違反として処罰の対象となるものではない。

被告人は無罪である。

以上